

杉並区総合計画

令和 6 年度（2024 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

杉並区実行計画（第 2 次）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

改 定 案

【目次】

防災・防犯	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち	
施策 1	強くしなやかな防災・減災まちづくり	14
施策 2	地域の防災対応力の強化	20
施策 3	犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり	26
まちづくり・地域産業	多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち	
施策 4	地域の魅力あふれる多心型まちづくり	30
施策 5	人々の暮らしを支える都市基盤の整備	34
施策 6	誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備	38
施策 7	暮らしやすい住環境の形成	44
施策 8	にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興	50
環境・みどり	気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち	
施策 9	質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進	56
施策 10	快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現	62
施策 11	グリーンインフラを活用した都市環境の形成	66
健康・医療	「人生 100 年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち	
施策 12	いきいきと住み続けることができる健康づくり	72
施策 13	地域医療体制の充実	76
福祉・地域共生	すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち	
施策 14	人権を尊重する地域社会の醸成	82
施策 15	地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり	86
施策 16	高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援	90
施策 17	障害者の社会参加と地域生活の支援	98
子ども	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち	
施策 18	子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	106
施策 19	子どもの居場所づくりと育成支援の充実	112
施策 20	安心して子育てできる環境の整備・充実	116
施策 21	障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備	122
学び	共に認め合い、みんなでつくる学びのまち	
施策 22	学び続ける力を育む学校教育の推進	126
施策 23	多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進	132
施策 24	身近に活用できる教育環境の整備・充実	136
施策 25	生涯にわたる学びの支援	142
施策 26	多様な地域活動への支援	146
文化・スポーツ	文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち	
施策 27	多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進	150
施策 28	次世代への歴史・文化の継承	154
施策 29	誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくり	158

「杉並区総合計画」等の改定について

区は令和3年度（2021年度）に、区が目指す概ね10年後のまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」とする基本構想を策定しました。基本構想では8つの分野ごとの将来像を以下のとおり描いています。

【杉並区基本構想が掲げる目指すまちの姿と分野ごとの将来像】

概ね10年程度を展望した杉並区が目指すまちの姿

「みどり豊かな 住まいのみやこ」

分野ごとの将来像

防災・防犯	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち
まちづくり 地域産業	多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち
環境・みどり	気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち
健康・医療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち
福祉・地域共生	すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち
子ども	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち
学 び	共に認め合い、みんなでつくる学びのまち
文化・スポーツ	文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

基本構想が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋として、令和4年（2022年）1月に「杉並区総合計画」「杉並区実行計画」「杉並区区政経営改革推進計画」「杉並区協働推進計画」「杉並区デジタル化推進計画」「杉並区区立施設再編整備計画」を策定し、同年4月から取組を開始しました。また、令和5年（2023年）3月には、社会経済環境や事情の変化、新区長就任に伴い早急に対応を要する内容等を反映するため、計画の一部修正を行いました。

計画の改定は3年ごとに実施することとしていましたが、この間の社会経済環境の変化に的確に対応するため、また、区長公約において示された取組の実現や、区民参画に基づく対話協調型区政の更なる推進のため、今回、予定していた計画改定を1年前倒しで実施します。

○計画の構成

(1) 杉並区総合計画

- 基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋について、長期的な視点に立って示す計画です。
- 8つの分野ごとの将来像に向けた取組を具体化するための29の施策を定めています。
- 29の施策展開を支える基盤となる「区政経営改革」「協働」「デジタル化」の推進を図るための基本方針を示しています。

(2) 杉並区実行計画

- 総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組・事業を具体的に明らかにした、財政上の裏付けを有する計画です。
- 計画事業については、各年度の事業量と実施時期、所要経費を明らかにしています。

(3) 杉並区区政経営改革推進計画

- 従来のコスト削減や効率化を追求した「量の改革」に加え、区民サービスの質をいかに高めるかといった「質の改革」も重要であるとの認識に立ち、区政経営を推進していく取組を示す計画です。

(4) 杉並区協働推進計画

- 本格的な超高齢社会の到来や地域課題が複雑化・高度化していくことが予想される中、地域に開かれた多様な主体がつながる新たな協働の仕組みを形づくるとともに、これまで行ってきた協働の取組を一層深化させるための計画です。協働に取り組む姿勢は区の全ての事業施行の基本であると位置付けることとし、その中で特に重点的な取組を計画化しています。

(5) 杉並区デジタル化推進計画

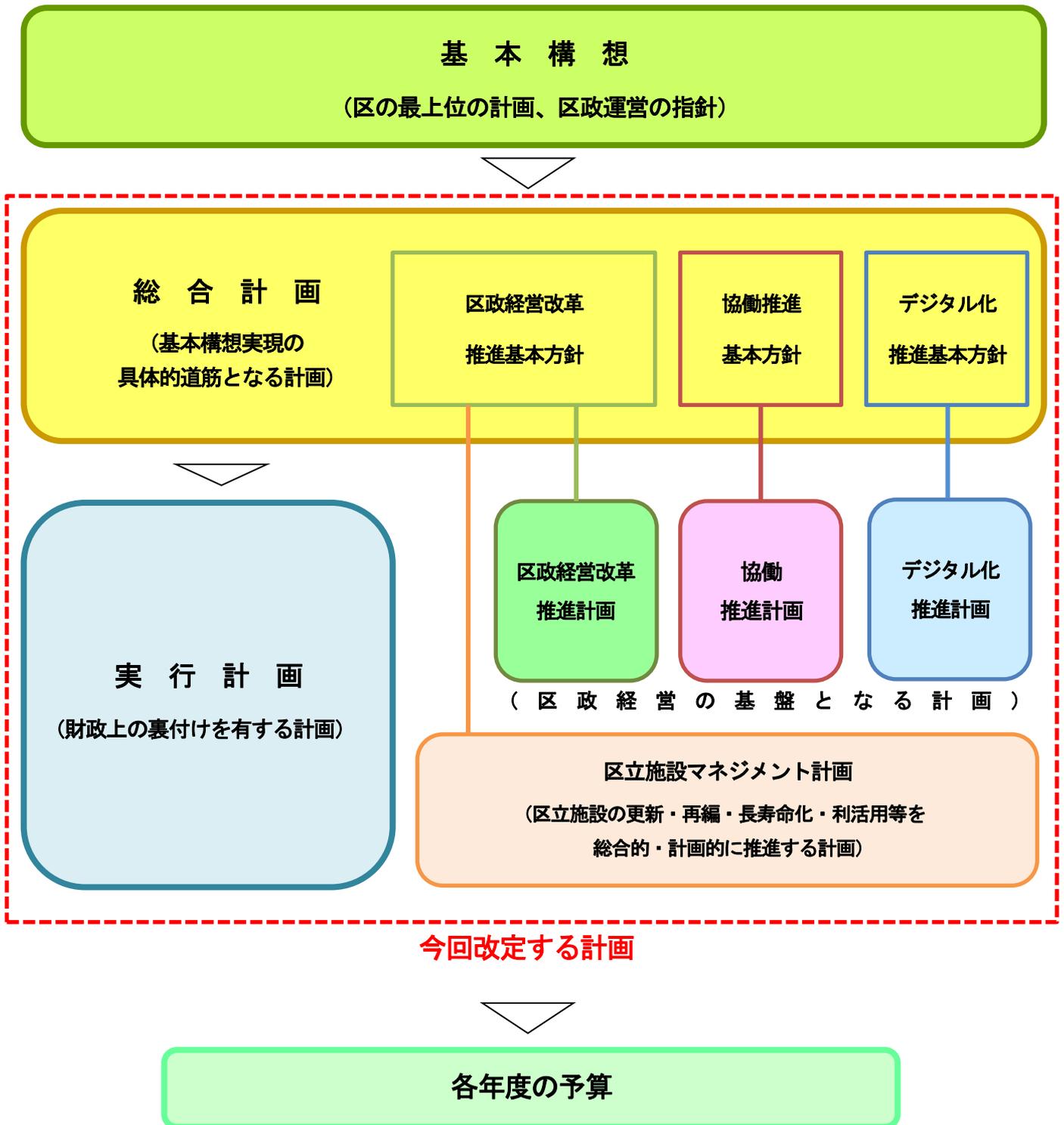
- ICTの急速な進展やコロナ禍を契機とした社会変容を背景に、あらゆる分野においてデジタル化の推進が求められており、区民サービスの向上と業務の効率化などの視点から、行政のデジタル化を推進するための計画です。

(6) 杉並区区立施設マネジメント計画（旧 杉並区区立施設再編整備計画）

- 総合計画に掲げる区政経営改革推進基本方針に基づき、区立施設の更新・再編・長寿命化・利活用等について区民と共に考えながら、総合的・計画的に推進するための計画です。

これまでの各計画は、計画間で内容が重複している取組が多くあったため、令和6年度（2024年度）を始期とする各計画においては、その内容を整理し、重複を解消することで、より分かりやすい構成としました。

○計画の体系図



○計画期間

(1) 総合計画

- ・総合計画の計画期間は、基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋となる9年間（令和4～12年度）（2022～2030年度）の計画です。今回、令和6～12年度（2024～2030年度）の7か年の計画について、改定します。
- ・また、3か年ごとに計画の改定を行いますが、必要に応じて毎年度修正を行います。
- ・なお、令和8年度（2026年度）には、取組の進捗状況等を見極めた上で、令和13年度（2031年度）以降の基本構想、総合計画等の計画期間の延長等について、検討を行うこととします。

(2) 実行計画

- ・実行計画の計画期間は、総合計画の9年間で3つの期間に分け、3か年としていますが、昨今の社会経済環境等の変化に的確に対応するため、計画を1年前倒しで改定し、第2次計画の計画期間は令和6～8年度（2024～2026年度）とします。
- ・計画期間は3か年としていますが、必要に応じて毎年度修正を行います。

(3) その他計画

- ・区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画、区立施設マネジメント計画の計画期間は、総合計画・実行計画に準じた取り扱いとします。

(計画期間イメージ)



〇人口の見通し

総合計画等の改定に当たり、計画策定の基礎とするため、令和6年（2024年）から令和52年（2070年）までを対象期間とした、将来人口推計を行いました。

（1）推計方法等の概要

推計方法	コーホート要因法（年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（出生や死亡、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法）
基準人口	杉並区の住民基本台帳登録人口（令和5年（2023年）1月1日時点）
出生率	令和4年（2022年）の杉並区合計特殊出生率（0.94）
出生男女比	東京都の出生男女性比（平成28年（2016年）から令和3年（2021年）の平均値（105.2））
生残率	「令和2年（2020年）都道府県別生命表（東京都）」及び「令和3年（2021年）簡易生命表（厚生労働省）」数値
人口移動 （転入率・転出率）	杉並区外の地域との転入・転出実績を基礎（コロナ禍の特殊な事情を除くため、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）までの5年の平均。ただし、外国人は平成23年（2011年）から令和2年（2020年）までの過去10年の平均）

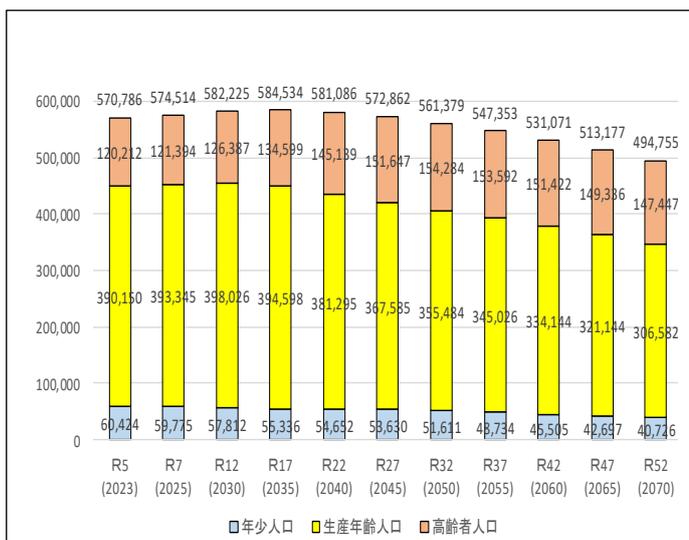
（2）推計結果の概要

①人口ピーク

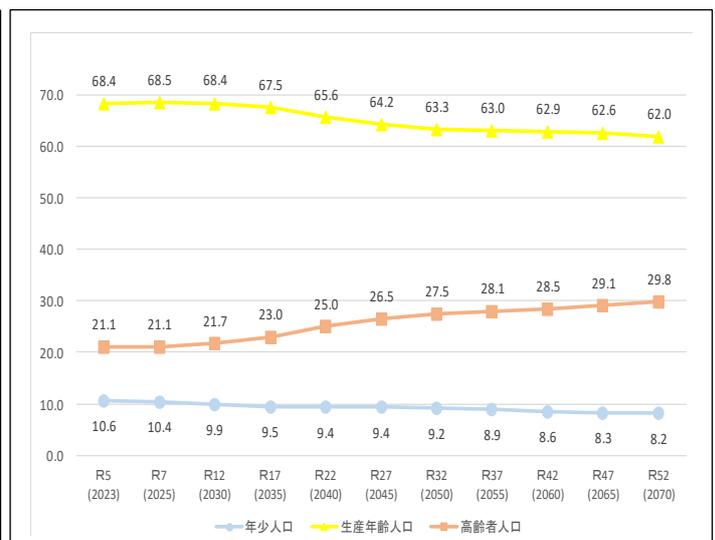
総人口	584,534人（R17(2035)）
年少人口（0-14歳）	60,142人（R6(2024)）
生産年齢人口（15-64歳）	398,447人（R14(2032)）
高齢人口（65歳以上）	154,383人（R33(2051)）
高齢化率	29.8%（R52(2070)）

※（ ）内は、ピークとなる年度を記載。

②人口の推移



③人口構成割合の推移



- ・総人口は、令和17年（2035年）をピークに減少していくことが見込まれます。
- ・また、年少人口と生産年齢人口の割合は減少する一方、高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、令和52年（2070年）には、4人に1人以上が高齢者となる29.8%まで上昇する見込みです。

OSDGsと区の実践について

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、令和12年（2030年）に向けた国際目標である「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が、採択されました。

今回改定する計画においても、区の実践的取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が連なっていることを区民と共有したうえで、各計画事業を推進していきます。

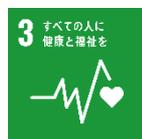
【SDGsに掲げる17のゴール】



■目標1
貧困をなくそう



■目標2
飢餓をゼロに



■目標3
すべての人に健康と福祉を



■目標4
質の高い教育をみんなに



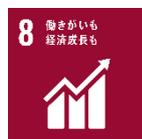
■目標5
ジェンダー平等を実現しよう



■目標6
安全な水とトイレを世界中に



■目標7
エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



■目標8
働きがいも 経済成長も



■目標9
産業と技術革新の基盤を
つくろう



■目標10
人や国の不平等をなくそう



■目標11
住み続けられるまちづくりを



■目標12
つくる責任 つかう責任



■目標13
気候変動に具体的な対策を



■目標14
海の豊かさを守ろう



■目標15
陸の豊かさを守ろう



■目標16
平和と公正をすべての人に



■目標17
パートナーシップで目標を
達成しよう

〇まち・ひと・しごと創生総合戦略について

総合計画等は、基本構想に掲げる区が目指すまちの姿や分野ごとの将来像の実現を図るための具体的な道筋となる計画ですが、将来にわたって地域の活力を維持することを目標とする、まち・ひと・しごと創生法に基づく「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の趣旨や内容を備えていることから、総合戦略を包含するものとして位置づけます。

分野別 施策・事業体系

防災・防犯

みんなで作る、災害に強く、犯罪を生まないまち

1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

- 耐震化の促進
- 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 総合的な水害対策の推進
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進
- 無電柱化の推進
- 都市計画道路の整備
- 地域の核となる公園の整備

2 地域の防災対応力の強化

- 災害時拠点施設の整備・機能拡充
- 備蓄物資の充実
- 発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進
- ICT活用による災害情報等の収集・発信
- 災害時要配慮者支援の推進
- 災害時医療体制の充実

3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 消費者被害防止対策の推進
- 街路灯の整備

まちづくり 地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 駅周辺まちづくりの推進
- 地区計画等によるまちづくりの推進
- まちづくり活動の支援

5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

- まちづくり施策の総合的推進
- 鉄道連続立体交差化の推進
- 都市計画道路の整備
- 生活道路等の整備
- 都市基盤情報の整備

6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

- 人と環境にやさしい交通DX・GXの推進
- 自転車活用の推進
- 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実
- 交通安全施設の整備
- 街路灯の整備

7 暮らしやすい住環境の形成

- 良好な景観づくりの推進
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進
- 住宅確保要配慮者の居住支援の充実
- 公営住宅の運営
- 総合的な空家等対策の推進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保

8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

- 中小企業の経営と創業の支援の充実
- 就労支援と多様な働き方の推進
- 地域に根ざした商店街の活性化促進
- 魅力的な観光情報発信の推進
- アニメを活用した誘客促進
- 都市農業の支援・保全と地産地消の推進

- 施策数 29施策
- 計画事業 131事業
- 重点計画事業 68事業

【凡 例】

- 施策
- 計画事業
- 重点計画事業
- 再掲計画事業(他分野の目標達成に寄与する計画事業)

環境
みどり

気候危機に立ち向かい、みどりあふれる
良好な環境を将来につなぐまち

9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

- 創エネルギー事業の推進
- 省エネルギー対策の推進
- 環境学習・環境意識の醸成
- 区施設の環境対策の推進
- 区民及び事業者参加による気候変動対策の推進
- 総合的な水害対策の推進
- 生活道路等の整備
- 街路灯の整備
- みどりを守る
- みどりを創る

10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

- ごみの発生抑制の推進
- 限りある資源の有効活用の促進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保
- ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

- みどりを守る
- みどりを創る
- みどりを育てる
- みどりの質を高める
- 水辺環境の再生・創出
- 菖外荘公園の整備
- 地域の核となる公園の整備
- 身近な公園の整備
- 誰もが利用しやすい公園改修
- 環境学習・環境意識の醸成

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに
生きることができるまち

12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

- 区民と進める健康づくりの推進
- 生活習慣病予防の推進
- がん対策の推進
- 心の健康づくりの推進
- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

13 地域医療体制の充実

- 救急医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実
- 在宅医療体制の充実
- 感染症対策の推進
- 障害者の地域医療体制の整備

14 人権を尊重する地域社会の醸成

- 人権尊重の啓発等の推進
- 男女共同参画の推進
- 性の多様性が尊重される地域社会の実現
- 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 子どもの権利擁護の推進
- 多文化共生・国内外交流の推進

15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

- 包括的な支援体制の構築
- 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- 動物と共生できる地域社会づくりの推進
- 災害時要配慮者支援の推進
- 区民と進める健康づくりの推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実

16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

- 認知症施策の推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 地域の見守り体制の充実
- 家族介護者支援の充実
- 介護サービス基盤の整備
- 高齢者いきがい活動の充実
- 在宅医療体制の充実

17 障害者の社会参加と地域生活の支援

- 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保
- 障害者の就労支援の推進・拡充
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 障害者の社会参加支援の推進
- 高齢の障害者等への支援の充実
- 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実
- 障害者の地域医療体制の整備
- 障害者スポーツの推進

18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

- 子どもの権利擁護の推進
- 子どもの意見表明・参画の推進
- 子どもの貧困対策の推進
- 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築
- ヤングケアラー支援の推進

19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

- より良い子どもの居場所づくりの推進
- 次世代育成基金の活用推進
- 地域における子育て支援体制の充実
- 学童クラブの整備・充実

20 安心して子育てできる環境の整備・充実

- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実
- 保育の質の向上
- 多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- 学童クラブの整備・充実
- ひとり親家庭支援の充実
- 就学前教育の充実

21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

- 未就学児の療育体制の充実
- 学齢期の障害児支援の充実
- 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

22 学び続ける力を育む学校教育の推進

- 学び続ける力の育成
- ICTを活用した教育の推進
- 就学前教育の充実
- 教員の働き方改革の推進
- 部活動の充実
- 地域と共にある学校づくりの充実

23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育の充実
- 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備
- 教育相談体制の充実
- 不登校児童・生徒支援体制の整備

24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

- 学校施設の有効活用の推進
- 区立小中学校の増改築
- 区立小中学校の長寿命化改修
- ICTを活用した図書館サービスの充実
- 図書館の整備

25 生涯にわたる学びの支援

- 社会教育士の育成・活用
- 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
- 地域と学校の協働活動の充実
- 歴史・文化に親しむ機会の充実

26 多様な地域活動への支援

- 地域活動団体への支援
- 地域活動を担う人材の育成・支援
- 地域活動拠点の整備

文化スポーツ 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

27 多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進

- 文化・芸術活動の創造と発信
- 文化・芸術活動の支援
- 多文化共生・国内外交流の推進
- 平和事業の推進

28 次世代への歴史・文化の継承

- 歴史・文化に親しむ機会の充実
- 区の歴史・文化情報の発信
- 荻外荘公園の整備

29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実
- 障害者スポーツの推進
- 体育施設の整備・充実

区政経営の基本姿勢

区政経営改革推進基本方針

方針1 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

- #### 1 事業運営の改善や執行方法の見直し
- 行政評価の実施
 - 行政のデジタル化を通じた区民サービスの向上と行政運営の効率化
 - 民営化宿泊施設（コニファーいわびつ）の見直し
 - 公園管理体制の見直し
 - 自転車駐車場の管理・運営の見直し
 - 地域区民センターの管理・運営方法の見直し
 - 区立施設を活用したふれあいの家の賃料の適正化
 - 敬老会の見直し
 - 区保育室の廃止
 - 区政情報の共有の推進
 - 学校徴収金の公会計化
 - 学童クラブおやつ代の公会計化
 - 民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供
 - 公共サービスを提供する民間事業者等に対する管理・監督の徹底
 - 多様な主体との協働の推進
 - 学童クラブ運営委託の実施
 - 入札・契約制度の改革

- #### 2 人材育成と効率的な組織運営
- 時代の変化に挑戦する職員の育成
 - 将来を見据えた組織体制の構築
 - 柔軟で効率的な働き方の推進
 - 定員管理方針に基づく職員数の適正管理
 - 保育園調理用業務の委託の実施
 - 学校用業務等の包括委託の実施
 - 学校給食の調理委託の実施

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現

- #### 1 安定した財政基盤の構築と持続可能な財政運営
- 持続可能な財政運営の確保
- #### 2 財源の確保
- 区有財産の有効活用
 - 区営住宅の駐車場の貸出
 - 広告収入等の確保
 - 税・保険料・利用料等の収納率の向上
 - ふるさと納税制度による寄附の受入れ
 - 消費期限の迫った備蓄食料品の処理コスト削減
- #### 3 負担の適正化
- 補助金の見直し
 - 使用料・手数料等の見直し
 - 奨学資金の償還の促進
 - 事業系有料ごみ処理券貼付の適正化
 - 長寿応援ポイント事業の見直し
 - 子育て応援券事業の見直し

方針3 対話協調型区政の推進

- #### 1 区民に「伝わる」情報発信
- 戦略的広報の推進
- #### 2 対話の場の拡充
- 区政を話し合う会（聴くくオフ・ミーティング）の実施

方針4 自治の更なる発展と自治体間連携の強化

- #### 1 自治・分権の推進
- 自治の発展に向けた取組の推進
 - 参加型予算の実施
 - 気候区民会議の開催
- #### 2 隣接自治体等との連携
- 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上
- #### 3 基礎自治体間の広域連携
- 基礎自治体間の広域連携の実施

方針5 施設マネジメントの推進*

※別冊「杉並区立施設マネジメント計画（第1期）・第1次実施プラン」参照

● 区政経営改革推進計画

5方針 45取組

協働推進基本方針

方針1 多様な主体との連携による協働の推進

- 公民連携プラットフォームの運用
- 包括連携協定による地域活動等の推進
- 地域活動団体への支援
- 協働提案制度の実施
- すぎなみ地域大学等による地域人材の育成
- 新たな協働による課題解決に向けた職員の意識啓発
- 協働の推進を目的とした外部人材の活用

方針2 区と地域団体等による課題解決に向けた協働の取組

- 地域防災力の向上
- 区民参加のまちづくりの推進
- 杉並産農産物の地産地消の推進
- 空家等利活用相談窓口の開設
- 創エネルギー及び省エネルギーの普及・推進
- エコチャレンジ事業
- 食品ロスの削減
- 区民の参加による健康づくり
- 食育の推進
- 健康づくり応援店事業の実施
- 民間運動施設との協定による生活習慣病予防の推進
- 区立学校と区内都立学校との連携協働による教育活動の推進
- 文化・芸術の創造性を活かしたまちの魅力づくり

● 協働推進計画

2方針 20取組

デジタル化推進基本方針

方針1 デジタル技術を活用した区民サービスの向上

1 簡単・便利な行政手続の実現

- 行政手続のオンライン化の推進
- 窓口サービスの改善に向けたデジタル技術の活用
- 手数料・使用料へのキャッシュレス決済の導入・推進
- マイナンバー制度を活用した区民の利便性向上
- eLTAXを活用した行政サービスの向上
- 粗大ごみ受付システムの充実

2 伝わる・使えるが体感できる情報発信

- 地域BWA活用の促進
- SNS等を活用した情報発信等の充実
- 区ホームページの見直し
- 行政保有データのオープン化の拡充

3 福祉や医療・産業等の充実に向けたデジタル化

- 区内就労促進と産業振興のための情報発信
- AIを活用した健診結果予測分析による被保険者の健康保持増進
- デジタル技術を活用した保育サービスの提供
- 保育所等利用申込みに係るチャットボット及びオンライン面談の導入
- 建築行政手続におけるデジタル化の推進

4 デジタルデバイドの解消に向けた取組

- デジタルデバイス対策の推進

方針2 行政内部のデジタル化による効率化の推進

1 デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

- 新たなデジタル技術を活用した業務の効率化
- データに基づく行政運営の推進
- 住民情報系システムの標準化
- 電子契約の導入
- デジタル技術を活用した滞納整理事務の効率化
- 3次元デジタルデータの活用推進

2 持続的・効果的なデジタル化の推進

- 情報化経費精査の実施

3 外部人材の活用、デジタル人材の育成

- 行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用
- デジタル技術の活用に向けた人材育成の推進
- 職員の情報セキュリティ教育の強化

4 デジタル技術を活用した職員の職場環境の充実

- 職員が働きやすい環境を整備するための情報インフラの再構築

5 安定した行政サービス提供のための情報セキュリティ対策

- 情報セキュリティ体制の強化
- 災害に備えた情報システムの運用体制の強化
- 情報セキュリティ監査等の実施

● デジタル化推進計画

2方針 30取組

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

近い将来、発生するおそれ指摘されている首都直下地震等の大規模自然災害から区民の生命や財産を守るため、平時から建物が倒れにくく燃えにくいまちづくりを推進します。また、近年多発している集中豪雨や大型化する台風等に備えるため、総合的な水害対策を行い、風水害に強いまちづくりを推進します。あらゆる災害を想定し事前に備えることで、災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができる、安心して住み続けられるまちを目指します。

施策の現状と課題

- 区内には大規模災害時に木造住宅密集地域等において、延焼被害の拡大が懸念される地域があるため、建築物の耐震化や不燃化を進めることが喫緊の課題です。
- 区内の道路の約3割は幅員4m未満の狭あい道路^{※1}が占めています。大規模災害時の円滑な避難及び緊急車両の通行の妨げとなるおそれがあるため、狭あい道路の拡幅整備などを着実に進める必要があります。
- 近年多発する集中豪雨や台風による水害に備えるため、これまで以上に都市型水害^{※2}への対策が重要な課題となっています。
- あらゆる災害を想定し事前に備えることで、災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができるまちづくりが強く求められています。

計画最終年度の目標

- 区内の建築物の耐震化や無電柱化が進むことで、災害時でも建築物等が倒れにくいまちづくりが進んでいます。
- 木造住宅密集地域等において建築物等の不燃化が進んでいることに加え、オープンスペースや円滑な通行のための道路空間が確保されることによって、燃えにくいまちづくりが進んでいます。
- 東京都の河川改修事業や雨水流出抑制対策^{※3}などが進むことによって、水害が起りにくいまちづくりが進んでいます。
- 災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができるまちづくりが進んでいます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	区内建築物の耐震化率	耐震性を有する建物棟数 ÷ 建物総棟数 × 100
2	木造住宅密集地域(不燃化特区 ^{※4})の不燃領域率	空地率 + (1 - 空地率 ÷ 100) × 不燃化率
3	雨水流出抑制対策施設の整備率	流域豪雨対策計画の目標対策量 ^{※5} (627,000m ³)に対する雨水流出抑制対策整備量の割合
4	狭あい道路の拡幅整備率	「拡幅整備を要する総延長 (614km)」に対する「拡幅整備総延長」が占める割合



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 区内建築物の耐震化率	93.7 (4年度)	96.3	99.0以上	%
2 木造住宅密集地域(不燃化特区)の不燃領域率	62.8 (4年度)	67.1	70.0	%
3 雨水流出抑制対策施設の整備率	56.8 (4年度)	71.1	83.0	%
4 狭あい道路の拡幅整備率	41.7 (4年度)	49.3	55.8	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 耐震化の促進 【重点】
- 2 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進 【重点】
- 3 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 4 総合的な水害対策の推進
- 5 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進 【重点】
- 6 無電柱化の推進 【重点】
- 7 都市計画道路の整備 【再掲】 (施策5-3)
- 8 地域の核となる公園の整備 【再掲】 (施策11-7)

※1 狭あい道路:通行上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたすことが予想される幅員4メートル未満で、一般交通の用に供されている道路

※2 都市型水害:都市化に伴う土地の保水機能、遊水機能の低下等に起因する河川や下水道の処理能力を超えた水量が流れ込むことで起こる水害

※3 雨水流出抑制対策:宅地内に降った雨水が直接下水道に流れ込むのを防ぎ、下水道や河川への負担を軽減するための対策

※4 不燃化特区:東京都の「防災都市づくり推進計画」に定める木造住宅密集地域の中でも地域危険度が高いなど、特に重点的、集中的に防災性の改善を図るべき地区として区が整備プログラムを作成し、都が不燃化特区(不燃化推進特定整備地区)として指定する制度
区内では「杉並第六小学校周辺地区」及び「方南一丁目地区」が指定されている(事業期間は令和7年度(2025年度)末で終了予定)

※5 流域豪雨対策計画の目標対策量:都が平成19年(2007年)に策定(平成26年(2014年)改定)した「豪雨対策基本方針」に基づき、河川や下水道の整備のほか、流域対策やまちづくり対策の内容を定めた「流域豪雨対策計画」において示された杉並区が分担する流域対策の目標量

1 耐震化の促進

【重点】

首都直下地震等の発生に備え、耐震性が不足している旧耐震基準^{※1}住宅の耐震改修や除却に係る費用助成を実施するとともに、熊本地震で一部倒壊が見られた新耐震基準^{※2}木造住宅についても耐震改修に係る費用助成を実施します。また、震災時において救急・救命活動や緊急物資輸送に重要な特定緊急輸送道路^{※3}に加え、一般緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断及び耐震改修等に係る費用助成を実施します。耐震化を促進するためには、建物所有者等の主体性が必要であり、周知・啓発に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	旧耐震基準住宅 耐震診断助成 218件 耐震改修助成 53件 木造住宅除却助成 90件	旧耐震基準住宅 耐震診断助成 190件 耐震改修助成 50件 木造住宅除却助成 70件	旧耐震基準住宅 耐震診断助成 190件 耐震改修助成 50件 木造住宅除却助成 70件	旧耐震基準住宅 耐震診断助成 190件 耐震改修助成 50件 木造住宅除却助成 70件	旧耐震基準住宅 耐震診断助成 570件 耐震改修助成 150件 木造住宅除却助成 210件
	新耐震基準木造住宅 耐震診断助成 80件 耐震改修助成 20件	新耐震基準木造住宅 耐震診断助成 90件 耐震改修助成 20件	新耐震基準木造住宅 耐震診断助成 90件 耐震改修助成 20件	新耐震基準木造住宅 耐震診断助成 90件 耐震改修助成 20件	新耐震基準木造住宅 耐震診断助成 270件 耐震改修助成 60件
	特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修・除却等 助成 14件	緊急輸送道路沿道建築物(特定・一般) 耐震診断助成 5件 耐震改修・除却等 助成 14件	緊急輸送道路沿道建築物(特定・一般) 耐震診断助成 5件 耐震改修・除却等 助成 14件	緊急輸送道路沿道建築物(特定・一般) 耐震診断助成 5件 耐震改修・除却等 助成 14件	緊急輸送道路沿道建築物(特定・一般) 耐震診断助成 15件 耐震改修・除却等 助成 42件
	制度の周知・啓発	制度の周知・啓発	制度の周知・啓発	制度の周知・啓発	制度の周知・啓発

※1 旧耐震基準:建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年(1981年)5月31日までの建築確認において適用されていた基準

※2 新耐震基準:建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年(1981年)6月1日以降の建築確認基準をいう

※3 緊急輸送道路:地震発生直後から緊急輸送を円滑に行うため東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と都が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。このうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるものとして都が指定した道路を特定緊急輸送道路、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路を一般緊急輸送道路としている(区内の特定緊急輸送道路:青梅街道、環状七号線など7路線、区内の一般緊急輸送道路:早稲田通り、五日市街道など10路線)

2 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進

【重点】

首都直下地震等の発生に備え、火災による延焼被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域を中心に、建築物の不燃化建替え支援を進めるとともに、不燃化特区内においては、空地の確保や道路拡幅整備の強化を図るなど、不燃化をより一層促進します。

また、災害時に震災救援所として機能する区立小・中学校等周辺や緊急道路障害物除去路線等沿道建築物^{※1}の不燃化建替えを促進するほか、不燃化の取組の普及・啓発活動を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	建築物不燃化助成 145件	建築物不燃化助成 145件	建築物不燃化助成 145件	建築物不燃化助成 145件	建築物不燃化助成 435件
	不燃化特区等の支援 老朽建築物除却助成 52件 建替促進助成 26件 戸別訪問調査 空地・避難路確保	不燃化特区等の支援 老朽建築物除却助成 52件 建替促進助成 26件 戸別訪問調査 空地・避難路確保	不燃化特区等の支援 老朽建築物除却助成 52件 建替促進助成 26件 戸別訪問調査 空地・避難路確保	不燃化特区等の支援 老朽建築物除却助成 52件 建替促進助成 26件 戸別訪問調査 空地・避難路確保	不燃化特区等の支援 老朽建築物除却助成 156件 建替促進助成 78件 戸別訪問調査 空地・避難路確保
	方南一丁目地区 防災まちづくり計画 検討	方南一丁目地区 防災まちづくり計画 検討・策定	方南一丁目地区 防災まちづくり計画 推進	方南一丁目地区 防災まちづくり計画 推進	方南一丁目地区 防災まちづくり計画 検討・策定・推進
	制度の周知・啓発	制度の周知・啓発	制度の周知・啓発	制度の周知・啓発	制度の周知・啓発

※1 緊急道路障害物除去路線等沿道建築物: 東京都の緊急輸送道路(高速道路や一般国道、これらを連絡する幹線道路と都知事が指定する防災拠点と相互に連絡する道路)と区の救援活動施設等を結ぶ道路で、区が震災直後において、障害物の除去や応急復旧作業を優先的に行う路線等沿道の建築物

3 橋梁の長寿命化と補強・改良

橋梁の定期点検を行い、劣化や損傷を早期に把握するとともに、劣化の進行を予測することで劣化や損傷が軽微な段階で計画的な対策を行う予防保全型の維持管理を実施し、橋梁の長寿命化を推進します。また、災害に備えて耐震補強を実施することにより、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保します。東京都が行う河川整備に伴う橋梁の架替えについては、橋梁の拡幅を伴う場合に建設負担を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	長寿命化 修繕4橋 設計3橋 定期点検	長寿命化 修繕1橋 設計5橋 定期点検	長寿命化 修繕3橋 設計4橋	長寿命化 修繕6橋	長寿命化 修繕10橋 設計9橋 定期点検
	耐震補強 整備1橋 設計1橋	耐震補強 設計1橋	耐震補強 整備2橋 設計2橋	耐震補強 整備2橋	耐震補強 整備4橋 設計3橋
	都橋梁架替に伴う 拡幅等 建設負担	都橋梁架替に伴う 拡幅等 建設負担	都橋梁架替に伴う 拡幅等 建設負担	都橋梁架替に伴う 拡幅等 建設負担	都橋梁架替に伴う 拡幅等 建設負担

4 総合的な水害対策の推進

近年多発する集中豪雨や台風による水害に備え、公共施設の雨水浸透・貯留施設の設置をはじめ、個人住宅を対象とした雨水浸透施設の設置助成や民間施設への協力要請など、雨水の下水道への流出を抑制するための取組を推進します。また、水害が多発する地域において被害の実態に応じた対策を行うとともに、東京都に河川・下水道整備事業の促進を要請していきます。さらに、河川水位や雨量を監視する水防情報システム^{※1}を適切に維持管理するほか、IoT街路灯システム^{※2}を活用して、河川の状況をライブ映像により区民に提供するなど、水害に強いまちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	雨水流出抑制対策 雨水浸透施設設置 助成 100戸	雨水流出抑制対策 雨水浸透施設設置 助成 100戸	雨水流出抑制対策 雨水浸透施設設置 助成 100戸	雨水流出抑制対策 雨水浸透施設設置 助成 100戸	雨水流出抑制対策 雨水浸透施設設置 助成 300戸
	水害多発地域対策 雨水排水能力の強化 雨水浸透・貯留能力 の強化 東京都との連携・ 事業促進要請	水害多発地域対策 雨水排水能力の強化 雨水浸透・貯留能力 の強化 東京都との連携・ 事業促進要請	水害多発地域対策 雨水排水能力の強化 雨水浸透・貯留能力 の強化 東京都との連携・ 事業促進要請	水害多発地域対策 雨水排水能力の強化 雨水浸透・貯留能力 の強化 東京都との連携・ 事業促進要請	水害多発地域対策 雨水排水能力の強化 雨水浸透・貯留能力 の強化 東京都との連携・ 事業促進要請
	ICTを活用した 水害対策 水防情報システムの 改修 IoT街路灯システムの 活用	ICTを活用した 水害対策 水防情報システムの 改修 IoT街路灯システムの 活用	ICTを活用した 水害対策 水防情報システムの 改修 IoT街路灯システムの 活用	ICTを活用した 水害対策 水防情報システムの 改修 IoT街路灯システムの 活用	ICTを活用した 水害対策 水防情報システムの 改修 IoT街路灯システムの 活用

※1 水防情報システム:区が管理する雨量計・河川水位計の観測装置のシステム

※2 IoT街路灯システム:インターネットにつながった街路灯に設置したカメラやセンサーなどを管理するシステム

5 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進

【重点】

首都直下地震の発生等に備え、円滑な避難及び緊急車両の通行を確保するため、狭あい道路の拡幅整備を促進します。特に、木造住宅密集地域など震災時に火災危険度が高い地区(整備地区)や、拡幅の必要性が高い路線(重点整備路線)の拡幅整備に重点的に取り組みます。また、戸別訪問により、拡幅整備に伴う塀の除却費等助成制度の活用を促進するなど、対象地域への働きかけをより一層強化します。

また、道路空間となる後退用地^{※1}に置かれた支障物件^{※2}の除却や電柱のセットバック^{※3}を促進し、道路空間を確保します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	狭あい道路拡幅整備 拡幅整備10,000m	狭あい道路拡幅整備 拡幅整備10,000m	狭あい道路拡幅整備 拡幅整備10,000m	狭あい道路拡幅整備 拡幅整備10,000m	狭あい道路拡幅整備 拡幅整備30,000m
	重点整備路線等の 拡幅整備の促進 戸別訪問等の実施	重点整備路線等の 拡幅整備の促進 戸別訪問等の実施	重点整備路線等の 拡幅整備の促進 戸別訪問等の実施	重点整備路線等の 拡幅整備の促進 戸別訪問等の実施	重点整備路線等の 拡幅整備の促進 戸別訪問等の実施
	支障物件除却促進	支障物件除却促進	支障物件除却促進	支障物件除却促進	支障物件除却促進
	電柱のセットバック 事業者等要請	電柱のセットバック 事業者等要請	電柱のセットバック 事業者等要請	電柱のセットバック 事業者等要請	電柱のセットバック 事業者等要請

※1 後退用地:建築基準法第42条第2項に規定する道路に接する敷地の一部で、道の中心線とその中心線からの水平距離2メートルの線との間にあるもの

※2 支障物件:土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となるもの(容易に移動させることができるもののほか、建築基準法に規定する建築物や擁壁は除く)

※3 電柱のセットバック:狭あい道路の拡幅整備に伴い、既存の電柱を移設し、防災性の向上と円滑な通行を確保すること

6 無電柱化の推進

【重点】

「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、都市計画道路事業に合わせて整備するとともに、幅員6m以上の生活道路のうち整備効果の高い路線を選定し、順次、区道の無電柱化を進めていきます。また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業^{※1}や駅周辺まちづくり等に伴い、狭い道路を含むエリアについても整備を進めていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整
	補助第221号線 設計	補助第221号線 設計 調整	補助第221号線 設計 調整	補助第221号線 調整	補助第221号線 設計 調整
	区道第2096-1号路線 支障移設工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事 設計	区道第2096-1号路線 電線共同溝設置工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事 設計 電線共同溝設置工事
	—	区道第2131号路線 測量 設計	区道第2131号路線 設計 調整	区道第2131号路線 設計 調整	区道第2131号路線 測量 設計 調整
	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整	阿佐ヶ谷駅北東地区 支障移設工事	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整 支障移設工事
	無電柱化推進方針 検討	無電柱化推進方針 改定	無電柱化推進方針 運用	無電柱化推進方針 運用	無電柱化推進方針 改定・運用

※1 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

施策2 地域の防災対応力の強化

災害時の拠点となる震災救援所の機能の拡充や備蓄物資等を充実させるとともに、発災時に備えた体制づくりや交流自治体等との連携強化、効果的な災害情報の収集と発信、災害時要配慮者^{※1}への支援の充実など、誰一人取り残さない視点に立った防災対応力の強化に向けた取組を推進します。

施策の現状と課題

- 大規模災害発生時は、行政のみの支援には限界があることから、自助・共助・公助の視点から重層的な備えを進めている一方で、震災救援所の運営を担う地域の防災市民組織の方々の高齢化が進んでいます。
- 区民の防災への意識や関心が高まり、区の震災救援所において、プライバシーや安全の確保、女性や高齢者、障害者、外国人等の視点に立った備蓄品の充実など、避難所における生活環境の改善がより一層求められています。
- 災害時要配慮者支援対策では、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)^{※2}の登録者数の増加に向け、取組を継続していく必要があります。

計画最終年度の目標

- 発災時の電源の確保、ICTの活用等により、震災救援所の機能が充実し、避難生活の質の向上が進むとともに、在宅避難者につながる環境が整備されています。
- 区民の防災意識が向上し、電気火災の発生防止や備蓄品の確保、防災訓練への参加など自助・共助の取組が主体的に行われています。
- 災害時における支援の仕組みづくりを通じて、平常時の緩やかな見守りや支え合いが地域で行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	災害時に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合	区民意向調査
2	防災訓練に参加した区民数	—
3	避難生活想定者一人当たりの区内食料備蓄率	区内食料備蓄量 ÷ 避難生活想定者3日分食料
4	地域のたすけあいネットワーク(地域の手)新規登録者数	—



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 災害時に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合	92.3 (4年度)	100	100	%
2 防災訓練に参加した区民数	37,119 (4年度)	42,000	45,000	人
3 避難生活想定者一人当たりの区内食料備蓄率	80.0 (4年度)	100	100	%
4 地域のたすけあいネットワーク(地域の手)新規登録者数	1,385 (4年度)	1,700	1,700	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 災害時拠点施設の整備・機能拡充 【重点】
- 2 備蓄物資の充実 【重点】
- 3 発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進
- 4 ICT活用による災害情報等の収集・発信
- 5 災害時要配慮者支援の推進 【重点】
- 6 災害時医療体制の充実 【再掲】 (施策13-2)

※1 災害時要配慮者: 発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活の各段階において特に配慮を要する高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等

※2 地域のたすけあいネットワーク(地域の手): 要介護状態にある人や自力避難が困難な人などに対し、災害時の避難等に必要な情報をあらかじめ区に登録し、災害発生時に地域住民による安否確認や避難支援に役立てるための制度

1 災害時拠点施設の整備・機能拡充

【重点】

災害対応力の一層の向上を図るため、旧杉並中継所の跡地を活用し井草防災拠点として暫定整備します。また、区立施設の改修等に合わせて、防災機能の強化を図るとともに、発災時の電源確保として、燃料による発電機に加え、太陽光発電による非常用電源が設置されていない震災救援所へポータブル型蓄電池の配備を進めます。

さらに、震災救援所の運営において、混雑状況、在宅避難者の把握、災害時要配慮者の安否確認などについてデジタル化を図ることにより、区民の利便性向上と効率的な運営につなげます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	井草防災拠点の暫定整備 改修0.8所	井草防災拠点の暫定整備 改修0.2所	—	井草防災拠点の暫定整備 改修1所
	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能強化 学校 2所 地域区民センター1所	—	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所 学校 2所 地域区民センター1所
	震災救援所への蓄電池の配備 新規3か所 (累計6か所)	震災救援所への蓄電池の配備 新規9か所 (累計15か所)	震災救援所への蓄電池の配備 新規8か所 (累計23か所)	—	震災救援所への蓄電池の配備 新規17か所 (累計23か所)
	震災救援所運営のデジタル化 検討	震災救援所運営のデジタル化 試行実施	震災救援所運営のデジタル化 試行実施	震災救援所運営のデジタル化 実施	震災救援所運営のデジタル化 試行実施・実施

2 備蓄物資の充実

【重点】

計画的に災害備蓄倉庫の整備を進めていくほか、女性や災害時要配慮者、外国人の視点に加え、感染症対策などの観点も踏まえ、備蓄品の購入・入替を行います。また、発災後3日間を乗り切れるよう、区内食料備蓄の確保に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	災害備蓄倉庫整備	災害備蓄倉庫整備	災害備蓄倉庫整備	災害備蓄倉庫整備	災害備蓄倉庫整備
	備蓄品の計画的な購入・入替	備蓄品の計画的な購入・入替	備蓄品の計画的な購入・入替	備蓄品の計画的な購入・入替	備蓄品の計画的な購入・入替
	区内食料備蓄の確保 0.2日分 (累計2.6日分)	区内食料備蓄の確保 0.2日分 (累計2.8日分)	区内食料備蓄の確保 0.2日分 (累計3.0日分)	—	区内食料備蓄の確保 0.4日分 (累計3.0日分)

3 発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進

区民一人ひとりの災害対応力を高めるため、訓練の充実や人材の育成に取り組むとともに、女性のための防災講座を開催し、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を図ります。また、地域防災の担い手である防災市民組織や消防団への支援や民間事業者の帰宅困難者対策の促進、NPO等との連携強化など災害時における共助の体制を構築します。さらに、区内の火災危険度が高い地域を重点地域として、感震ブレーカー^{※1}の設置支援を継続します。

このほか、自治体スクラム支援会議^{※2}参加自治体との連携のもと、災害時の支援・受援体制の強化を図るとともに、基礎自治体間の相互援助体制を充実させるため、新たな相互援助協定先の拡充に向けた検討を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	防災訓練の実施・充実	防災訓練の実施・充実	防災訓練の実施・充実	防災訓練の実施・充実	防災訓練の実施・充実
	防災人材の育成 地域防災コーディネーターの育成 防災教育の充実 —	防災人材の育成 地域防災コーディネーターの育成 防災教育の充実 女性のための防災講座開催	防災人材の育成 地域防災コーディネーターの育成 防災教育の充実 女性のための防災講座開催	防災人材の育成 地域防災コーディネーターの育成 防災教育の充実 女性のための防災講座開催	防災人材の育成 地域防災コーディネーターの育成 防災教育の充実 女性のための防災講座開催
	防災市民組織・消防団への支援	防災市民組織・消防団への支援	防災市民組織・消防団への支援	防災市民組織・消防団への支援	防災市民組織・消防団への支援
	感震ブレーカー設置支援	感震ブレーカー設置支援	感震ブレーカー設置支援	感震ブレーカー設置支援	感震ブレーカー設置支援
	帰宅困難者対策の周知・PR活動	帰宅困難者対策の周知・PR活動	帰宅困難者対策の周知・PR活動	帰宅困難者対策の周知・PR活動	帰宅困難者対策の周知・PR活動
	自治体間の連携推進	自治体間の連携推進	自治体間の連携推進	自治体間の連携推進	自治体間の連携推進
災害時相互援助協定先 東京都及び都内区市町村ほか7自治体	災害時相互援助協定先の拡充 検討	災害時相互援助協定先の拡充 検討	災害時相互援助協定先の拡充 検討	災害時相互援助協定先の拡充 検討	

※1 感震ブレーカー:震災時の電気火災を防止するため、強い揺れを感知すると自動的に電気供給を遮断する装置

※2 自治体スクラム支援会議:東日本大震災の被災地である福島県南相馬市への支援を契機に、区と災害時相互援助協定を締結している自治体間の連携強化と相互の防災力向上を推進する取組

4 ICT活用による災害情報等の収集・発信

公開型GIS「すぎナビ」^{※1}を活用し、防災マップや水害ハザードマップ、地震被害シミュレーションなどの情報を区民に分かりやすく提供することで、災害への備えを促進します。また、区民が道路の陥没や損傷等を、スマートフォン等を通じて画像や位置情報と一緒に通報できるシステムを導入します。

災害時には、SNS^{※2}に投稿された災害情報について、AI(人工知能)技術を活用して解析・収集することにより、正確かつ迅速な状況把握に努めるとともに、最新情報を「すぎナビ」で発信することにより、二次災害を未然に防止します。また、災害時に区内の主要な駅や幹線道路の被害状況を迅速かつ正確に把握するため、防災カメラを拡充します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	災害時情報共有システム 公開型GIS「すぎナビ」運用・普及啓発	災害時情報共有システム 公開型GIS「すぎナビ」運用・普及啓発	災害時情報共有システム 公開型GIS「すぎナビ」運用・普及啓発	災害時情報共有システム 公開型GIS「すぎナビ」運用・普及啓発	災害時情報共有システム 公開型GIS「すぎナビ」運用・普及啓発
	道路損傷等投稿システム 検討	道路損傷等投稿システム 検討・試行実施	道路損傷等投稿システム 運用	道路損傷等投稿システム 運用	道路損傷等投稿システム 検討・試行実施・運用
	AIソーシャルセンサ ^{※3} 運用	AIソーシャルセンサ 運用	AIソーシャルセンサ 運用	AIソーシャルセンサ 運用	AIソーシャルセンサ 運用
	防災カメラの設置 (累計5台)	防災カメラの拡充 4台設置 (累計9台)	防災カメラの拡充 4台設置 (累計13台)	防災カメラの拡充 3台設置 (累計16台)	防災カメラの拡充 11台設置 (累計16台)

※1 公開型GIS「すぎナビ」:地図や画像を利用して杉並区の行政情報等をインターネットを通じて、区民に分かりやすく公開・提供する杉並区の公式電子地図サービス

※2 SNS:Social Networking Serviceの略。人と人との社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

※3 AIソーシャルセンサ:AI技術を活用し、ソーシャルメディアに投稿された大量の情報の中から防災等に有用な情報をリアルタイムで収集するシステム

5 災害時要配慮者支援の推進

【重点】

避難行動要支援者名簿の登載者のうち、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」未登録者に対し、一斉登録勸奨を行うことに加え、訪問介護等の事業者の協力を得て登録を促すなど、登録者増に向けた取組を強化します。登録者に対しては、災害時の避難の実効性確保のため、個別避難支援プランを作成し、プランの内容の更なる充実を図るため、民生児童委員に加え、福祉専門職による作成を推進します。また、震災救援所や二次救援所(地域区民センター7所)での避難生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉救援所^{※1}の拡充を図ります。さらに、災害時における福祉専門職等の人材確保を図るため、引き続き、民間事業者や災害ボランティア等との連携・協力関係を強化します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録者数 1,700人	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録者数 1,700人	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録者数 1,700人	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録者数 1,700人	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録者数 5,100人
	個別避難支援プラン作成推進 実施	個別避難支援プラン作成推進 実施	個別避難支援プラン作成推進 実施	個別避難支援プラン作成推進 実施	個別避難支援プラン作成推進 実施
	福祉救援所指定 新規指定3施設 (累計41所)	福祉救援所指定 新規指定3施設 (累計44所)	福祉救援所指定 新規指定3施設 (累計47所)	福祉救援所指定 新規指定3施設 (累計50所)	福祉救援所指定 新規指定9施設 (累計50所)
	民間事業者との連携 強化 実施	民間事業者との連携 強化 実施	民間事業者との連携 強化 実施	民間事業者との連携 強化 実施	民間事業者との連携 強化 実施

※1 福祉救援所:震災救援所や第二次救援所(区内7か所の地域区民センター)では避難生活が困難で、特別な支援を必要とする要配慮者を臨時的・応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うための区立施設及び、区と協定を締結した特養ホームや障害者通所などの民間施設

施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

防犯カメラの整備や特殊詐欺対策など、犯罪の機会を与えない・誘発しないまちづくりを進めます。また、デジタル社会の進展に伴うネット犯罪対策の強化や防犯自主団体との連携等による防犯意識の向上に取り組みます。

施策の現状と課題

- 安全パトロール隊による重点パトロールや広報活動、警察署や関係団体との連携による様々な啓発活動、街角防犯カメラ・公園防犯カメラの増設や維持管理による犯罪抑制など、多角的な取組を進めていますが、犯罪発生 of 更なる減少を目指すため、防犯対策の充実が必要です。
- 刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、被害件数が高止まりしている特殊詐欺やネット犯罪など、時代の変化に応じた犯罪被害防止について、区民と連携した取組が求められています。

計画最終年度の目標

- 区民・関係団体との連携による防犯対策の充実が図られるとともに、区民一人ひとりの防犯意識が向上し、犯罪を生まないまちになっています。
- 消費者としての区民一人ひとりの意識向上と、地域のつながりによって、消費者被害のないまちになっています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	区内における刑法犯認知件数	警視庁が公表する刑法犯認知件数
2	区内における特殊詐欺被害件数	警視庁が公表する特殊詐欺被害件数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1	区内における刑法犯認知件数	2,260 (4年度)	1,900	1,500	件
2	区内における特殊詐欺被害件数	153 (4年度)	90	50	件

施策を構成する実行計画事業

- 1 防犯力が高いまちづくり 【重点】
- 2 地域防犯対策の推進 【重点】
- 3 消費者被害防止対策の推進
- 4 街路灯の整備 【再掲】 (施策6-5)

1 防犯力が高いまちづくり

【重点】

区民との協働による防犯パトロール、安全パトロール隊による重点パトロール、環境美化活動等を通じて、犯罪が起これにくいまちづくりを推進します。また、街角防犯カメラ・公園防犯カメラの増設などにより、まちの防犯力を更に高めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	防犯パトロール・環境美化活動等の実施	防犯パトロール・環境美化活動等の実施	防犯パトロール・環境美化活動等の実施	防犯パトロール・環境美化活動等の実施	防犯パトロール・環境美化活動等の実施
	街角防犯カメラ及び公園防犯カメラの設置 新規15台 (累計360台)	街角防犯カメラ及び公園防犯カメラの設置 新規15台 (累計375台)	街角防犯カメラ及び公園防犯カメラの設置 新規15台 (累計390台)	街角防犯カメラ及び公園防犯カメラの設置 新規15台 (累計405台)	街角防犯カメラ及び公園防犯カメラの設置 新規45台 (累計405台)

2 地域防犯対策の推進

【重点】

防犯自主団体に対する研修会の実施や活動支援により、地域の防犯活動を促進します。特殊詐欺被害では、警察や防犯協力団体、事業者等と連携し、様々な啓発活動を実施するとともに、高齢者世帯などを中心に自動通話録音機を引き続き無償貸与し、被害防止に取り組みます。また、ネット犯罪など、デジタル社会の進展に伴う犯罪被害の防止活動を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	防犯自主団体の育成・支援 研修会の開催 3回 活動支援	防犯自主団体の育成・支援 研修会の開催 3回 活動支援	防犯自主団体の育成・支援 研修会の開催 3回 活動支援	防犯自主団体の育成・支援 研修会の開催 3回 活動支援	防犯自主団体の育成・支援 研修会の開催 9回 活動支援
	特殊詐欺対策の推進 自動通話録音機の貸与 1,000台	特殊詐欺対策の推進 自動通話録音機の貸与 1,000台	特殊詐欺対策の推進 自動通話録音機の貸与 1,000台	特殊詐欺対策の推進 自動通話録音機の貸与 1,000台	特殊詐欺対策の推進 自動通話録音機の貸与 3,000台
	ネット犯罪防止活動の推進	ネット犯罪防止活動の推進	ネット犯罪防止活動の推進	ネット犯罪防止活動の推進	ネット犯罪防止活動の推進

3 消費者被害防止対策の推進

高齢化の進展や成年年齢の引下げ、電子商取引の拡大などの社会環境の変化を踏まえ、消費者センターにおいて、区民が契約行為や取引をする際の相談・助言を行うとともに、契約後に発生した被害に係る救済や被害回復を支援します。また、消費者講座の開催等を通じて、区民の消費生活に関する正しい知識の取得を支援し、被害の未然防止につなげます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	消費生活相談 4,000件	消費生活相談 4,000件	消費生活相談 4,000件	消費生活相談 4,000件	消費生活相談 12,000件
	消費者講座 48回	消費者講座 48回	消費者講座 48回	消費者講座 48回	消費者講座 144回

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

人々の往来、交流など、様々な活動の拠点となる駅と駅周辺を核として、地域ごとの商業・歴史・文化・自然環境等の特性を生かすとともに、地域全体の活性化と生活利便性の向上等を図り、暮らしやすく快適で、多様な地域の魅力や特色を生かしたまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 区内最大の交通結節点であり、様々な都市機能が集積する荻窪駅周辺では、駅南北の連絡機能や地域の回遊性が不足しています。
- 駅前空間の質を高めるため、交通拠点としてだけでなく、文化・交流・商業等多様な機能と魅力がある複合的な拠点として駅周辺のまちづくりを推進する必要があります。また、住宅を中心とした良好な市街地を形成するため、各地域の特色を生かしたまちづくりを推進することが求められています。
- 誰にとっても、魅力的で居心地が良く、出かけたくなるまちづくりを推進するため、区民等による主体的なまちづくりの機運を醸成する必要があります。

計画最終年度の目標

- 荻窪駅周辺において、歴史・文化等の潜在能力を十分生かし、にぎわいと住環境が調和したまちづくりが進んでいます。
- 各地域の特色や魅力を生かしたまちづくりが進み、誰にとっても居心地がよく、にぎわいがあふれ、出かけたくなるまちになっています。
- 区民等による主体的なまちづくり活動が活発に行われることにより、住宅都市としての魅力や価値が更に高まっています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	普段利用する駅周辺の満足度	区民意向調査
2	自宅周辺のまちづくりに満足する区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1	普段利用する駅周辺の満足度	72.4 (4年度)	74.6	76.0	%
2	自宅周辺のまちづくりに満足する区民の割合	78.6 (4年度)	80.6	82.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 荻窪駅周辺都市再生事業の推進 【重点】
- 2 駅周辺まちづくりの推進 【重点】
- 3 地区計画等によるまちづくりの推進
- 4 まちづくり活動の支援

1 荻窪駅周辺都市再生事業の推進

【重点】

区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺について、駅南北の連絡機能の強化や回遊性の向上、駅周辺の都市機能の充実などを図るため、区民・事業者等と協力して都市再生事業を推進します。

さらに、令和6年(2024年)12月の荻外荘公園の開園に合わせた荻窪駅周辺の回遊性向上に向けて、荻窪の地域ロゴマークを使用した案内板・案内サインの整備を進めるとともに、MaaS^{※1}を活用した取組とも連携し、荻窪駅周辺のまちの特長や個性を生かしつつ、その魅力を更に高め、にぎわいと住環境が調和した「住み続けたい、訪れたいまち」を目指します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針に 基づく取組の推進 観光案内板 設計	荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針に 基づく取組の推進 観光案内板 整備 道案内サイン 整備 荻窪のまち歩き イベント 開催	荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針に 基づく取組の推進 観光案内板 整備 — 地域の交通利便性・ 回遊性の向上に向 けた取組・調査 検討	荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針に 基づく取組の推進 — 地域の交通利便性・ 回遊性の向上に向 けた取組・調査 実施	荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針に 基づく取組の推進 観光案内板 整備 道案内サイン 整備 荻窪のまち歩き イベント 開催 地域の交通利便性・ 回遊性の向上に向 けた取組・調査 検討・実施
	広報等による普及啓発	広報等による普及啓発	広報等による普及啓発	広報等による普及啓発	広報等による普及啓発

※1 MaaS: Mobility as a Serviceの略。ICT活用による移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを1つに統合させた新たなモビリティサービス

2 駅周辺まちづくりの推進

【重点】

交通拠点となる駅周辺を核として、文化・交流・商業・にぎわい等多様な機能と各駅周辺の特色や魅力を生かしたまちづくりを進めます。

区民・事業者との連携や地域主体の取組の促進を図るとともに、多様な地域資源を生かしながら、ハード・ソフトの両面から取り組み、区民相互及び区民と区の対話を大切にしながら、駅周辺まちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	阿佐ヶ谷駅等周辺まち づくり まちづくり方針に 基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まち づくり まちづくり方針に 基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まち づくり まちづくり方針に 基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まち づくり まちづくり方針に 基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まち づくり まちづくり方針に 基づく取組の推進
	西荻窪駅周辺まちづく り まちづくり方針 検討	西荻窪駅周辺まちづく り まちづくり方針 検討	西荻窪駅周辺まちづく り まちづくり方針 検討	西荻窪駅周辺まちづく り まちづくり方針 検討	西荻窪駅周辺まちづく り まちづくり方針 検討
	富士見ヶ丘駅周辺まち づくり まちづくり方針 策定	富士見ヶ丘駅周辺まち づくり まちづくり方針に 基づく取組の推進	富士見ヶ丘駅周辺まち づくり まちづくり方針に 基づく取組の推進	富士見ヶ丘駅周辺まち づくり まちづくり方針に 基づく取組の推進	富士見ヶ丘駅周辺まち づくり まちづくり方針に 基づく取組の推進
	浜田山駅南口の整備 検討	浜田山駅南口の整備 検討	浜田山駅南口の整備 検討	浜田山駅南口の整備 検討	浜田山駅南口の整備 検討

3 地区計画等によるまちづくりの推進

住環境の向上とより良い市街地形成を図るため、地域のまちづくり計画や、計画を実現するためのまちづくりのルールを定めた地区計画^{※1}等を活用し、その地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備
	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用
	—	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	下高井戸駅周辺地区 地区計画 策定・周知	下高井戸駅周辺地区 地区計画 周知・運用	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討・策定・周知・ 運用

※1 地区計画:地区の住民が利用する道路・公園や建築物に対する規制などを総合的な計画として定め、その地区の特性にふさわしい、より良いまちづくりを誘導する制度

4 まちづくり活動の支援

住宅都市としての価値を更に高め、暮らしやすく快適で魅力あるまちづくりを推進するため、活動費助成やまちづくりコンサルタントの派遣等を実施することにより、区民や地域団体による主体的なまちづくり活動を支援します。まちづくり活動への支援について広く区民に周知を図り、支援制度の活用を促進していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	まちづくり団体等 活動助成	まちづくり団体等 活動助成	まちづくり団体等 活動助成	まちづくり団体等 活動助成	まちづくり団体等 活動助成
	まちづくり協議会 活動助成	まちづくり協議会 活動助成	まちづくり協議会 活動助成	まちづくり協議会 活動助成	まちづくり協議会 活動助成
	まちづくりコンサル タント派遣	まちづくりコンサル タント派遣	まちづくりコンサル タント派遣	まちづくりコンサル タント派遣	まちづくりコンサル タント派遣

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

誰もが安心して快適に暮らし移動することができる都市環境を保全・形成するため、鉄道の連続立体交差化^{※1}や都市計画道路^{※2}の整備、区民に身近な生活道路の安全性・快適性の確保など、都市基盤の整備を着実に推進します。

施策の現状と課題

- 踏切による交通渋滞や事故、地域分断の解消を図るとともに、円滑な交通ネットワークを形成することが求められています。
- まちの安全性や利便性の向上を図るため、都市計画道路や区民に身近な生活道路の整備を着実に進めることが重要です。
- 区民の財産を守るとともに、道路等公共物の管理の適正化を図るため、都市基盤整備の基礎となる区内の土地や建物などの情報を整備する必要があります。
- まちづくりは、行政だけで実現できるものではなく、区、区民及び事業者の協働により実現していくものです。このため、まちづくりに関する具体的な計画段階からその実現段階まで、区民の参画を基本とし、対話を大切にしたいまちづくりが求められています。

計画最終年度の目標

- 鉄道の連続立体交差化や各地域の実情や特性を踏まえた駅周辺道路・広場の整備が行われることにより、踏切による交通渋滞・事故や地域分断の解消、及び円滑な交通ネットワークの形成が進んでいます。
- 都市計画道路や生活道路の整備が着実に進むことによって、まちの防災性や安全性が高まり、移動しやすいまちになっています。
- 都市基盤整備の基礎となる区内の土地や建物などの情報が着実に整備され、都市基盤の整備や大規模災害への備えが進んでいます。
- 地域の特性や多様な地域住民の意見を踏まえ、区民相互及び区民と区の対話に基づくまちづくりが進んでいます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	身近な道路が安全で快適だと思う区民の割合	区民意向調査
2	都市計画道路(区道)完成延長	区内の都市計画道路のうち整備が完成した区道延長



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1	身近な道路が安全で快適だと思う区民の割合	75.9 (4年度)	77.0	80.0	%
2	都市計画道路(区道)完成延長	7,022 (4年度)	7,022	8,178	m

施策を構成する実行計画事業

- 1 まちづくり施策の総合的推進
- 2 鉄道連続立体交差化の推進 【重点】
- 3 都市計画道路の整備 【重点】
- 4 生活道路等の整備
- 5 都市基盤情報の整備

※1 鉄道の連続立体交差化:市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業

※2 都市計画道路:都市の基盤的施設として計画的な整備を目指し、都市計画法による都市計画決定を受けた道路

1 まちづくり施策の総合的推進

ゼロカーボンシティ^{※1}や区民主体のまちづくりの実現に向けた視点を示した「杉並区まちづくり基本方針」に基づき、地域の特性や多様な地域住民の意見を踏まえ、暮らしやすく快適で魅力あるまちづくりを推進します。
また、災害時の救援活動などを支える広域的な交通網の機能強化を図るため、中央道高井戸インターチェンジのオンランプ^{※2}について、事業者等の取組を支援します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	まちづくり基本方針に基づく取組の推進	まちづくり基本方針に基づく取組の推進	まちづくり基本方針に基づく取組の推進	まちづくり基本方針に基づく取組の推進	まちづくり基本方針に基づく取組の推進
	高井戸インターチェンジ開設に向けた取組支援	高井戸インターチェンジ開設に向けた取組支援	高井戸インターチェンジ開設に向けた取組支援	高井戸インターチェンジ開設に向けた取組支援	高井戸インターチェンジ開設に向けた取組支援

※1 ゼロカーボンシティ:2050年(令和32年)までに温室効果ガス排出量が実質ゼロとなるよう、取組を進めていくことを表明した地方公共団体
※2 中央道高井戸インターチェンジのオンランプ:中央道高井戸インターチェンジの下り線の入口

2 鉄道連続立体交差化の推進

【重点】

鉄道の連続立体交差化を東京都、関係区市、鉄道事業者と協力して推進するとともに、駅前広場や周辺道路整備に取り組み、踏切による交通渋滞や事故、地域分断の解消、及び円滑な交通ネットワークを実現します。
また、各駅周辺のまちづくり協議会や地域住民との協働により、安全で利便性の高い沿線まちづくりを、各地域の実情や特性を踏まえて推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	京王線 連続立体交差化事業の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	京王線 連続立体交差化事業の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	京王線 連続立体交差化事業の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	京王線 連続立体交差化事業の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	京王線 連続立体交差化事業の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進
	西武新宿線 連続立体交差化計画の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	西武新宿線 連続立体交差化計画の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	西武新宿線 連続立体交差化計画の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	西武新宿線 連続立体交差化計画の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	西武新宿線 連続立体交差化計画の推進 沿線まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進

3 都市計画道路の整備

【重点】

「東京における都市計画道路の整備方針(事業化計画)」^{※1}に基づき、事業着手している西荻窪の補助第132号線(事業認可区間)及び高円寺の補助第221号線は、区民との合意形成を図りながら事業を進め、整備に合わせて無電柱化や歩道のバリアフリー化を行います。なお、生活拠点である駅につながる都市計画道路の整備は周辺のまちづくりに大きな影響を及ぼすことから、都が施行する補助133号線も含めて、(仮称)デザイン会議^{※2}を設け、地域ごとに区民との対話を重ね、今後の道路整備やまちづくりに生かしていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	補助第132号線 物件調査・用地折衝	補助第132号線 物件調査・用地折衝	補助第132号線 物件調査・用地折衝	補助第132号線 物件調査・用地折衝	補助第132号線 物件調査・用地折衝
	補助第221号線 物件調査・用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査・用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査・用地折衝	補助第221号線 物件調査・用地折衝	補助第221号線 物件調査・用地折衝・設計
	対話集会の実施 補助第132号線(西荻窪) 補助第221号線(高円寺) 補助第133号線(南阿佐ヶ谷)	(仮称)デザイン会議の開催 補助第132号線(西荻窪) 補助第221号線(高円寺) 補助第133号線(南阿佐ヶ谷)	(仮称)デザイン会議の開催 補助第132号線(西荻窪) 補助第221号線(高円寺) 補助第133号線(南阿佐ヶ谷)	(仮称)デザイン会議の開催 補助第132号線(西荻窪) 補助第221号線(高円寺) 補助第133号線(南阿佐ヶ谷)	(仮称)デザイン会議の開催 補助第132号線(西荻窪) 補助第221号線(高円寺) 補助第133号線(南阿佐ヶ谷)

※1 東京における都市計画道路の整備方針(事業化計画):東京都と23区26市2町が、都市計画道路を計画的、効率的に整備するために概ね10年間で優先的に整備する路線を定めたもの

※2 (仮称)デザイン会議:公共空間としての道路やまちについて区民との対話を重ね、議論していくための新たな対話の場

4 生活道路等の整備

防災性・安全性の向上を図るため、交通事故防止の観点から、道路幅員の必要性が高い優先整備路線や、現状の道路幅員において早期に安全対策を実施する必要性が高い安全対策路線の整備を進めます。また、区内の生活道路を安全で良好な状態に保つため、道路の改良工事を実施するとともに、CO2排出量の削減に寄与する舗装材の活用及び路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装等に取り組みます。

さらに、公共性がある私道の舗装費用等の助成や旧水路敷を活用した歩行空間の整備など、誰もが安全で快適に移動できる歩行者優先の道づくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	主要生活道路の整備 優先整備路線 測量 安全対策路線 整備	主要生活道路の整備 優先整備路線 調査 安全対策路線 整備	主要生活道路の整備 優先整備路線 調査 安全対策路線 整備	主要生活道路の整備 優先整備路線 調査 安全対策路線 整備	主要生活道路の整備 優先整備路線 調査 安全対策路線 整備
	道路の路面改良 30,000㎡	道路の路面改良 改良工事等 48,000㎡ 遮熱性舗装等 500㎡	道路の路面改良 改良工事等 48,000㎡ 遮熱性舗装等 6,300㎡	道路の路面改良 改良工事等 48,000㎡ 遮熱性舗装等 1,100㎡	道路の路面改良 改良工事等 144,000㎡ 遮熱性舗装等 7,900㎡
	私道整備 舗装改修・新設等 6,000㎡ 排水設備 400m	私道整備 舗装改修・新設等 6,000㎡ 排水設備 400m	私道整備 舗装改修・新設等 6,000㎡ 排水設備 400m	私道整備 舗装改修・新設等 6,000㎡ 排水設備 400m	私道整備 舗装改修・新設等 18,000㎡ 排水設備 1,200m
	水のみち整備 設計70m 整備80m	水のみち整備 整備157m	水のみち整備 整備152m	水のみち整備 整備162m	水のみち整備 整備471m

5 都市基盤情報の整備

地籍調査^{※1}によって効率的に都市の基盤となる土地情報を整備し、道路等公共物管理の適正化や首都直下地震など大規模災害が発生した際の復旧・復興の迅速化を図るとともに、正確な土地境界の再現により区民の財産保全を目指します。

また、地理情報システム(GIS)^{※2}の運用・活用によって、業務の効率化を図るとともに、公開型GIS「すぎナビ」を活用し、区が保有する高精度な都市基盤情報のオープン化を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	地籍調査 1.32㎢	地籍調査 1.71㎢	地籍調査 1.74㎢	地籍調査 1.64㎢	地籍調査 5.09㎢
	地理情報システム (GIS) 運用・活用 都市基盤情報の オープン化	地理情報システム (GIS) 運用・活用 都市基盤情報の オープン化	地理情報システム (GIS) 運用・活用 都市基盤情報の オープン化	地理情報システム (GIS) 運用・活用 都市基盤情報の オープン化	地理情報システム (GIS) 運用・活用 都市基盤情報の オープン化

※1 地籍調査: 国土調査法に基づき、自治体が毎筆の土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査

※2 地理情報システム(GIS): Geographic Information Systemの略。位置などに関する様々な情報をコンピュータを用いて電子地図上に重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させたりするシステム

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

事故のない交通社会やゼロカーボンシティの実現等を見据え、誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境の形成を図ります。また、公共交通や徒歩・自転車による移動のつながりを高めるMaaS等の新しい移動サービスを活用するとともに、更なる自転車活用の推進や交通安全施設を整備するなど、シームレスな移動サービスの充実や安全面・環境面に配慮した交通インフラの整備を推進します。

施策の現状と課題

- 超高齢社会やデジタル社会の進展等に伴い、環境負荷が低くより安全で利便性の高い地域交通環境へのニーズが高まっています。
- 環境負荷の低減や健康増進等の観点から、自動車から自転車へ利用転換が課題となっています。
- 区内における交通事故の中でも、自転車に関与する事故の割合は近年上昇傾向にあり、自転車利用時のルール・マナーの徹底が課題となっています。
- 子どもから高齢者まで誰もがより安全に移動できるようにするため、生活道路を中心として、道路反射鏡や防護柵等、交通安全施設の整備を推進する必要があります。

計画最終年度の目標

- 交通DX^{*1}・交通GX^{*2}の視点を取り入れたMaaSなど、新たな移動サービスの活用等により、多様なライフスタイルに対応した安全で利便性の高い交通体系の構築が進んでいます。
- 区民に自転車の多面的な価値や魅力が浸透することによって、過度に自動車に依存することなく、近距離を移動する際は積極的に自転車が利用されています。
- 自転車を利用する際のルールやマナーが守られることなどにより、区内における自転車に関与する事故の割合は減少しています。
- 安全面と環境面に配慮した交通安全施設の整備が進み、誰もが安全に安心して移動できる環境が整備されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	交通の便が良いと思う区民の割合	区民意向調査
2	できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使って移動している区民の割合	区民意向調査
3	区内における交通事故件数	「道路交通法」に規定する道路における車両等による人身事故件数 ※1月～12月
4	区内における自転車関与事故件数	区市町村別各種交通事故発生状況(警視庁)



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 交通の便が良いと思う区民の割合	93.5 (4年度)	96.0	96.8	%
2 できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使って移動している区民の割合	93.1 (4年度)	93.1	93.9	%
3 区内における交通事故件数	893 (4年度)	738	678	件
4 区内における自転車関与事故件数	419 (4年度)	323	297	件

施策を構成する実行計画事業

- 1 人と環境にやさしい交通DX・GXの推進 【重点】
- 2 自転車活用の推進
- 3 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実
- 4 交通安全施設の整備
- 5 街路灯の整備

※1 交通DX: Digital Transformationの略。交通分野におけるデジタル化への変革

※2 交通GX: Green Transformationの略。交通分野における脱炭素化に向けた社会変革

1 人と環境にやさしい交通DX・GXの推進

【重点】

誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向けて、住宅都市の魅力向上に資する、低速で安全な環境負荷の低いグリーンスローモビリティ^{※1}を導入します。また、スマートシティ^{※2}の実現を目指し、都市OS(データ連携基盤)の調査・研究を含め、環境にやさしい移動経路の推奨等、新たな移動の価値を創出するMaaSの実装に取り組みます。加えて、将来を見据えた自動運転技術の活用を検討するとともに、交通不便地域においては、AIオンデマンド交通^{※3}の実証実験を行います。

さらに、モビリティ・マネジメント^{※4}を実施することにより、区民が少しずつ自発的に、公共交通や徒歩・自転車などの多様な移動手段を、適度にかしこく選択するよう行動変容を促します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	グリーンスローモビリティ 検討	グリーンスローモビリティ 実証実験・実施	グリーンスローモビリティ 実施	グリーンスローモビリティ 実施	グリーンスローモビリティ 実証実験・実施
	MaaS等の新モビリティサービス 調査・研究	MaaSの実装 検討・実証実験	MaaSの実装 実証実験	MaaSの実装 実施	MaaSの実装 検討・実証実験・実施
	自動運転技術の活用 検討	自動運転技術の活用 検討	自動運転技術の活用 検討	自動運転技術の活用 検討	自動運転技術の活用 検討
	—	AIオンデマンド交通 検討・実証実験	AIオンデマンド交通 検討・実証実験	AIオンデマンド交通 実証実験	AIオンデマンド交通 検討・実証実験
	—	モビリティ・マネジメント 検討・実施	モビリティ・マネジメント 検討・実施	モビリティ・マネジメント 検討・実施	モビリティ・マネジメント 検討・実施
エイトライナー ^{※5} 調査・研究・調整	エイトライナー 調査・研究・調整	エイトライナー 調査・研究・調整	エイトライナー 調査・研究・調整	エイトライナー 調査・研究・調整	

※1 グリーンスローモビリティ:時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称

※2 スマートシティ:ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0の先行的な実現の場

※3 AIオンデマンド交通:路線やダイヤを定めず、利用需要(利用者の予約)に応じてリアルタイムの配車や経路の設定、乗合等をAIが最適化し運行をする新たな交通システム

※4 モビリティ・マネジメント:「過度な」自動車依存から、公共交通や徒歩などを含めた多様な移動手段を「適度に、かしこく」利用する状態へと少しずつ自発的な変容を促す一連の取組

※5 エイトライナー:環状八号線を基本的な導入空間として、赤羽から田園調布までの約31kmを結ぶ新しい環状鉄道

2 自転車活用の推進

自転車の多面的な価値や魅力の様々な機会を通じた周知や、未就学児を対象とした楽しみながら交通ルール等を学べるじてんしゃゲームの実施、区独自の自動車ドライバー向け路面標示の設置など、「自転車フレンドリープロジェクト」を展開し、自転車を安全・安心に利用できる環境づくりを行います。また、区の業務用に電動アシスト自転車を導入するとともに、区民・事業者には、自動車への依存度を低減するよう啓発します。シェアサイクルについては、ポートの設置拡充による利便性向上を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	自転車フレンドリープロジェクト 自転車の価値・魅力PR 検討 未就学児向けじてんしゃゲームの実施 検討 ドライバー向け路面標示の設置 検討	自転車フレンドリープロジェクト 自転車の価値・魅力PR 実施 未就学児向けじてんしゃゲームの実施 検討・実施 ドライバー向け路面標示の設置 検討	自転車フレンドリープロジェクト 自転車の価値・魅力PR 実施 未就学児向けじてんしゃゲームの実施 実施 ドライバー向け路面標示の設置 実証実験	自転車フレンドリープロジェクト 自転車の価値・魅力PR 実施 未就学児向けじてんしゃゲームの実施 実施 ドライバー向け路面標示の設置 実証実験	自転車フレンドリープロジェクト 自転車の価値・魅力PR 実施 未就学児向けじてんしゃゲームの実施 検討・実施 ドライバー向け路面標示の設置 検討・実証実験
	クルマから自転車への利用転換の促進 区職員による業務利用の拡大 検討 区民・事業者への啓発 検討	クルマから自転車への利用転換の促進 区職員による業務利用の拡大 実証実験・実施 区民・事業者への啓発 実施	クルマから自転車への利用転換の促進 区職員による業務利用の拡大 実施 区民・事業者への啓発 実施	クルマから自転車への利用転換の促進 区職員による業務利用の拡大 実施 区民・事業者への啓発 実施	クルマから自転車への利用転換の促進 区職員による業務利用の拡大 実証実験・実施 区民・事業者への啓発 実施
	シェアサイクルの活用 公民連携によるシェアサイクルポートの設置 公有地 (累計45か所)	シェアサイクルの活用 公民連携によるシェアサイクルポートの設置 公有地 新規5か所 (累計50か所)	シェアサイクルの活用 公民連携によるシェアサイクルポートの設置 公有地 新規5か所 (累計55か所)	シェアサイクルの活用 公民連携によるシェアサイクルポートの設置 公有地 新規5か所 (累計60か所)	シェアサイクルの活用 公民連携によるシェアサイクルポートの設置 公有地 新規15か所 (累計60か所)

3 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実

区立小・中学校や民間企業等での各種講習会や商店街等でのマナーアップキャンペーン、区公式ホームページなど、様々な機会を活用して、自転車利用のルール・マナーの周知やヘルメット着用促進を図ります。また、安全で快適な自転車走行環境を確保するための自転車ナビライン^{※1}の整備や、自転車関与事故等のデータ分析による効果的な交通安全対策を実施します。

区立自転車駐車場においては、管理・運営の見直しを進めるとともに、子ども乗せ自転車等の大型自転車など、多様化する自転車への対応を図ります。また、自転車をより停めやすい環境を整備するため、民間事業者の協力を得ながら、民有地を含めた区立自転車駐車場以外の場所への小規模点在型の駐車スペースの確保に向けて取組を進めます。

駅周辺等において自転車の放置防止活動を実施することで、交通及び防災上の安全性やまちの美観の向上を図り、誰もが安全で快適に移動できる環境を整備します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	自転車安全利用実技講習会 小学校全校・一般向け	自転車安全利用実技講習会 小学校全校・一般向け	自転車安全利用実技講習会 小学校全校・一般向け	自転車安全利用実技講習会 小学校全校・一般向け	自転車安全利用実技講習会 小学校全校・一般向け
	スタントマンによる交通事故再現型講習会 中学校8校 一般向け3回	スタントマンによる交通事故再現型講習会 中学校8校 一般向け3回	スタントマンによる交通事故再現型講習会 中学校7校 一般向け3回	スタントマンによる交通事故再現型講習会 中学校8校 一般向け3回	スタントマンによる交通事故再現型講習会 中学校23校 一般向け9回
	出前型自転車講習会等啓発活動 24回	出前型自転車講習会等啓発活動 24回	出前型自転車講習会等啓発活動 24回	出前型自転車講習会等啓発活動 24回	出前型自転車講習会等啓発活動 72回
	自転車通行空間整備実施 —	自転車通行空間整備促進 事故データ分析に基づく交通安全対策の推進検討	自転車通行空間整備促進 事故データ分析に基づく交通安全対策の推進実施	自転車通行空間整備促進 事故データ分析に基づく交通安全対策の推進実施	自転車通行空間整備促進 事故データ分析に基づく交通安全対策の推進検討・実施
	自転車駐車場の管理・運営の見直し 検討	自転車駐車場の管理・運営の見直し 調査・検討	自転車駐車場の管理・運営の見直し 検討・実施	自転車駐車場の管理・運営の見直し 実施	自転車駐車場の管理・運営の見直し 調査・検討・実施
	大型自転車対策等の自転車駐車場規模適正化 調査・検討・実施	大型自転車対策等の自転車駐車場規模適正化 検討・実施	大型自転車対策等の自転車駐車場規模適正化 検討・実施	大型自転車対策等の自転車駐車場規模適正化 検討・実施	大型自転車対策等の自転車駐車場規模適正化 検討・実施
	小規模点在型自転車駐車スペースの確保 検討	小規模点在型自転車駐車スペースの確保 実施	小規模点在型自転車駐車スペースの確保 実施	小規模点在型自転車駐車スペースの確保 実施	小規模点在型自転車駐車スペースの確保 実施
	民営自転車駐車場等への支援 整備等助成	民営自転車駐車場等への支援 整備等助成	民営自転車駐車場等への支援 整備等助成	民営自転車駐車場等への支援 整備等助成	民営自転車駐車場等への支援 整備等助成
	放置防止協力員 48団体	放置防止協力員 《48団体》	放置防止協力員 《48団体》	放置防止協力員 《48団体》	放置防止協力員 《48団体》
	街頭指導(自転車放置防止活動)の実施	街頭指導(自転車放置防止活動)の実施	街頭指導(自転車放置防止活動)の実施	街頭指導(自転車放置防止活動)の実施	街頭指導(自転車放置防止活動)の実施

※1 自転車ナビライン: 自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示する矢印状の路面標示

4 交通安全施設の整備

子どもから高齢者まで安全に移動できるようにするため、生活道路を中心に道路反射鏡・防護柵等の交通安全施設や、視覚障害者誘導用標示を整備します。また、外国人を含めたすべての人に見やすく分かりやすい標識とするため、案内標識に英語併記やピクトグラム^{※1}の表示を行うなど、誰もが安心して気軽に移動できる環境を整備します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	道路反射鏡 118基	道路反射鏡 118基	道路反射鏡 118基	道路反射鏡 118基	道路反射鏡 354基
	自発光式道路鏡 50基	自発光式道路鏡 50基	自発光式道路鏡 50基	自発光式道路鏡 50基	自発光式道路鏡 150基
	地点名標識 10枚	地点名標識 10枚	地点名標識 10枚	地点名標識 10枚	地点名標識 30枚
	道路案内標識 1基	道路案内標識 1基	道路案内標識 1基	道路案内標識 1基	道路案内標識 3基
	区画線 47,000m	区画線 47,000m	区画線 47,000m	区画線 47,000m	区画線 141,000m
	視覚障害者誘導用 標示 600枚	視覚障害者誘導用 標示 600枚	視覚障害者誘導用 標示 600枚	視覚障害者誘導用 標示 600枚	視覚障害者誘導用 標示 1,800枚
	すべり止め舗装 1,100㎡	すべり止め舗装 1,100㎡	すべり止め舗装 1,100㎡	すべり止め舗装 1,100㎡	すべり止め舗装 3,300㎡
	防護柵 650m	防護柵 650m	防護柵 650m	防護柵 650m	防護柵 1,950m

※1 ピクトグラム:案内用図記号のこと。文字・言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形

5 街路灯の整備

交通の安全及び生活環境の整備を図るとともに、防犯対策を推進するため、街路灯の新設・改修を行います。街路灯の整備に当たっては、CO2排出量が少なく長寿命で高効率なLED照明等を用います。また、IoT街路灯については、水害等の発生状況の把握の拡充等、活用を検討し、設置を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	区道街路灯 LED新設 30灯 高効率蛍光灯のLED 化 390灯 セラメタ灯のLED化 240灯	区道街路灯 LED新設 30灯 高効率蛍光灯のLED 化 255灯 セラメタ灯のLED化 240灯	区道街路灯 LED新設 30灯 — セラメタ灯のLED化 240灯	区道街路灯 LED新設 30灯 — セラメタ灯のLED化 190灯	区道街路灯 LED新設 90灯 高効率蛍光灯のLED 化 255灯 セラメタ灯のLED化 670灯
	私道街路灯 LED新設 20灯 蛍光灯のLED化 1,090灯	私道街路灯 LED新設 20灯 蛍光灯のLED化 1,090灯	私道街路灯 LED新設 20灯 蛍光灯のLED化 1,090灯	私道街路灯 LED新設 20灯 蛍光灯のLED化 325灯	私道街路灯 LED新設 60灯 蛍光灯のLED化 2,505灯
	IoT街路灯 検討・設置	IoT街路灯 検討・設置	IoT街路灯 検討・設置	IoT街路灯 検討・設置	IoT街路灯 検討・設置

施策7 暮らしやすい住環境の形成

住宅都市としての価値を更に高め、暮らしやすく魅力あるまちを創造するため、良好な景観づくりを推進するとともに、誰もが安心して気軽に出かけられるよう、ユニバーサルデザイン^{※1}のまちづくりを推進します。また、多様なライフステージに対応した住環境の整備や住宅の確保が困難な方への居住支援の充実など、住まいの安定的な確保を促進することで、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 住宅都市としての価値を更に高め、杉並区に住み又は訪れる誰もがまちなみに美しさや落ち着きを感じられるよう、良好な景観づくりを推進する必要があります。
- 誰にとっても暮らしやすく快適で魅力あるまちを創造するため、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の取組を一層推進する必要があります。
- 住宅の確保が困難な方への居住支援を推進するとともに、誰もが快適に生活できる住環境を整備する必要があります。また、区内に点在する空家について、良好な住環境を図るために、除却や利活用の対策を講じる必要があります。

計画最終年度の目標

- 居心地がよく魅力的なまちなみが形成されることによって、住宅都市としての価値が更に高まっています。
- ユニバーサルデザインのまちづくりが進められ、誰もが気軽に出かけることができる、暮らしやすく快適で魅力あるまちとなっています。
- 住宅の確保が困難な方が入居できる住宅が増えているほか、区内老朽危険空家の除却による安心安全の確保や空家の利活用など、良好な住環境の中で、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちになっています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	杉並区を住みよいまちと思う区民の割合	区民意向調査
2	まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 杉並区を住みよいまちと思う区民の割合	95.9 (4年度)	97.5	98.0	%
2 まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合	80.0 (4年度)	86.0	90.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 良好な景観づくりの推進
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくり推進 【重点】
- 3 住宅確保要配慮者の居住支援の充実 【重点】
- 4 公営住宅の運営
- 5 総合的な空家等対策の推進
- 6 安心・快適に暮らせる生活環境の確保 【再掲】 (施策10-3)

※1 ユニバーサルデザイン:年齢・性別・能力・国籍等の違いにかかわらず、すべての人が使いやすいように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること

1 良好な景観づくりの推進

暮らしやすい住環境の形成には、良好な景観は大切な要素の一つであり、杉並区固有の自然、歴史、文化などにはぐくまれたみどり豊かな住宅都市を将来に継承し、魅力あるまちなみを保全、創出するため、区民・事業者と協働して良好な景観づくりを推進します。

また、区内の良好な景観・取組を紹介する景観録や景観まちづくりニュースを発行することに加え、景観に配慮した大規模建築物の事例や景観に関する情報を区公式ホームページに掲載し、良好な景観づくりの普及啓発を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	景観計画 検討	景観計画 改定	景観計画 運用	景観計画 運用	景観計画 改定・運用
	良好な景観づくり普及 啓発	良好な景観づくり普及 啓発	良好な景観づくり普及 啓発	良好な景観づくり普及 啓発	良好な景観づくり普及 啓発
	景観録の発行 1回	景観録の発行 1回	景観録の発行 1回	景観録の発行 1回	景観録の発行 3回
	景観まちづくりニュー ス発行 1回	景観まちづくりニュー ス発行 1回	景観まちづくりニュー ス発行 1回	景観まちづくりニュー ス発行 1回	景観まちづくりニュー ス発行 3回

2 ユニバーサルデザインのまちづくり推進

【重点】

誰もが気軽に出かけることができ、暮らしやすいまちを実現するため、区立施設等のユニバーサルデザインによる整備や、バリアフリー化を推進します。また、誰もが安全に安心して区内の駅を利用することができるよう、京王井の頭線及びJR中央・総武線の区内各駅における鉄道事業者によるホームドアの設置を支援します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ユニバーサルデザイン による整備推進	ユニバーサルデザイン による整備推進	ユニバーサルデザイン による整備推進	ユニバーサルデザイン による整備推進	ユニバーサルデザイン による整備推進
	バリアフリー化事業の 推進	バリアフリー化事業の 推進	バリアフリー化事業の 推進	バリアフリー化事業の 推進	バリアフリー化事業の 推進
	バリアフリー推進連絡 会 開催	バリアフリー推進連絡 会 開催	バリアフリー推進連絡 会 開催	バリアフリー推進連絡 会 開催	バリアフリー推進連絡 会 開催
	区内鉄道駅のホーム ドア設置支援 京王井の頭線	区内鉄道駅のホーム ドア設置支援 京王井の頭線 JR中央・総武線	区内鉄道駅のホーム ドア設置支援 京王井の頭線 JR中央・総武線	区内鉄道駅のホーム ドア設置支援 京王井の頭線 JR中央・総武線	区内鉄道駅のホーム ドア設置支援 京王井の頭線 JR中央・総武線

3 住宅確保要配慮者の居住支援の充実

【重点】

住宅確保要配慮者^{※1}に対する民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るために設置した居住支援協議会において、入居相談・住宅情報の提供、家賃等債務保証及び見守りサービス等の居住支援事業を円滑に実施できるよう運営支援を行うことで、住まいの安定確保を促進し、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちづくりを推進します。

また、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を促進するため、住宅セーフティネット制度の普及啓発を行います。併せて、セーフティネット専用住宅^{※2}における低額所得者への家賃低廉化補助を実施するとともに、住宅確保要配慮者への家賃助成について、他自治体の例なども参考に引き続き検討を進め、居住支援策の充実に取り組めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援
	セーフティネット住宅の 登録促進	セーフティネット住宅の 登録促進	セーフティネット住宅の 登録促進	セーフティネット住宅の 登録促進	セーフティネット住宅の 登録促進
	家賃助成制度等による 居住支援 検討	家賃助成制度等による 居住支援 実施	家賃助成制度等による 居住支援 実施	家賃助成制度等による 居住支援 実施	家賃助成制度等による 居住支援 実施

※1 住宅確保要配慮者:住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

※2 セーフティネット専用住宅:セーフティネット住宅として登録されたもののうち、入居者を住宅確保要配慮者に限定した住宅

4 公営住宅の運営

区営住宅において、高齢になっても安心して暮らしていけるユニバーサルデザインの考え方を基本としたバリアフリー化を進め、多様なライフステージに対応できる、安全で快適な住環境の整備を推進します。また、建物の長寿命化に向けた修繕等の機会を捉えて、区営住宅の断熱化を進めていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	区営住宅の住環境整備 バリアフリー化 加齢対応型浴槽 設置	区営住宅の住環境整備 バリアフリー化 加齢対応型浴槽 設置	区営住宅の住環境整備 バリアフリー化 加齢対応型浴槽 設置	区営住宅の住環境整備 バリアフリー化 加齢対応型浴槽 設置	区営住宅の住環境整備 バリアフリー化 加齢対応型浴槽 設置
	区営住宅の長寿命化 — 屋上防水 3団地5棟	区営住宅の長寿命化 外壁改修 2団地4棟 屋上防水 1団地2棟	区営住宅の長寿命化 外壁改修 1団地2棟 屋上防水 2団地4棟	区営住宅の長寿命化 外壁改修 1団地2棟 屋上防水 2団地5棟	区営住宅の長寿命化 外壁改修4団地8棟 屋上防水5団地11棟
	都営住宅の移管 (累計33団地)	都営住宅の移管 1団地 (累計34団地)	—	—	都営住宅の移管 1団地 (累計34団地)
	高齢者住宅の提供 353戸	高齢者住宅の提供 《353戸》	高齢者住宅の提供 《353戸》	高齢者住宅の提供 《353戸》	高齢者住宅の提供 《353戸》

5 総合的な空家等対策の推進

暮らしやすく良好な住環境の実現を図るため、空家等対策協議会^{※1}をはじめとした多様な主体と連携しながら、相談体制の充実や老朽危険空家の除却工事費の助成を行うなど、空家等の発生抑制から利活用、除却までの総合的な空家等対策を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 36回
	空家等利活用相談窓口 ^{※2} 開設準備	空家等利活用相談窓口 開設・運用	空家等利活用相談窓口 運用	空家等利活用相談窓口 運用	空家等利活用相談窓口 開設・運用
	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 15件

※1 空家等対策協議会:空家等に関する施策について、必要な事項を調査審議するため、学識経験者、専門家、関係行政機関職員等で構成された区長の附属機関

※2 空家等利活用相談窓口:空家等の利活用に関するノウハウが豊富な民間事業者と区との協働により設置する相談窓口

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

区民に身近な商店街や多面的な機能を有する都市農業など、地域に根ざした産業を支援していくとともに、中小事業者や様々な分野における創業者に対して、経営基盤を強化するための支援を充実し、まちのにぎわいと活力を高めます。さらに、誰もが多様な働き方を選択することができるよう就労支援を充実し、地域産業の振興につなげます。また、民間団体や区民等と協働して区内外に杉並の魅力をも効果的に発信していくほか、アニメーションミュージアムを観光資源として捉え、展示等を充実していくことにより来街者の誘致につなげ、にぎわいの創出を図っていきます。

施策の現状と課題

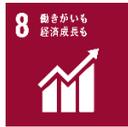
- 中小企業を取り巻く経営課題は、近年、多様化・高度化が進んでおり、様々な課題の解決に向けて取り組む中小事業者や創業しようとする多様な人材への支援が求められています。
- 求職者が抱える不安や課題は、本人の生活環境や個々の健康状態など多岐にわたることから、一人ひとりの状況に即した就労支援が求められています。
- 大型店の進出やチェーン店の増加のほか、インターネットショッピングやキャッシュレス決済の普及など、商店街を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、にぎわいの向上につながる取組や、地域住民がより安全・安心に買い物ができる商店街の環境づくりへの支援が求められています。
- 区には、「東京高円寺阿波おどり」をはじめとした様々なイベントやアニメーションミュージアムといった観光施設のほか、銭湯や公園、史跡、商店街といった多くの観光資源があります。こうした杉並の魅力や価値を更に高め、にぎわいを創出していくためには、「杉並ならではの」魅力ある観光コンテンツを充実させ、広く発信していくことが求められています。
- 区内の農地・農業者は、相続の発生や後継者、担い手不足等の要因により減少しており、農業者が安定的に農業経営を続けていくための支援が求められています。

計画最終年度の目標

- 社会情勢の変化に応じた中小企業・創業支援や商店街支援等の取組により、地域経済が活性化されています。
- 一人ひとりの状況に即した就労支援が行われ、誰もが多様な働き方を実現しています。
- 「杉並」の魅力や価値が更に高まり、その魅力や価値が区内外に発信され、にぎわいの創出につながっています。
- 農業者への支援のほか、区民の農業への理解促進や地産地消の推進、農福連携事業などの取組により、都市農地が持つ多面的な機能が発揮され、農地が保全されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	創業支援による創業者数	区が実施する特定創業支援等事業を利用し、区内で創業した事業者数
2	就労支援センターの利用による就職決定者数	就労準備相談及びハローワークコーナーを利用し、就職が決定した人数
3	商店街のイベントに参加したことのある区民の割合	区民意向調査
4	アニメーションミュージアム来館者数	—
5	区内農業産出額(農地面積1ha当たり)	区内農業産出額 [※] ÷区内農地面積 [※] 東京都農作物生産状況調査(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 創業支援による創業者数	162 (4年度)	180	180	件
2 就労支援センターの利用による就職決定者数	495 (4年度)	850	850	人以上
3 商店街のイベントに参加したことのある区民の割合	33.7 (4年度)	47.0	51.0	%
4 アニメーションミュージアム来館者数	39,124 (4年度)	60,000	80,000	人
5 区内農業産出額(農地面積1ha当たり)	7.5 (2年分)	7.6 (6年分)	7.7 (10年分)	百万円

施策を構成する実行計画事業

- 1 中小企業の経営と創業の支援の充実 【重点】
- 2 就労支援と多様な働き方の推進
- 3 地域に根ざした商店街の活性化促進
- 4 魅力的な観光情報発信の推進
- 5 アニメを活用した誘客促進
- 6 都市農業の支援・保全と地産地消の推進 【重点】

1 中小企業の経営と創業の支援の充実

【重点】

社会経済状況の変化を見据え、安定的な経営を目指すための経営基盤の強化、新たな事業展開や業態転換、事業の承継など、経営課題の解決に向けて取り組む中小企業を支援していきます。また、区内で新たに創業を目指す方が円滑に事業活動を行えるよう支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	経営支援 融資あっせん・創業・ 経営相談 相談業務の実施 相談員 4名	経営支援 融資あっせん・創業・ 経営相談 相談業務の実施 相談員 4名	経営支援 融資あっせん・創業・ 経営相談 相談業務の実施 相談員 4名	経営支援 融資あっせん・創業・ 経営相談 相談業務の実施 相談員 4名	経営支援 融資あっせん・創業・ 経営相談 相談業務の実施 相談員 12名
	創業支援 経営・事業承継・創業 アドバイザー派遣 ^{※1} 20事業所 創業支援資金 信用保証料補助 40件 創業スタートアップ 助成 30件 創業セミナーの実施 2回	創業支援 経営・事業承継・創業 アドバイザー派遣 20事業所 創業支援資金 信用保証料補助 40件 創業スタートアップ 助成 30件 創業セミナーの実施 2回	創業支援 経営・事業承継・創業 アドバイザー派遣 20事業所 創業支援資金 信用保証料補助 40件 創業スタートアップ 助成 30件 創業セミナーの実施 2回	創業支援 経営・事業承継・創業 アドバイザー派遣 20事業所 創業支援資金 信用保証料補助 40件 創業スタートアップ 助成 30件 創業セミナーの実施 2回	創業支援 経営・事業承継・創業 アドバイザー派遣 60事業所 創業支援資金 信用保証料補助 120件 創業スタートアップ 助成 90件 創業セミナーの実施 6回
	異業種交流の実施 4回	異業種交流の実施 4回	異業種交流の実施 4回	異業種交流の実施 4回	異業種交流の実施 12回

※1 経営・事業承継・創業アドバイザー派遣:区内で事業を営んでいる人、これから創業する人を対象に、経営や事業承継などに関する助言・指導を行うアドバイザー(中小企業診断士等)

2 就労支援と多様な働き方の推進

就労支援センターにおいて、若者や現役世代のほか就労に意欲のある方に対して就労準備相談、心としごとの相談、各種セミナーを実施するとともに、就職に困難を抱える若者などに対して、就労準備訓練や社会適応力訓練を実施します。また、ハローワーク新宿や近隣区、区内事業者と連携し、人材不足業種への就職面接会等を実施するとともに、ライフスタイルに合わせた働き方が選択できるよう、提供する求人情報の充実を図り、区内就労に結び付けます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	若者就労支援コーナー 新規登録者数 750人 就労準備相談・心と しごとの相談 利用延べ人数 2,150人 求人開拓・企業情報 提供 新規求人情報件数 2,000件 セミナー・グループ ワーク 開催回数 120回	若者就労支援コーナー 新規登録者数 750人 就労準備相談・心と しごとの相談 利用延べ人数 2,150人 求人開拓・企業情報 提供 新規求人情報件数 2,000件 セミナー・グループ ワーク 開催回数 130回	若者就労支援コーナー 新規登録者数 750人 就労準備相談・心と しごとの相談 利用延べ人数 2,150人 求人開拓・企業情報 提供 新規求人情報件数 2,000件 セミナー・グループ ワーク 開催回数 130回	若者就労支援コーナー 新規登録者数 750人 就労準備相談・心と しごとの相談 利用延べ人数 2,150人 求人開拓・企業情報 提供 新規求人情報件数 2,000件 セミナー・グループ ワーク 開催回数 130回	若者就労支援コーナー 新規登録者数 2,250人 就労準備相談・心と しごとの相談 利用延べ人数 6,450人 求人開拓・企業情報 提供 新規求人情報件数 6,000件 セミナー・グループ ワーク 開催回数 390回
	ジョブトレーニングコー ナー 新規登録者数 120人 ふるさと就労体験 ^{※1} の実施	ジョブトレーニングコー ナー 新規登録者数 120人 ふるさと就労体験の 実施	ジョブトレーニングコー ナー 新規登録者数 120人 ふるさと就労体験の 実施	ジョブトレーニングコー ナー 新規登録者数 120人 ふるさと就労体験の 実施	ジョブトレーニングコー ナー 新規登録者数 360人 ふるさと就労体験の 実施
	就職相談・面接会 28回	就職相談・面接会 28回	就職相談・面接会 28回	就職相談・面接会 28回	就職相談・面接会 84回

※1 ふるさと就労体験:交流自治体の特性を生かした就労体験(農業体験など)を通じて、就労阻害要因を抱える若者の就労意欲を高める合宿型の就労訓練

3 地域に根ざした商店街の活性化促進

商店街によるイベント事業を支援し、地域ににぎわいをもたらす商店街づくりを進めるとともに、商店街からの要請に応じて中小企業診断士等のアドバイザーを派遣し、課題解決やイベント事業等の支援を行います。また、商店街の防犯カメラ設置など、地域住民がより安全・安心に買い物ができる商店街環境の整備を支援します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	商店街イベント事業等支援 商店街イベント事業補助 96事業 地域団体との連携によるイベント事業補助 1事業 —	商店街イベント事業等支援 商店街イベント事業補助 100事業 地域団体との連携によるイベント事業補助 3事業 アドバイザー派遣事業 アドバイザー派遣 100件 イベント等の実施 5事業	商店街イベント事業等支援 商店街イベント事業補助 100事業 地域団体との連携によるイベント事業補助 3事業 アドバイザー派遣事業 アドバイザー派遣 100件 イベント等の実施 5事業	商店街イベント事業等支援 商店街イベント事業補助 100事業 地域団体との連携によるイベント事業補助 3事業 アドバイザー派遣事業 アドバイザー派遣 100件 イベント等の実施 5事業	商店街イベント事業等支援 商店街イベント事業補助 300事業 地域団体との連携によるイベント事業補助 9事業 アドバイザー派遣事業 アドバイザー派遣 300件 イベント等の実施 15事業
	商店街施設整備等支援 施設整備・販売促進等の商店街活性化事業補助 21事業 防犯カメラの整備事業補助 66台	商店街施設整備等支援 施設整備・販売促進等の商店街活性化事業補助 21事業 防犯カメラの整備事業補助 70台	商店街施設整備等支援 施設整備・販売促進等の商店街活性化事業補助 21事業 防犯カメラの整備事業補助 70台	商店街施設整備等支援 施設整備・販売促進等の商店街活性化事業補助 21事業 防犯カメラの整備事業補助 70台	商店街施設整備等支援 施設整備・販売促進等の商店街活性化事業補助 63事業 防犯カメラの整備事業補助 210台

4 魅力的な観光情報発信の推進

民間事業者が持つノウハウを活用して、中央線4駅周辺の魅力を広く紹介する「中央線あるあるプロジェクト^{※1}」を引き続き推進するとともに、中央線沿線以外の西武新宿線や京王井の頭線沿線などを含めて区内全域の魅力を更に高めるような「魅力発信事業」を実施していきます。また、区民目線で区の魅力を紹介する「すぎなみ学倶楽部^{※2}」等により、杉並の魅力・情報を区民と協働して発信するほか、「図柄入り杉並ナンバープレート^{※3}」の普及・促進などの事業を通じて、訪問意欲を喚起し、リピーターを含めた更なる来街者の誘致を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	情報発信事業 中央線あるあるプロジェクトの推進 実施 魅力発信事業 実施 すぎなみ学倶楽部の運営 実施	情報発信事業 中央線あるあるプロジェクトの推進 実施 魅力発信事業 実施 すぎなみ学倶楽部の運営 実施	情報発信事業 中央線あるあるプロジェクトの推進 実施 魅力発信事業 実施 すぎなみ学倶楽部の運営 実施	情報発信事業 中央線あるあるプロジェクトの推進 実施 魅力発信事業 実施 すぎなみ学倶楽部の運営 実施	情報発信事業 中央線あるあるプロジェクトの推進 実施 魅力発信事業 実施 すぎなみ学倶楽部の運営 実施
	図柄入り杉並ナンバープレートの普及・促進 実施	図柄入り杉並ナンバープレートの普及・促進 実施	図柄入り杉並ナンバープレートの普及・促進 実施	図柄入り杉並ナンバープレートの普及・促進 実施	図柄入り杉並ナンバープレートの普及・促進 実施

※1 中央線あるあるプロジェクト: 区のほか、区内産業団体、企業、NPO等で構成される実行委員会が運営する観光事業

※2 すぎなみ学倶楽部: 区民ライターによって取材・執筆が行われている、杉並区の様々な分野の魅力を発信する区公式ウェブサイト

※3 図柄入り杉並ナンバープレート: 区の魅力を全国に発信することを目的として、平成30年(2018年)10月1日から交付を開始している「なみすけ」の図柄が入った杉並ナンバープレート

5 アニメを活用した誘客促進

アニメーションミュージアムを観光資源として捉え、デジタルを活用した展示や企画内容の充実により、来街者の誘致につなげていきます。また、区内に集積するアニメ制作会社等と連携し、PRなどの支援を行うほか、近隣自治体等との連携により「アニメのまち杉並」としての地域ブランディングに取り組み、地域のにぎわいの創出を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	アニメーションミュージアムの運営 企画・展示及び情報発信の充実 実施 区内アニメ制作会社等との連携の推進 実施	アニメーションミュージアムの運営 企画・展示及び情報発信の充実 実施 区内アニメ制作会社等との連携の推進 実施	アニメーションミュージアムの運営 企画・展示及び情報発信の充実 実施 区内アニメ制作会社等との連携の推進 実施	アニメーションミュージアムの運営 企画・展示及び情報発信の充実 実施 区内アニメ制作会社等との連携の推進 実施	アニメーションミュージアムの運営 企画・展示及び情報発信の充実 実施 区内アニメ制作会社等との連携の推進 実施
	近隣自治体等との連携によるアニメ等を活用した広域的な情報発信 実施	近隣自治体等との連携によるアニメ等を活用した広域的な情報発信 実施	近隣自治体等との連携によるアニメ等を活用した広域的な情報発信 実施	近隣自治体等との連携によるアニメ等を活用した広域的な情報発信 実施	近隣自治体等との連携によるアニメ等を活用した広域的な情報発信 実施
	なみすけの普及・活用 実施	なみすけの普及・活用 実施	なみすけの普及・活用 実施	なみすけの普及・活用 実施	なみすけの普及・活用 実施

6 都市農業の支援・保全と地産地消の推進

【重点】

農業経営に意欲的な農業者に対する活動助成や、農業者のニーズに応じた農業ボランティア制度の積極的な活用などにより、都市農業を支援するとともに、農福連携農園^{※1}(愛称:すぎのこ農園)や成田西ふれあい農業公園^{※2}の運営、農業体験農園^{※3}助成等を通じて、都市農地が持つ多面的な機能を広く活用・発信し、都市農地の保全を図ります。

また、東京都と連名で策定した「東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」に基づき、東京都エコ農産物^{※4}の支援や区内産農産物の地産地消を進め、環境への負荷低減に配慮した持続可能な農業を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	営農活動支援費の助成 25件	営農活動支援費の助成 25件	営農活動支援費の助成 25件	営農活動支援費の助成 25件	営農活動支援費の助成 75件
	援農ボランティアの活用 5人	援農ボランティアの活用 10人	援農ボランティアの活用 15人	援農ボランティアの活用 20人	援農ボランティアの活用 45人
	認定農業者 ^{※5} の認定 3人(累計26人)	認定農業者の認定 3人(累計29人)	認定農業者の認定 3人(累計32人)	認定農業者の認定 3人(累計35人)	認定農業者の認定 9人(累計35人)
	農福連携農園の運営 区民・地域との連携 事業 実施	農福連携農園の運営 区民・地域との連携 事業 実施	農福連携農園の運営 区民・地域との連携 事業 実施	農福連携農園の運営 区民・地域との連携 事業 実施	農福連携農園の運営 区民・地域との連携 事業 実施
	農業体験農園助成 30区画 (累計228区画)	農業体験農園助成 30区画 (累計258区画)	農業体験農園助成 30区画 (累計288区画)	農業体験農園助成 30区画 (累計318区画)	農業体験農園助成 90区画 (累計318区画)
	成田西ふれあい農業公園の運営	成田西ふれあい農業公園の運営	成田西ふれあい農業公園の運営	成田西ふれあい農業公園の運営	成田西ふれあい農業公園の運営
	農地保全のための取組 実施 —	農地保全のための取組 実施 東京都エコ農産物事業 の推進	農地保全のための取組 実施 東京都エコ農産物事業 の推進	農地保全のための取組 実施 東京都エコ農産物事業 の推進	農地保全のための取組 実施 東京都エコ農産物事業 の推進
	地産地消の推進 学校給食 地元野菜デー 全校実施 事業所・即売会等 450回	地産地消の推進 学校給食 地元野菜デー 全校実施 事業所・即売会等 450回	地産地消の推進 学校給食 地元野菜デー 全校実施 事業所・即売会等 450回	地産地消の推進 学校給食 地元野菜デー 全校実施 事業所・即売会等 450回	地産地消の推進 学校給食 地元野菜デー 全校実施 事業所・即売会等 1,350回

※1 農福連携農園:農業と福祉の連携事業を実施する農園。障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、障害者等の就労につながる取組のほか、農産物の提供による福祉施設等の運営支援や区民・地域との連携事業を実施

※2 成田西ふれあい農業公園:区民が農に親しむ場として、気軽に土とふれあい、農を「見る」「ふれる」「楽しむ」ことができる公園

※3 農業体験農園:園主(農家)が開設し、利用者は園主が定めた年間計画に沿って、園主の指導のもと、苗の植え付けから栽培管理・収穫までの農作業を体験できる農園

※4 東京都エコ農産物:東京都が化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を認証する「東京都エコ農産物認証制度」により認証された農産物

※5 認定農業者:国の制度に基づき、農業者が作成した効率的で安定した農業経営改善計画を区が認定する農業者

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

国等の動向や民間事業者による技術革新を踏まえて、再生可能エネルギー^{※1}の導入や省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガス^{※2}の排出量を削減する取組の一層の推進を図り、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指します。

また、気候変動に対応した持続可能な環境を次世代に引き継いでいくため、誰もが環境への取組について学び、体験、行動できる機会をより充実し、環境意識の醸成を図るとともに、気象災害による被害の回避・軽減に取り組みます。

施策の現状と課題

- 地球温暖化・気候変動の要因である温室効果ガスの多くを占めるCO2排出量の約5割が家庭部門であることから、区はこれまで太陽光発電設備や蓄電池の導入助成等、取組を推進してきました。一方で、国は2050年カーボンニュートラル^{※3}を目指した取組を強化しており、また、世界的に進むSDGsの取組等も踏まえ、区においても、温室効果ガス削減対策を含む環境施策を一層推進していくことが求められています。
- 「みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」を実現するために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の取組を強化するとともに、環境学習や気候区民会議等も活用しながら、区民・事業者・区が一体となって、気候変動対策のための具体的な行動を実践していくことが必要です。

計画最終年度の目標

- 気候危機^{※4}に立ち向かうための行動が区民一人ひとりに浸透し、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、温室効果ガスの削減が着実に進んでいます。
- 再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー対策の推進により、エネルギーの有効利用が進むとともに、災害時等における安定的なライフラインの確保にも寄与しています。
- あらゆる世代の環境学習をより充実させ、環境意識の醸成を図り、気候変動問題を自分事と捉え、区民一人ひとりがライフスタイルの一部として、環境に配慮した取組や自然との共生に向けた行動を継続的に実践しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	区内の温室効果ガス排出量	オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト ^{※5} 」算定数値(特別区協議会)
2	区内の太陽光発電導入容量	資源エネルギー庁「固定価格買取制度 ^{※6} における再生可能エネルギー発電設備認定・導入量」
3	環境に配慮した取組を行っている区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度(2026)	12年度(2030)	
1	区内の温室効果ガス排出量	1,616 (2年度)	1,169	848	千tCO2eq
2	区内の太陽光発電導入容量	2.63 (4年度)	5.09	7.20	万kw
3	環境に配慮した取組を行っている区民の割合	87.5 (4年度)	95.0	100	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 創エネルギー事業の推進 【重点】
- 2 省エネルギー対策の推進 【重点】
- 3 環境学習・環境意識の醸成 【重点】
- 4 区施設の環境対策の推進
- 5 区民及び事業者参加による気候変動対策の推進 【重点】
- 6 総合的な水害対策の推進 【再掲】 (施策1-4)
- 7 生活道路等の整備 【再掲】 (施策5-4)
- 8 街路灯の整備 【再掲】 (施策6-5)
- 9 みどりを守る 【再掲】 (施策11-1)
- 10 みどりを創る 【再掲】 (施策11-2)

※1 再生可能エネルギー:資源が枯渇せずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー(例:太陽光、風力、水力、地熱)

※2 温室効果ガス:二酸化炭素やメタンなどの7つの物質等のこと

※3 カーボンニュートラル:温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

※4 気候危機:気候変動の影響がみられる災害など、生物の生存基盤を揺るがしている危機的な状況

※5 みどり東京・温暖化防止プロジェクト:温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業

※6 固定価格買取制度:再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度

1 創エネルギー事業の推進

【重点】

温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車用充電設備等の導入助成を行うとともに、区立施設において可能な限り太陽光発電設備や蓄電池等を設置し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組みます。

また、遊休区有地等を活用した太陽光発電設備の整備による再生可能エネルギー発電事業の調査・検討を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	再生可能エネルギー等の導入助成 404件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 2,400件
	電気自動車用充電設備導入助成 25件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 195件
	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 3所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 2所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 4所
	遊休区有地等を活用した再生可能エネルギー発電事業 調査・研究	遊休区有地等を活用した再生可能エネルギー発電事業 調査・検討	遊休区有地等を活用した再生可能エネルギー発電事業 調査・検討	遊休区有地等を活用した再生可能エネルギー発電事業 調査・検討	遊休区有地等を活用した再生可能エネルギー発電事業 調査・検討

2 省エネルギー対策の推進

【重点】

住宅の窓断熱や高日射反射率塗装^{※1}などの導入助成について、対象機器の拡充も行いながら実施します。

また、家庭等における電気やガスの使用量削減の取組を支援する「すぎなみエコチャレンジ」、共同住宅、事業所におけるLED照明器具の切替支援や、手軽に取り組むことができる省エネDIYを促進するなど、区民の省エネ行動を後押しする取組を多面的に展開することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	断熱改修等省エネルギー対策助成 480件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 2,340件
	すぎなみエコチャレンジ 800件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 3,000件
	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 300件
	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施

※1 高日射反射率塗装:太陽光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある塗料を建築物の屋上や屋根に塗布する工事

3 環境学習・環境意識の醸成

【重点】

小中学生が環境学習の成果を発表し合う「杉並区小中学生環境サミット」について、環境学習コーディネーターの派遣等を通して参加校を支援するとともに、交流自治体である青梅市が所有する森林の整備・活用を通じて、カーボンオフセット^{※1}事業や体験型森林環境学習を実施します。また、自然環境調査結果の公表や5年に1回実施している河川生物調査の実施と結果の公表及び自然観察会を実施し、生物多様性^{※2}や自然環境への理解促進を図ります。

様々な環境学習を組み合わせ、区民一人ひとりが環境に配慮した取組や自然との共生に向けた行動を継続的に実践できるよう、誰もが意欲的に学べる環境学習をより充実させ、環境意識の醸成を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	学校と連携した環境学習の推進 区立小学校全校での環境学習の推進実施 小中学生環境サミットに向けた支援	学校と連携した環境学習の推進 区立小学校全校での環境学習の推進実施 小中学生環境サミットに向けた支援	学校と連携した環境学習の推進 区立小学校全校での環境学習の推進実施 小中学生環境サミットに向けた支援	学校と連携した環境学習の推進 区立小学校全校での環境学習の推進実施 小中学生環境サミットに向けた支援	学校と連携した環境学習の推進 区立小学校全校での環境学習の推進実施 小中学生環境サミットに向けた支援
	—	ゼロカーボンシティ機運醸成事業実施	ゼロカーボンシティ機運醸成事業実施	ゼロカーボンシティ機運醸成事業実施	ゼロカーボンシティ機運醸成事業実施
	自治体連携によるカーボンオフセット事業及び体験型森林環境学習検討、実施	自治体連携によるカーボンオフセット事業及び体験型森林環境学習実施	自治体連携によるカーボンオフセット事業及び体験型森林環境学習実施	自治体連携によるカーボンオフセット事業及び体験型森林環境学習実施	自治体連携によるカーボンオフセット事業及び体験型森林環境学習実施
	生物多様性への理解促進 自然環境調査実施	生物多様性への理解促進 自然環境調査公表	生物多様性への理解促進 —	生物多様性への理解促進 —	生物多様性への理解促進 自然環境調査公表
	—	—	河川生物調査実施・公表	—	河川生物調査実施・公表
	自然観察会等講座実施	自然観察会等講座実施	自然観察会等講座実施	自然観察会等講座実施	自然観察会等講座実施
多世代向け環境学習実施	多世代向け環境学習実施	多世代向け環境学習実施	多世代向け環境学習実施	多世代向け環境学習実施	

※1 カーボンオフセット: 杉並区内で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスのうち、削減努力を行ってもなお排出される温室効果ガスについて、その排出量に見合った温室効果ガスの削減活動(例: 杉並区外で行われる森林整備など)に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

※2 生物多様性: 特定の「いきもの」に偏ることなく、様々な「いきもの」が存在していること。また、すべての「いきもの」の間にある違いや個性のこと

4 区施設の環境対策の推進

区が行う環境配慮活動として、区役所本庁舎をはじめとした区立施設が調達する電力の一部について再生可能エネルギーへの切替を図るほか、省エネルギー対策を推進します。このほかにも、区立施設において排出される生ごみの資源化を進め、可燃ごみの排出量の削減を図るとともに、庁有車を電気自動車等の次世代自動車へ順次切り替えるなどの取組を行うことで、温室効果ガス排出量の削減を推進していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	本庁舎等の電力調達における再生可能エネルギーの導入及び省エネの推進	本庁舎等の電力調達における再生可能エネルギーの導入及び省エネの推進	本庁舎等の電力調達における再生可能エネルギーの導入及び省エネの推進	本庁舎等の電力調達における再生可能エネルギーの導入及び省エネの推進	本庁舎等の電力調達における再生可能エネルギーの導入及び省エネの推進
	可燃ごみの排出量削減	可燃ごみの排出量削減	可燃ごみの排出量削減	可燃ごみの排出量削減	可燃ごみの排出量削減
	庁有車の電気自動車等への切替	庁有車の電気自動車等への切替	庁有車の電気自動車等への切替	庁有車の電気自動車等への切替	庁有車の電気自動車等への切替
	—	既存区立施設の断熱化等の推進 ZEB化の調査・研究	既存区立施設の断熱化等の推進 ZEB化の調査・研究	既存区立施設の断熱化等の推進 ZEB化の基準等の決定	既存区立施設の断熱化等の推進 ZEB化の調査・研究、基準等の決定

5 区民及び事業者参加による気候変動対策の推進

【重点】

気候変動対策について、無作為抽出により選ばれた区民が有識者等から知見を得て議論を重ねる気候区民会議を開催し、会議で出された提案に対して施策への反映を検討します。また、環境に配慮した優良な事業活動等を行う区内事業者に対して認定制度を設けることで、区と事業者が一体となって気候変動対策の取組を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	気候区民会議 区民等との意見交換 検討・開催	気候区民会議 開催 提案内容の検討	気候区民会議 提案内容の検討 施策への反映	気候区民会議 提案内容の検討 施策への反映	気候区民会議 開催 提案内容の検討 施策への反映
	環境配慮優良事業者 認定制度導入 検討	環境配慮優良事業者 認定制度導入 実施	環境配慮優良事業者 認定制度導入 実施	環境配慮優良事業者 認定制度導入 実施	環境配慮優良事業者 認定制度導入 実施

施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

ごみ出しルールの周知・啓発や、路上喫煙マナーの普及・啓発、アスベスト飛散防止対策の徹底などを通じて、快適に暮らせる生活環境を確保します。また、食品ロス^{※1}やワンウェイプラスチック^{※2}の削減に資する取組を区民、事業者等と一体となって推進し、ごみ・資源の発生抑制を図るとともに、小型家電等のリサイクルやプラスチック資源循環促進法を踏まえたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化など、循環型社会^{※3}の実現に向けた取組を進めます。

施策の現状と課題

- 循環型社会の形成やごみの最終埋め立て処分場^{※4}を1日でも長く利用する観点から、食品ロスやワンウェイプラスチックの削減を中心としたごみの発生抑制が求められています。
- また、これまでの資源化の取組に加えて、国や都の動きに合わせたプラスチックの新たな資源化等の取組を積極的に推進する必要があります。
- 排出されるごみの中には、まだ多くの資源が含まれています。また、一部でごみ出しルールの不徹底がまちの美観を損ねています。適正分別やごみ出しルールの一層の周知・徹底が必要です。
- 誰もが快適に暮らせる良好な生活環境の実現のため、路上喫煙マナーの徹底や喫煙場所の整備、管理不適切な空地の助言・指導など、環境美化や快適な生活環境の向上に向けた取組のほか、アスベストの飛散防止を図るための対策強化など、様々な視点に立った取組が必要です。

計画最終年度の目標

- 食品ロスやワンウェイプラスチックの削減等、ごみの発生抑制に対する区民の意識が向上することで、ごみ・資源の総排出量が着実に減少しています。
- 区民によるごみ・資源の分別徹底やプラスチックの新たな資源化等により、環境負荷を軽減する3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組が一層推進されています。
- ごみ出しに関するルールやマナーが守られるとともに、集積所におけるカラス対策の効果が上がることにより、まちの美観が向上しています。
- 区で定めた喫煙ルールが広く区民に浸透していることに加え、喫煙場所のあり方の検討が進んでいます。また、アスベスト対策の強化により、建築物の解体工事などによるアスベストの飛散防止の徹底が図られています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	ごみ・資源総排出量指数	ごみ・資源総排出量(年間可燃・不燃・粗大・資源回収量÷人口÷365日)について、令和2年度(2020年度)を100として比較
2	区民一人1日当たりのごみ排出量	年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量÷人口÷365日
3	可燃ごみに含まれる生ごみの量	家庭ごみ排出状況調査

1 ごみの発生抑制の推進

【重点】

ごみの減量に向けて、食品ロス削減を中心とした取組を区民、事業者等と区が一体となって推進します。また、循環型社会の実現に向けて、リデュース、リユースの取組に重点を置き、ごみ・資源の総排出量の削減を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ごみの発生抑制に向けた普及啓発の推進	ごみの発生抑制に向けた普及啓発の推進	ごみの発生抑制に向けた普及啓発の推進	ごみの発生抑制に向けた普及啓発の推進	ごみの発生抑制に向けた普及啓発の推進
	食品ロスの削減 食べのこし0応援店 ^{※1} 拡充 150店舗 フードドライブ ^{※2} の常設 受付窓口 運営 フードシェアリング サービス登録店 ^{※3} 拡充	食品ロスの削減 食べのこし0応援 店・mottECO普及推 進モデル事業協力店 ^{※4} 拡充 フードドライブの常設 受付窓口 運営 フードシェアリング サービス登録店 拡充	食品ロスの削減 食べのこし0応援 店・mottECO普及推 進モデル事業協力店 拡充 フードドライブの常設 受付窓口 運営 フードシェアリング サービス登録店 拡充	食品ロスの削減 食べのこし0応援 店・mottECO普及推 進モデル事業協力店 拡充 フードドライブの常設 受付窓口 運営 フードシェアリング サービス登録店 拡充	食品ロスの削減 食べのこし0応援 店・mottECO普及推 進モデル事業協力店 拡充 フードドライブの常設 受付窓口 運営 フードシェアリング サービス登録店 拡充
	生ごみ処理機助成 200件	生ごみ減量・資源化の 普及啓発	生ごみ減量・資源化の 普及啓発	生ごみ減量・資源化の 普及啓発	生ごみ減量・資源化の 普及啓発

※1 食べのこし0応援店:小盛メニューの提供や持ち帰り希望者への対応など、食品ロスの削減に取り組んでいる店舗

※2 フードドライブ:家庭で使いきれない食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に提供する活動

※3 フードシェアリングサービス登録店:廃棄となる食品を割引価格で販売する店舗と消費者をマッチングするアプリを登録している店舗

※4 mottECO普及推進モデル事業協力店:食べ残しの持ち帰りに関して普及・定着を図り、食品ロスの削減に取り組んでいる店舗

2 限りある資源の有効活用の促進

【重点】

小型家電、粗大・不燃ごみの資源化等を着実に進めるとともに、廃食用油、小型充電式電池等の拠点回収を継続し、区民が資源化に取り組みやすい環境を整備し、限りある資源の有効活用を図ります。また、プラスチック資源循環促進法を踏まえた新たなプラスチックの分別収集の区内全域本格実施に向けた検討とモデル実施を進めます。さらに、ワンウェイプラスチックの使用削減について、区立施設の給水スポットの拡充とマイボトルの普及促進や先進的な事例等の調査・研究を進め、新たな取組を検討します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 粗大・不燃ごみの資 源化 廃食用油、小型充電 式電池の拠点回収 新規開設1所	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 分別品目調査・検 討 粗大・不燃ごみの資 源化 廃食用油、小型充電 式電池の拠点回収 運営	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 分別品目調査・検 討 粗大・不燃ごみの資 源化 廃食用油、小型充電 式電池の拠点回収 運営	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 分別品目調査・検 討 粗大・不燃ごみの資 源化 廃食用油、小型充電 式電池の拠点回収 運営	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年42,000kg 分別品目調査・検 討 粗大・不燃ごみの資 源化 廃食用油、小型充電 式電池の拠点回収 運営
	製品プラスチック ^{※1} を含 む「プラスチック」の分別 回収に向けた調査・検討	プラスチック使用製品 廃棄物の分別回収に 向けた検討・モデル実 施	プラスチック使用製品 廃棄物の分別回収に 向けた検討・モデル実 施	プラスチック使用製品 廃棄物の分別回収に 向けた検討・モデル実 施	プラスチック使用製品 廃棄物の分別回収に 向けた検討・モデル実 施
	給水機の活用とマイボ トル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマ イボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマ イボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマ イボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマ イボトル普及促進 実施
	ワンウェイプラスチック使 用削減に向けた取組の 推進 調査・検討	ワンウェイプラスチック 使用削減に向けた取組 の推進 試行実施	ワンウェイプラスチック 使用削減に向けた取組 の推進 実施	ワンウェイプラスチック 使用削減に向けた取組 の推進 実施	ワンウェイプラスチック 使用削減に向けた取組 の推進 試行実施・実施
	集団回収の支援	集団回収の支援	集団回収の支援	集団回収の支援	集団回収の支援

※1 製品プラスチック:容器包装リサイクル法の対象となっている「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品(例:歯ブラシ、バケツ、CD・DVD)

3 安心・快適に暮らせる生活環境の確保

誰もが快適に暮らせる良好な生活環境の確保につなげていくため、区民、事業者、環境NPO等の自主的な環境美化活動を支援するとともに、路上喫煙マナーの普及・啓発等を着実に実施します。また、既存の公衆喫煙場所を含めた喫煙場所のあり方等について検討を行います。

管理が適切に行われていない空地等は、課題解決に向けた助言・指導等を行うとともに、より有効な方策を検討するよう促すなど、安心して生活できる環境を維持する取組を進めます。

また、建築物等の解体工事やリフォーム工事によるアスベスト飛散の防止を図るため、アスベスト対策の強化を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	環境美化活動の推進	環境美化活動の推進	環境美化活動の推進	環境美化活動の推進	環境美化活動の推進
	路上喫煙マナー啓発活動の実施	路上喫煙マナー啓発活動の実施	路上喫煙マナー啓発活動の実施	路上喫煙マナー啓発活動の実施	路上喫煙マナー啓発活動の実施
	公衆喫煙場所の利用状況の把握	喫煙場所のあり方の検討	—	—	喫煙場所のあり方の検討
	—	完全分煙型及び民間事業者による喫煙場所設置検討・推進	完全分煙型及び民間事業者による喫煙場所設置検討・推進	完全分煙型及び民間事業者による喫煙場所設置検討・推進	完全分煙型及び民間事業者による喫煙場所設置検討・推進
	管理不適正な空地等の課題解決に向けた助言・指導	管理不適正な空地等の課題解決に向けた助言・指導	管理不適正な空地等の課題解決に向けた助言・指導	管理不適正な空地等の課題解決に向けた助言・指導	管理不適正な空地等の課題解決に向けた助言・指導
—	アスベスト対策の推進 分析費用助成 20件	アスベスト対策の推進 分析費用助成 20件	アスベスト対策の推進 分析費用助成 20件	アスベスト対策の推進 分析費用助成 60件	

4 ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

ごみや資源の分別意識の向上を図るため、適正な分別ルールの周知・啓発を推進するとともに、不適正にごみを排出する区民に対しては丁寧な排出指導を行うことを通じて、集積所の環境美化を進めます。

また、良好な集積所環境を確保するため、カラスによる集積所への被害を防止する折り畳み式防鳥用ボックスや防鳥用ネットの配布を継続します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	適正な分別ルールに関する周知・啓発 ごみ・資源の排出指導	適正な分別ルールに関する周知・啓発 ごみ・資源の排出指導	適正な分別ルールに関する周知・啓発 ごみ・資源の排出指導	適正な分別ルールに関する周知・啓発 ごみ・資源の排出指導	適正な分別ルールに関する周知・啓発 ごみ・資源の排出指導
	集積所の環境美化 カラス対策の実施 折り畳み式防鳥用ボックス配布 1,400基 防鳥用ネット配布 1,100枚	集積所の環境美化 カラス対策の実施 折り畳み式防鳥用ボックス配布 1,400基 防鳥用ネット配布 1,100枚	集積所の環境美化 カラス対策の実施 折り畳み式防鳥用ボックス配布 1,400基 防鳥用ネット配布 1,100枚	集積所の環境美化 カラス対策の実施 折り畳み式防鳥用ボックス配布 1,400基 防鳥用ネット配布 1,100枚	集積所の環境美化 カラス対策の実施 折り畳み式防鳥用ボックス配布 4,200基 防鳥用ネット配布 3,300枚

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

杉並区の特徴である、みどりや水辺などの豊かな自然環境を区民・事業者等と協力して守り、創り、育てることにより、区民共通の財産として将来世代に引き継いでいきます。また、生物多様性の維持・確保や防災機能の向上など、自然環境が持つ多面的な機能を生かしたグリーンインフラ^{※1}の取組を進めるとともに、区民ニーズや地域の環境と調和した公園づくりを行うことで、みどりを育み、自然と人の営みが共存できるまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 近年、区のみどりは減少しており、屋敷林や都市農地をはじめとした、豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいくために、区民・事業者等と協力して、みどりを守り、創り、育てていく必要があります。
- 気候変動に伴う局地的集中豪雨などによる浸水被害に対し、雨水の貯留・浸透、流出抑制など、グリーンインフラが持つ多様な機能を活用することが求められています。
- 区内の公園面積は増加していますが、区民一人当たりの公園面積は横ばいとなっています。みどりを増やし、災害に備えたオープンスペースを確保するために、更に公園整備を進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 区民・事業者等と区が協力することによって、みどりの総量が増加するとともに、みどりの質も向上しています。
- グリーンインフラの整備が進むことによって、生物多様性の維持・確保や水害・浸水対策の機能向上など、自然環境が持つ多面的な効果を生かした都市環境が形成されています。
- みどり豊かな身近な憩いの場として、また、災害時に備えたオープンスペースとして、誰にとっても安全で快適に利用できる公園整備が進んでいます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	緑被率 ^{※2}	みどりの実態調査
2	区民一人当たりの公園面積	年度当初の区内公園面積÷人口
3	みどりの豊かさに満足する区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度(2026)	12年度(2030)	
1	緑被率	21.99 (4年度)	24.10	24.70	%
2	区民一人当たりの公園面積	2.27 (5年4月)	2.37	2.47	m ² /人
3	みどりの豊かさに満足する区民の割合	85.3 (4年度)	89.0	90.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 みどりを守る 【重点】
- 2 みどりを創る
- 3 みどりを育てる
- 4 みどりの質を高める 【重点】
- 5 水辺環境の再生・創出
- 6 荻外荘公園の整備 【重点】
- 7 地域の核となる公園の整備
- 8 身近な公園の整備
- 9 誰もが利用しやすい公園改修
- 10 環境学習・環境意識の醸成 【再掲】 (施策9-3)

※1 グリーンインフラ:社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組

※2 緑被率:上空から見て、樹木や草等のみどりで被われた部分が区全体の面積に占める割合のこと

1 みどりを守る

【重点】

杉並らしい原風景の核となる屋敷林・農地をはじめ、貴重なみどりを区民共通の財産として将来世代へ引き継いでいくため、保護指定制度の充実を図るとともに、樹林地の所有者への働きかけにより、市民緑地(いこいの森^{※1})の設置を推進します。また、みどりを守る取組への区民の理解を促進するため、屋敷林や農地の所有者と連携・協力し、屋敷林等の公開イベントを実施します。

今後、樹木・樹林をはじめとしたみどりの保全をより確実なものとするため、保護指定制度等の事業の見直しと充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保護指定制度の充実 保護樹木 1,330本 保護樹林 33ha 保護生けがき 6,000m 貴重木 75本	保護指定制度の充実 保護樹木 《1,500本》 保護樹林 《35ha》 保護生けがき 新規100m (累計6,100m) 貴重木 75本	保護指定制度の充実 保護樹木 《1,500本》 保護樹林 《35ha》 保護生けがき 新規100m (累計6,200m) 貴重木 新規3本 (累計78本)	保護指定制度の充実 保護樹木 《1,500本》 保護樹林 《35ha》 保護生けがき 新規100m (累計6,300m) 貴重木 新規2本 (累計80本)	保護指定制度の充実 保護樹木 《1,500本》 保護樹林 《35ha》 保護生けがき 新規300m (累計6,300m) 貴重木 新規5本 (累計80本)
	いこいの森の設置 新規検討 (累計3所)	いこいの森の設置 新規1所 (累計4所)	いこいの森の設置 新規2所 (累計6所)	いこいの森の設置 新規2所 (累計8所)	いこいの森の設置 新規5所 (累計8所)
	屋敷林・農地の保全 保全地区での屋敷 林・農地公開イベント 1回 屋敷林所有者連絡会 1回 —	屋敷林・農地の保全 保全地区での屋敷 林・農地公開イベント 1回 屋敷林所有者連絡会 1回 保護指定制度等の 見直し 検討	屋敷林・農地の保全 保全地区での屋敷 林・農地公開イベント 1回 屋敷林所有者連絡会 1回 保護指定制度等の 見直し 方針決定	屋敷林・農地の保全 保全地区での屋敷 林・農地公開イベント 1回 屋敷林所有者連絡会 1回 保護指定制度等の 見直し 実施	屋敷林・農地の保全 保全地区での屋敷 林・農地公開イベント 3回 屋敷林所有者連絡会 3回 保護指定制度等の 見直し 検討・方針決定・実施

※1 いこいの森:300㎡以上の屋敷林等を所有者と区が無償借地契約をして区民に公開し、都市の貴重なみどりを保全する市民緑地制度

2 みどりを創る

建物の屋上や壁面の緑化に対する助成のほか、災害時に倒壊のおそれがある石塀・ブロック塀等を生けがきや植え込みにする接道部緑化に対する助成など、新たにみどりを創る取組を支援し、みどりのネットワーク化を促進することで、景観の向上や生物多様性の確保を図り、災害にも強いまちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	民有地の緑化推進 屋上緑化助成 200㎡ 壁面緑化助成 40㎡ 接道部緑化助成 350m	民有地の緑化推進 屋上緑化助成 200㎡ 壁面緑化助成 40㎡ 接道部緑化助成 350m	民有地の緑化推進 屋上緑化助成 200㎡ 壁面緑化助成 40㎡ 接道部緑化助成 350m	民有地の緑化推進 屋上緑化助成 200㎡ 壁面緑化助成 40㎡ 接道部緑化助成 350m	民有地の緑化推進 屋上緑化助成 600㎡ 壁面緑化助成 120㎡ 接道部緑化助成 1,050m
	区立施設の緑化推進	区立施設の緑化推進	区立施設の緑化推進	区立施設の緑化推進	区立施設の緑化推進

3 みどりを育てる

区民・事業者等のみどりに関する意識の向上を図るため、みどりに関する情報発信やイベント・講座の開催に加え、みどりの相談所を運営することにより、みどりが持つ多面的な価値や役割への理解促進を図ります。また、積極的にみどりの基金への寄附を募り、みどりの保全や荻外荘公園の整備に活用していきます。さらに、多様な主体が協力してみどりを育てる活動に取り組めるよう、区民主体のみどりのボランティア活動に対して、資材や情報提供等の支援を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの普及啓発 新聞発行 2回 講座の開催 2回 イベント開催 3回 みどりの相談所 運営	みどりの普及啓発 新聞発行 6回 講座の開催 6回 イベント開催 9回 みどりの相談所 運営			
	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用
	みどりのボランティア 44人	みどりのボランティア 新規30人	みどりのボランティア 新規30人	みどりのボランティア 新規30人	みどりのボランティア 新規90人
	認定ボランティア団体 12団体	認定ボランティア団体 新規1団体	認定ボランティア団体 新規1団体	認定ボランティア団体 新規1団体	認定ボランティア団体 新規3団体
	すぎなみ公園育て組 47団体	すぎなみ公園育て組 新規2団体	すぎなみ公園育て組 新規2団体	すぎなみ公園育て組 新規2団体	すぎなみ公園育て組 新規6団体
	花咲かせ隊 136団体	花咲かせ隊 新規5団体	花咲かせ隊 新規5団体	花咲かせ隊 新規5団体	花咲かせ隊 新規15団体

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえ、「杉並区みどりの基本計画」を改定し、みどり豊かなまちづくりを推進します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 改定	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 改定・運用
	生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
	植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持

5 水辺環境の再生・創出

区内河川施設を適切に管理することによって、安全で快適な河川環境を確保します。また、区民とともに多様な動植物が生殖・生育・繁殖できる潤いと安らぎのある水辺環境の再生・創出を図るため、善福寺川においてシンポジウム等の普及啓発事業を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	河川施設(護岸等)の適切な管理	河川施設(護岸等)の適切な維持管理	河川施設(護岸等)の適切な維持管理	河川施設(護岸等)の適切な維持管理	河川施設(護岸等)の適切な維持管理
	善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出 啓発イベントの実施 河川に関する環境活動の支援 水鳥一斉調査 1回 シンポジウム 1回	善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出 啓発イベントの実施 河川に関する環境活動の支援 水鳥一斉調査 1回 シンポジウム 1回	善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出 啓発イベントの実施 河川に関する環境活動の支援 水鳥一斉調査 1回 シンポジウム 1回	善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出 啓発イベントの実施 河川に関する環境活動の支援 水鳥一斉調査 1回 シンポジウム 1回	善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出 啓発イベントの実施 河川に関する環境活動の支援 水鳥一斉調査 3回 シンポジウム 3回

6 荻外荘公園の整備

【重点】

平成28年(2016年)3月に国の史跡として指定された荻外荘を、昭和15～16年(1940～1941年)頃の姿に可能な限り復原して史跡のある公園として整備し、その文化的価値を区内外に広く発信することを通じて、文化の香り高いまちづくりにつなげていきます。また、公園の東側隣接地については、大田黒公園や角川庭園を含めた荻窪三庭園の回遊性を向上するための観光案内機能を備えつつ、荻窪の歴史や原風景を顧みながら多くの人が集い、交流できる場として展示休憩施設棟を整備します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻外荘公園 復原・整備工事 展示休憩施設棟の設計・整備工事 文化財の保存・展示検討	荻外荘公園 復原・整備工事・開園 展示休憩施設棟の整備工事・開設 文化財の保存・展示検討・実施	荻外荘公園 文化財の保存・展示実施	荻外荘公園 文化財の保存・展示実施	荻外荘公園 復原・整備工事・開園 展示休憩施設棟の整備工事・開設 文化財の保存・展示検討・実施
	開園に向けた機運醸成	開園に向けた機運醸成	—	—	開園に向けた機運醸成

7 地域の核となる公園の整備

多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設^{※1}が整備された面積2,500㎡以上の「地域の核」となる公園を整備します。

下高井戸おおぞら公園は、多目的スポーツコート^{※2}と水害対策のための地下調節池^{※3}(東京都施工)を整備します。

馬橋公園は、既存公園の隣接地を拡張整備して、一時避難地の機能の充実を図ります。

(仮称)杉並第八小学校跡地公園は、震災救援所機能の維持を図るとともに、地域の交流の場となるよう、イベントの利用を考慮した多目的広場等の整備を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整	—	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整
	馬橋公園 拡張区域整備工事 拡張区域建築工事	馬橋公園 開園	—	—	馬橋公園 開園
	(仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事	(仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事	(仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事・開園	—	(仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事・開園

※1 公園施設:公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等

※2 多目的スポーツコート:サッカーやラグビー、フットサルなど、様々なスポーツや運動に親しめる運動スペース

※3 地下調節池:台風や集中豪雨による水害を軽減するため、河川が増水した際に一時的に河川の水を貯留するための地下構造物

8 身近な公園の整備

面積が2,500㎡未満の公園は、乳幼児から高齢者まで幅広い世代の区民が利用しやすい身近な公園として整備します。公園施設については、周辺の他の公園とのバランスを考慮して、選定・設置します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	富士見丘北公園 拡張整備工事	富士見丘北公園 開園	—	—	富士見丘北公園 開園
	梅里児童遊園 拡張整備工事	梅里児童遊園 拡張整備工事・開園	—	—	梅里児童遊園 拡張整備工事・開園
	(仮称)下高井戸四丁目第二公園 設計	(仮称)下高井戸四丁目第二公園 整備工事	(仮称)下高井戸四丁目第二公園 開園	—	(仮称)下高井戸四丁目第二公園 整備工事・開園

9 誰もが利用しやすい公園改修

ワークショップなどを通して区民と対話を重ねながら公園施設の改修を進めるとともに、公園の新設や改修等の機会を捉え、障害のある子どもも利用しやすい遊具(インクルーシブ遊具)等の設置について検討していきます。また、遊具や便所等の公園施設の長寿命化を図り、維持管理経費の縮減・平準化を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	多世代が利用できる公園づくり 設計 1公園区 工事 1公園区	多世代が利用できる公園づくり 設計 1公園区 工事 1公園区	多世代が利用できる公園づくり 設計 1公園区 工事 1公園区	多世代が利用できる公園づくり 設計 1公園区 工事 1公園区	多世代が利用できる公園づくり 設計 3公園区 工事 3公園区
	公園施設の長寿命化改修	公園施設の長寿命化改修	公園施設の長寿命化改修	公園施設の長寿命化改修	公園施設の長寿命化改修

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{※1}」に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、区民や関係団体等と健康づくりに向けた様々な取組を推進していきます。また、「杉並区自殺対策計画(第2次)」に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。

施策の現状と課題

- ICTの普及などによる社会環境の変化や区民生活・意識の変化等を踏まえて健康づくりへの取組を実施する必要があります。
- 超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることから、生活習慣病の早期発見・予防を図るために、特定健康診査^{※2}の受診促進等を進めていくとともに、発症・重症化予防に取り組む必要があります。
- がん死亡率の減少を目指し、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図るとともに、がん検診の精度管理^{※3}を強化する必要があります。
- 近年、増加傾向にある心の病気に対応するため、予防的な取組の充実が求められています。

計画最終年度の目標

- ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりの取組に容易に参加できる機会が保障されています。また、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- 特定健康診査の受診及び特定保健指導^{※4}による生活習慣の改善により、メタボリックシンドロームの対象者が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立し、生活しています。
- がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率の低下及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍の減少につながっています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	65歳健康寿命	65歳の方が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの ※東京保健所長会方式による算出方法(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
2	特定保健指導対象者割合の減少率	特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度(2008年度)比)
3	がんの75歳未満年齢調整死亡率	年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年(1985年)モデル人口)で補正して算出 ※人口10万対(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
4	ゲートキーパー ^{※5} 養成者数(累計)	悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 65歳健康寿命	男83.7 女86.8 (3年)	男84.1 女87.6 (7年)	男84.4 女88.2 (11年)	歳
2 特定保健指導対象者割合の減少率	25.5 (4年度)	25.0以上	25.0以上	%
3 がんの75歳未満年齢調整死亡率	男72.9 女51.7 (3年)	男72.1 女51.8 (7年)	男67.9 女49.2 (11年)	—
4 ゲートキーパー ^{※5} 養成者数(累計)	2,263 (4年度)	2,850	3,450	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 区民と進める健康づくりの推進 【重点】
- 2 生活習慣病予防の推進
- 3 がん対策の推進 【重点】
- 4 心の健康づくりの推進
- 5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 【再掲】 (施策29-1)

※1 杉並区健康づくり推進条例:健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例

※2 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病の予防や悪化防止などを目的としている健診

※3 精度管理:死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること

※4 特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すための支援

※5 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人

1 区民と進める健康づくりの推進

【重点】

食育や介護予防、歯と口腔の健康づくり等に関する理解の促進を図るため、SNSをはじめとするICTを活用した情報発信やライフステージに応じた取組を推進します。また、食育ボランティアをはじめとする区民や団体などへの活動支援や民間スポーツ施設等との協働事業により、誰もが社会参加ができ、自主的に健康づくりに取り組める環境を整備していきます。さらに、望まない受動喫煙が生じないよう、飲食店などへ禁煙・分煙化の普及啓発活動などを行うなど、受動喫煙防止に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援
	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援
	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援
	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進
	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発

2 生活習慣病予防の推進

糖尿病・メタボリックシンドローム・COPD^{※1}等の生活習慣による疾病を予防するため、正しい知識の普及啓発を図ります。また、区民健康診査等の受診率向上により疾病の早期発見に努めるほか、合併症や重症化の予防対策を進めます。第3期データヘルス計画^{※2}(令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))の取組においては、40歳以上の国民健康保険加入者の健康課題に対する保健事業を実施し、生活習慣病の防止・改善を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	生活習慣病予防事業の実施 健康増進教室 疾病予防の推進	生活習慣病予防事業の実施 健康増進教室 疾病予防の推進	生活習慣病予防事業の実施 健康増進教室 疾病予防の推進	生活習慣病予防事業の実施 健康増進教室 疾病予防の推進	生活習慣病予防事業の実施 健康増進教室 疾病予防の推進
	区民健康診査 81,500人	区民健康診査 84,600人	区民健康診査 86,100人	区民健康診査 86,100人	区民健康診査 256,800人
	成人歯科健康診査等の実施 8,600人	成人歯科健康診査等の実施 8,600人	成人歯科健康診査等の実施 8,600人	成人歯科健康診査等の実施 8,500人	成人歯科健康診査等の実施 25,700人
	データヘルス計画取組推進 生活習慣病重症化予防実施 特定保健指導実施 医療の効率的な提供の推進 インセンティブ事業実施	データヘルス計画取組推進 特定健康診査実施 特定保健指導実施 重症化予防事業実施 啓発事業実施	データヘルス計画取組推進 特定健康診査実施 特定保健指導実施 重症化予防事業実施 啓発事業実施	データヘルス計画取組推進 特定健康診査実施 特定保健指導実施 重症化予防事業実施 啓発事業実施	データヘルス計画取組推進 特定健康診査実施 特定保健指導実施 重症化予防事業実施 啓発事業実施

※1 COPD:慢性気管支炎や肺気腫など慢性的に呼吸がしにくくなる肺の炎症性疾患の総称

※2 データヘルス計画:健康保険の保険者が特定健康診査及び医療情報等データの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

3 がん対策の推進

【重点】

日本人の2人に1人が生涯で一度はがんになる一方、早期発見によりがんが治癒可能な疾病となってきたことを踏まえ、がん予防や、働きながらがん治療を受ける両立支援等についての啓発を行っていきます。また、がんの早期発見・早期治療に向けて、国の指針を踏まえたがん検診を実施します。実施に当たっては、受診勧奨の強化に加え、がん検診の精度管理を強化し、がん死亡率の減少を目指します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	がん予防等知識の普及啓発	がん予防等知識の普及啓発	がん予防等知識の普及啓発	がん予防等知識の普及啓発	がん予防等知識の普及啓発
	がん検診の推進 胃がん検診 胃部エックス線検査 4,700人 胃内視鏡検査 6,300人 肺がん検診 67,000人 大腸がん検診 53,000人 乳がん検診 14,200人 子宮頸がん検診 15,400人	がん検診の推進 胃がん検診 胃部エックス線検査 4,650人 胃内視鏡検査 7,100人 肺がん検診 67,000人 大腸がん検診 53,000人 乳がん検診 14,200人 子宮頸がん検診 17,800人	がん検診の推進 胃がん検診 胃部エックス線検査 4,600人 胃内視鏡検査 7,200人 肺がん検診 67,000人 大腸がん検診 53,000人 乳がん検診 14,200人 子宮頸がん検診 17,800人	がん検診の推進 胃がん検診 胃部エックス線検査 4,550人 胃内視鏡検査 7,300人 肺がん検診 67,000人 大腸がん検診 53,000人 乳がん検診 14,200人 子宮頸がん検診 17,800人	がん検診の推進 胃がん検診 胃部エックス線検査 13,800人 胃内視鏡検査 21,600人 肺がん検診 201,000人 大腸がん検診 159,000人 乳がん検診 42,600人 子宮頸がん検診 53,400人
	がん検診精度管理の強化 実施	がん検診精度管理の強化 実施	がん検診精度管理の強化 実施	がん検診精度管理の強化 実施	がん検診精度管理の強化 実施

4 心の健康づくりの推進

アフターコロナとなり、自粛から日常へ大きく転換する中、変化に順応できず心に不調をきたす人の増加が見込まれることから、早期発見・早期対応、重症化予防の観点から、精神保健業務電子カルテシステムの導入などの精神保健相談の充実を図るとともに、疾病になる前段階において心の健康を保持・増進するための取組を推進します。併せて、杉並区自殺対策計画(第2次)に基づいた、自殺予防の取組を進めていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	精神保健に関する取組 精神保健に関する相談 156回	精神保健に関する取組 精神保健に関する相談 156回 精神保健業務電子カルテシステムの構築・運用	精神保健に関する取組 精神保健に関する相談 156回 精神保健業務電子カルテシステムの運用	精神保健に関する取組 精神保健に関する相談 156回 精神保健業務電子カルテシステムの運用	精神保健に関する取組 精神保健に関する相談 468回 精神保健業務電子カルテシステムの構築・運用
	心の健康づくりに関する講演会の開催 6回	心の健康づくりに関する講演会の開催 6回	心の健康づくりに関する講演会の開催 6回	心の健康づくりに関する講演会の開催 6回	心の健康づくりに関する講演会の開催 18回
	自殺対策の推進 ゲートキーパー養成 新規150人 (累計2,400人) 自殺対策関係機関連絡会の実施 自殺予防の普及啓発の拡充	自殺対策の推進 ゲートキーパー養成 新規150人 (累計2,550人) 自殺対策関係機関連絡会の実施 自殺予防の普及啓発の拡充	自殺対策の推進 ゲートキーパー養成 新規150人 (累計2,700) 自殺対策関係機関連絡会の実施 自殺予防の普及啓発の拡充	自殺対策の推進 ゲートキーパー養成 新規150人 (累計2,850人) 自殺対策関係機関連絡会の実施 自殺予防の普及啓発の拡充	自殺対策の推進 ゲートキーパー養成 新規450人 (累計2,850人) 自殺対策関係機関連絡会の実施 自殺予防の普及啓発の拡充

施策13 地域医療体制の充実

救急医療体制の充実を図るため、小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保に取り組みます。また、災害発生時に緊急医療救護所^{※1}が円滑に運営されるよう体制整備や訓練を行うとともに、医療機関との連携強化を図りながら、感染症対策を含め必要な医療が安心して受けられる体制づくりを進めます。高齢者等の在宅医療については、在宅療養者が住み慣れた地域で安心して医療を受けられるように、ICT等を活用して在宅医療と介護の連携を強化します。障害者の地域医療体制については、専門医療から身近な地域医療への移行支援とともに、関係機関の連携強化を図り、在宅医療体制の強化を進めます。

施策の現状と課題

- 小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療を確保することにより、救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 災害時の医療体制については、医療機関との連携強化と併せて、ICTの活用を含めた通信体制の拡充に取り組む必要があります。
- 高齢者人口の増加に伴い、在宅医療のニーズが高まっており、在宅療養者が安心して医療を受けられるように、在宅医療と介護の連携を強化していく必要があります。
- 感染症対策については、感染症に関する予防計画に基づき、防疫体制の見直し、医療機関との更なる連携や検査体制の強化を図るとともに、予防に関する情報発信や啓発活動が必要です。
- 障害者の地域医療体制については、在宅への移行に向けた支援や、かかりつけ医が対応しやすい体制整備に向けて取り組んでいく必要があります。

計画最終年度の目標

- 休日等の医療や相談の体制が充実し、区民の救急医療体制に対する安心感が増えています。
- 医療機関等関係機関の連携強化により、災害時における緊急的な医療体制が確保されています。
- 在宅医療と介護の連携が図られるなど、在宅療養者が安心して医療を受けられる体制が整っています。
- 感染症に対する防疫体制や検査体制等が強化されるとともに、区民の感染症に対する予防知識が向上しています。
- 在宅訪問診療所と地域基幹病院が連携し、障害者が身近な地域で診療が受けられる体制が確保されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	区民意向調査
2	在宅医療を受けた人数	在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院に係る報告書(7月～6月実績)
3	かかりつけ医療機関がある区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	67.5 (4年度)	77.0	80.0	%
2 在宅医療を受けた人数	9,542 (4年度)	9,600	9,900	人
3 かかりつけ医療機関がある区民の割合	61.3 (4年度)	63.0	65.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 救急医療体制の充実
- 2 災害時医療体制の充実 【重点】
- 3 在宅医療体制の充実 【重点】
- 4 感染症対策の推進 【重点】
- 5 障害者の地域医療体制の整備

※1 緊急医療救護所: 区市町村が災害発生の超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ(傷の程度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること)、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う施設

1 救急医療体制の充実

休日等の病院・診療所の休診日等に対応するため、医科・歯科の急病診療や医療機関案内・相談サービスを行う急病医療情報センターの運営を行うとともに、小児急病診療については診療体制を確保します。また、緊急時に備え、迅速・正確に応急手当を行える救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)^{※1}を養成するとともに、応急手当の普及・啓発活動を通じて初期救急対応力の向上を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	急病医療情報センターの運営	急病医療情報センターの運営	急病医療情報センターの運営	急病医療情報センターの運営	急病医療情報センターの運営
	小児急病診療体制の確保	小児急病診療体制の確保	小児急病診療体制の確保	小児急病診療体制の確保	小児急病診療体制の確保
	急病診療の運営 休日等夜間急病診療 歯科休日急病診療 休日等夜間調剤事業	急病診療の運営 休日等夜間急病診療 歯科休日急病診療 休日等夜間調剤事業	急病診療の運営 休日等夜間急病診療 歯科休日急病診療 休日等夜間調剤事業	急病診療の運営 休日等夜間急病診療 歯科休日急病診療 休日等夜間調剤事業	急病診療事業の運営 休日等夜間急病診療 歯科休日急病診療 休日等夜間調剤事業
	救急協力員の養成 新規500名	救急協力員の養成 新規500名	救急協力員の養成 新規500名	救急協力員の養成 新規500名	救急協力員の養成 新規1,500名

※1 救急協力員(すぎなみ区民レスキュー):地域の初期救急対応力の向上を図るため、東京消防庁が認定した普通救命講習などの認定証を取得した方で、区の救命救急制度に関する講義を受講し、区に登録された区民

2 災害時医療体制の充実

【重点】

災害発生時に災害拠点病院^{※1}等に開設する緊急医療救護所が円滑に運営されるよう、医薬品等を整備するとともに、医療救護訓練等を通して、関係医療機関との協力体制を強化します。併せて、災害時要配慮者等(人工透析患者、人工呼吸器使用患者等)に対する必要な支援体制の整備に向けて、関係機関と検討を進めます。また、災害時等の非常時における保健医療活動を強化するため、ICTを活用した新たな体制を検討・整備していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等	緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等	緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等	緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等	緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等
	災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施	災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施	災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施	災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施	災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施
	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 検討	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 検討 実施	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 検討 実施	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 検討 実施	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 検討 実施
	ICTを活用した災害時の保健医療活動体制整備 検討	ICTを活用した災害時の保健医療活動体制整備 検討	ICTを活用した災害時の保健医療活動体制整備 検討 実施	ICTを活用した災害時の保健医療活動体制整備 検討 実施	ICTを活用した災害時の保健医療活動体制整備 検討 実施

※1 災害拠点病院:災害発生時に主に重症者の治療・収容を行う病院(基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)

3 在宅医療体制の充実

【重点】

在宅医療推進連絡協議会^{※1}等を通じて、医療・介護等の関係機関の連携を推進するほか、在宅療養者の情報を効率的に共有できるよう、杉並区医師会が運営するICTを活用した多職種連携ネットワークシステムに対して支援を行います。また、在宅医療相談調整窓口では、医療・介護の資格を有する相談員が関係者や区民からの在宅医療に関する様々な相談に対応していきます。さらに、区内協力病院と連携しながら、在宅医療の関係者に後方支援病床^{※2}の周知を図るとともに、在宅療養・看取り・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)^{※3}等への理解を広めていくため、在宅医療に関わる多職種の職員を対象とした研修等を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	在宅医療推進連絡協議会等を通じた関係機関の連携推進	在宅医療推進連絡協議会等を通じた関係機関の連携推進	在宅医療推進連絡協議会等を通じた関係機関の連携推進	在宅医療推進連絡協議会等を通じた関係機関の連携推進	在宅医療推進連絡協議会等を通じた関係機関の連携推進
	ICTを活用した多職種連携ネットワーク運営支援	ICTを活用した多職種連携ネットワーク運営支援	ICTを活用した多職種連携ネットワーク運営支援	ICTを活用した多職種連携ネットワーク運営支援	ICTを活用した多職種連携ネットワーク運営支援
	在宅医療相談調整窓口の運営 相談数 400件	在宅医療相談調整窓口の運営 相談数 400件	在宅医療相談調整窓口の運営 相談数 400件	在宅医療相談調整窓口の運営 相談数 400件	在宅医療相談調整窓口の運営 相談数 1,200件
	後方支援病床の周知	後方支援病床の周知	後方支援病床の周知	後方支援病床の周知	後方支援病床の周知
	多職種研修の実施	多職種研修の実施	多職種研修の実施	多職種研修の実施	多職種研修の実施

※1 在宅医療推進連絡協議会:医療・介護等の関係機関が在宅医療の推進に関する意見交換や連絡調整を行うための協議会

※2 後方支援病床:発熱や脱水症状などにより一時的に入院治療が必要とされた在宅療養者を受け入れるために、区内協力病院に確保している病床

※3 ACP(アドバンス・ケア・プランニング):患者が家族や医療・ケアチーム等と将来の医療やケアを事前に繰り返し話し合うなど、患者本人による意思決定を支援するプロセス

4 感染症対策の推進

【重点】

新型コロナウイルス感染症への対応を教訓に、今後も起こり得る新興感染症の流行に適切に対処するため、感染症に関する予防計画に基づく保健所職員の体制整備、検査の実施体制等の強化を推進するとともに、区内医療機関との更なる連携強化を図ります。また、集団発生のリスクが高い施設等に対して感染症予防対策の周知徹底を図るとともに、区ホームページ等を活用して、迅速な情報発信、予防接種に関する啓発活動などに取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	感染症に関する予防計画の検討・策定	感染症に関する予防計画の推進	感染症に関する予防計画の推進	感染症に関する予防計画の推進	感染症に関する予防計画の推進
	防疫体制の強化 備蓄品の拡充 検査体制の拡充	備蓄品の計画的購入 検査体制の拡充 感染症管理システムの改修・運用	備蓄品の計画的購入 検査体制の拡充 感染症管理システムの運用	備蓄品の計画的購入 検査体制の拡充 感染症管理システムの運用	備蓄品の計画的購入 検査体制の拡充 感染症管理システムの改修・運用
	医療関係機関との連携強化 連絡会の開催	医療関係機関との連携強化 連絡会の開催 連携協定の締結	医療関係機関との連携強化 連絡会の開催	医療関係機関との連携強化 連絡会の開催	医療関係機関との連携強化 連絡会の開催 連携協定の締結
	感染症に関する予防知識の普及啓発 見直し・実施	感染症に関する予防知識の普及啓発 実施	感染症に関する予防知識の普及啓発 実施	感染症に関する予防知識の普及啓発 実施	感染症に関する予防知識の普及啓発 実施

5 障害者の地域医療体制の整備

小児専門医療機関に通う障害児が成人期に達した際に、地域の身近な医療機関にスムーズに移行できるよう、区内の在宅訪問診療所と地域の基幹病院が連携し、訪問診療や緊急時の入院治療等、障害者の移行期医療^{※1}を支援する体制を整備します。また、人工呼吸器を使用する医療的ケア児や重症心身障害児が、非常時や家族がレスパイト^{※2}を必要とする際などに利用できる短期入所先を医療機関に確保します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	移行期医療の支援 検討	移行期医療の支援 検討	移行期医療の支援 実施	移行期医療の支援 実施	移行期医療の支援 検討 実施
	移行期医療に対する保 護者等への普及啓発 実施	移行期医療に対する保 護者等への普及啓発 実施	移行期医療に対する保 護者等への普及啓発 実施	移行期医療に対する保 護者等への普及啓発 実施	移行期医療に対する保 護者等への普及啓発 実施
	重症心身障害児等の 医療型ショートステイ先 の確保 検討	重症心身障害児等の 医療型ショートステイ先 の確保 検討	重症心身障害児等の 医療型ショートステイ先 の確保 検討 試行	重症心身障害児等の 医療型ショートステイ先 の確保 実施	重症心身障害児等の 医療型ショートステイ先 の確保 検討 試行 実施

※1 移行期医療:小児を中心とした医療から、成人を対象とする医療に切り替えていく過程における医療のこと

※2 レスパイト:重症心身障害児(者)等の家族が病気や事故などで一時的に介護ができない場合、一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ること

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

人権とは、誰もが生まれながらに等しく持っている、人として幸せな生活を営むための権利です。この欠かすことのできない権利が尊重される社会を実現するために、一人ひとりが人権の重要性を考えるきっかけづくりになるよう、啓発事業と相談事業等を実施し、年齢、性別、国籍、人種等による差別や偏見のない多様性を認め合う意識の醸成に努めます。

施策の現状と課題

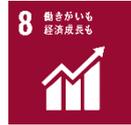
- スマートフォン等のICT端末やソーシャルメディア等のサービスの普及に伴い、その匿名性から他者への誹謗中傷や差別的な書込み等の人権侵害が増え、今日的な社会問題となっています。一人ひとりが自分らしく生活し、夢や希望、幸せを実感できるまちにするため、あらゆる分野での差別、偏見を解消していくための正しい知識・情報の伝達や啓発及び制度上の不利益の解消等に向けた取組を継続して行う必要があります。
- 男女の固定的な性別による役割分担意識が依然として残っていることから、家庭や職場での意識改革等により、誰もがその個性と能力を発揮し、地域で活躍する場や、区政への参画機会を拡充していく必要があります。
- 性的指向及び性自認について、区民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性の多様性を尊重する社会の実現に向けて、区民の理解増進を図るとともに、パートナーシップ制度等の運用を適切に図っていく必要があります。

計画最終年度の目標

- 差別や偏見を生む誤った情報や偏った情報がなくなり、年齢、性別、国籍、人種や様々な価値観などその多様性を認め合うなど、互いの人権を尊重し、あらゆる差別や偏見を許さないという意識がすべての区民に根付いています。
- 性別による固定的な役割分担意識から解放され、誰もが、性別に関係なく、様々な分野に参画し、互いに個性を尊重し、能力を発揮できています。
- すべての区民が、性の多様性に関する理解が進み、性のあり方にかかわらず、一人ひとりが尊重され、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らし、活動しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	他人の立場を尊重・理解するなど、人権を意識しながら生活している区民の割合	区民意向調査 ※現状値は、令和3年(2021年)2月「人権に関する都民の意識調査(東京都総務局人権部)」のデータに基づく参考値
2	区内事業所における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	男女共同参画に関する意識と生活実態調査
3	「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」の認知度(条例に基づくパートナーシップ制度などの認知度も含む)	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 他人の立場を尊重・理解するなど、人権を意識しながら生活している区民の割合	21.4	25.0	35.0	%
2 区内事業所における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	25.4 (4年度)	33.0	45.0	%
3 「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」の認知度(条例に基づくパートナーシップ制度などの認知度も含む)	—	上昇	上昇	%

施策を構成する実行計画事業

1 人権尊重の啓発等の推進

2 男女共同参画の推進

【重点】

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

4 障害者の権利擁護と共生社会の推進

【再掲】 (施策17-6)

5 子どもの権利擁護の推進

【再掲】 (施策18-1)

6 多文化共生・国内外交流の推進

【再掲】 (施策27-3)

1 人権尊重の啓発等の推進

広報紙や人権啓発冊子等の発行や人権教育等の様々な機会を通じて人権尊重意識の啓発を図るとともに、人権擁護委員等との連携により人権相談を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	人権週間等における人権尊重意識の啓発実施	人権週間等における人権尊重意識の啓発実施	人権週間等における人権尊重意識の啓発実施	人権週間等における人権尊重意識の啓発実施	人権週間等における人権尊重意識の啓発実施
	人権相談実施	人権相談実施	人権相談実施	人権相談実施	人権相談実施

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。

また、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施し、実態調査結果を基に、ジェンダー平等や性の多様性の理解増進に関する施策の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施	—	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施

※1 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター:男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター:被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と実態調査」結果や当事者を含めた幅広い区民等の意見を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討・検討結果に基づく運用

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

子育てと介護を同時に行うダブルケアや、80代の親が50代の子どもを支える8050問題など、区民が複雑化・複合化する生活課題に直面した場合においても、住み慣れた地域の中で支え合って暮らし続けられるよう、世代や分野を問わない包括的な支援体制を構築するとともに、生活困窮者やひきこもり状態にある方への自立支援体制を充実させていきます。また、動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うなど、人も動物も共に健やかに暮らせる社会の実現に向けた取組を推進します。

施策の現状と課題

- ダブルケアや社会的孤立など既存の制度の対象となりにくく、複数の生活課題を抱えているケースでは、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等の対象者ごとの支援体制だけでは対応が困難であり、制度や分野に捉われない支援の仕組みが必要です。
- 就労や心身の状況から経済的に困窮した方への自立を支援するため、高齢者、障害者や子どもをはじめ、他の福祉分野の機関との密接な連携が求められています。また、社会参加の機会を掴めないひきこもり状態にある方に対しては、就労だけでなく本人の自尊心の回復や見守る家族への働きかけなど多様な支援体制をつくる必要があります。
- 動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時のペット救護対策など、区民や関係機関を巻き込んで動物と共生できる地域社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

計画最終年度の目標

- 相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に推進することで、既存の制度の対象となりにくく、複数の生活課題を抱えている区民を包括的に支援する体制が整っています。
- 高齢者や障害者、子ども等の他分野の関係機関と連携して、複雑化・複合化した課題を抱える生活困窮者に寄り添った支援を行い、生活困窮者が自立できるようになっています。また、就労支援のほか、ひきこもりに対する居場所づくりや家族への支援など多様な体制が整っています。
- 動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が互いに理解し合うとともに、人も動物も共に健やかに暮らしている地域社会づくりの取組が充実しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	各相談支援機関から在宅医療・生活支援センター※1への相談件数	在宅医療・生活支援センターが地域包括支援センター(ケア24)※2や保健センター等の相談支援機関から受け付けた相談の件数
2	ひきこもりサポーターの人数	ひきこもりに関する講演会・サポーター養成講座等に参加し、ひきこもり状態にある方への理解を深め、相談支援機関等の案内ができるようになった区民の人数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 各相談支援機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数	408 (4年度)	450	450	件
2 ひきこもりサポーターの人数	—	120	360	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 包括的な支援体制の構築 【重点】
- 2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 【重点】
- 3 動物と共生できる地域社会づくりの推進
- 4 災害時要配慮者支援の推進 【再掲】 (施策2-5)
- 5 区民と進める健康づくりの推進 【再掲】 (施策12-1)
- 6 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化 【再掲】 (施策16-2)
- 7 障害者の地域生活支援体制の推進・強化 【再掲】 (施策17-3)
- 8 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 【再掲】 (施策20-1)
- 9 地域における子育て支援体制の充実 【再掲】 (施策20-2)

※1 在宅医療・生活支援センター:区内の在宅医療を推進するほか、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等の相談支援機関が連携して複数の生活課題を抱えている世帯を支援するための調整や、地域での支え合いの活動を広げるための仕組みづくりを行う区の機関

※2 地域包括支援センター(ケア24):保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が配置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護等の支援をする総合的な相談窓口

1 包括的な支援体制の構築

【重点】

複数の生活課題を抱えている区民を包括的に支援する体制を構築するため、高齢者分野の地域包括支援センター(ケア24)や障害者分野の障害者地域相談センター(すまいる)^{※1}等における分野を超えた「相談支援」や、社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業^{※2}を実施します。

重層的支援体制整備事業では、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等の相談支援機関による重層的支援会議^{※3}を新たに設置するほか、分野を問わない相談を受け止める地域福祉コーディネーターを配置し、区民や関係機関と協力して社会参加や地域交流につなげる「地域支え合いの仕組みづくり事業」を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重層的支援体制整備事業の検討	重層的支援体制整備事業の実施	重層的支援体制整備事業の実施	重層的支援体制整備事業の実施	重層的支援体制整備事業の実施
	包括的な相談支援体制の強化 検討・実施	包括的な相談支援体制の強化 実施	包括的な相談支援体制の強化 実施	包括的な相談支援体制の強化 実施	包括的な相談支援体制の強化 実施
	支援会議 ^{※4} の開催 120回	支援会議の開催 120回	支援会議の開催 120回	支援会議の開催 120回	支援会議の実施 360回
	重層的支援会議の設置・開催 120回	重層的支援会議の設置・開催	重層的支援会議の開催	重層的支援会議の開催	重層的支援会議の設置・開催
	地域支え合いの仕組みづくり事業の実施 地域福祉コーディネーターの配置 2名	地域支え合いの仕組みづくり事業の実施 地域福祉コーディネーターの配置 新規1名 (累計3名)	地域支え合いの仕組みづくり事業の実施 地域福祉コーディネーターの配置 — (累計3名)	地域支え合いの仕組みづくり事業の実施 地域福祉コーディネーターの配置 新規1名 (累計4名)	地域支え合いの仕組みづくり事業の実施 地域福祉コーディネーターの配置 新規2名 (累計4名)
地域福祉コーディネーターの相談受付 190件	地域福祉コーディネーターの相談受付 285件	地域福祉コーディネーターの相談受付 285件	地域福祉コーディネーターの相談受付 380件	地域福祉コーディネーターの相談受付 950件	

※1 障害者地域相談センター(すまいる):地域での相談の場として、区内3か所(荻窪・高円寺・高井戸)に設置している、社会福祉士などの専門職員が障害者(児)の生活全般の相談に応じる相談支援機関

※2 重層的支援体制整備事業:令和3年(2021年)4月1日に施行された改正社会福祉法において新たに規定された事業で、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための仕組み

※3 重層的支援会議:複数の生活課題を抱えている区民への支援内容について、本人の同意を得て調整・検討するほか、個別の支援内容から見えてきた共通の課題等を整理するための会議

※4 支援会議:複数の生活課題を抱えている区民への支援内容について、社会福祉法第106条の6に基づき、本人の同意なく調整・検討するための会議

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実

【重点】

生活自立支援窓口(くらしのサポートステーション^{※1})では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。子どもへの支援については、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

ひきこもり状態にある方については、就労だけでなく、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるよう、当事者をはじめ家族に対して様々な支援を行うとともに、ひきこもりについての地域における理解促進を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施
	子どもの学習等支援 事業 実施 年48回	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》
	ひきこもり支援事業 調査・検討・実施準備	ひきこもり支援事業 実施準備	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口開設 居場所事業 ^{※2} 実施	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口実施 居場所事業実施	ひきこもり支援事業 実施準備・実施 専門相談窓口開設・実施 居場所事業実施
	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 調査・検討・実施準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施 準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の 実施準備・実施

※1 くらしのサポートステーション:経済的な困りごとと合わせて、ひきこもりや子どもの学習支援等生活上で様々な不安や課題を抱えた方の相談窓口

※2 居場所事業:ひきこもりの状態にある方に、就労自立ではなく、自らの役割を感じられる機会を与え安心して過ごせる場所を提供する事業

3 動物と共生できる地域社会づくりの推進

動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うとともに、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、東京都獣医師会杉並支部及び杉並区動物適正飼養普及員(杉並どうぶつ相談員)等と協力し、動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時のペット救護対策等の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施	動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施	動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施	動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施	動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施
	飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施	飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施	飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施	飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施	飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施
	災害時におけるペットの救護対策の充実	災害時におけるペットの救護対策の充実	災害時におけるペットの救護対策の充実	災害時におけるペットの救護対策の充実	災害時におけるペットの救護対策の充実
	ドッグランの整備 整備 運営	ドッグランの運営	ドッグランの運営	ドッグランの運営	ドッグランの運営

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

高齢者が人生の最終段階まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症施策や生活支援体制の整備、医療と介護の連携などによる支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進に加え、地域の見守り体制等の充実に取り組んでいきます。また、介護が必要な高齢者の増加に対応するため、介護施設を計画的に整備するとともに、これらの施設における介護人材の定着・支援や介護ロボットの導入を支援する取組を進めていきます。一方で多くの元気な高齢者がいきがいを持って活躍できる環境を整え、「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、高齢者が自らの知識・経験等を生かして、地域共生社会づくりの担い手となるよう支援していきます。

施策の現状と課題

- 令和7年(2025年)に団塊の世代が75歳以上となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)頃には、高齢者人口がピークを迎えることなどを見据え、引き続き、認知症への理解・普及啓発及び早期発見・早期対応に向けた取組や地域包括ケアシステムの推進・強化等を図る必要があります。
- 精力的に整備を進めてきた特別養護老人ホームについては、令和8年度(2026年度)までの間、緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みですが、引き続き、各年度における需要と供給のバランスや地域ごとの整備状況等を考慮し、令和22年(2040年)頃を見据えた介護施設の計画的な整備を推進する必要があります。加えて、これらの介護サービスの担い手となる介護人材の定着・育成等の支援に注力することも課題です。
- 元気な高齢者が他者とのかわりを持ちながら、いきいきと活動できるよう、多様なニーズに応じた居場所や地域の活動等の場を提供するとともに、それらの場につながるためのきっかけづくりと情報提供の充実が必要です。

計画最終年度の目標

- 認知症になっても、希望を持って住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられています。また、必要な時に必要な在宅介護サービスや地域ネットワークによる支援を受けながら、安心して高齢期の生活を過ごせるようになっていきます。
- 介護施設の基盤整備が進められるとともに、介護人材が充足され、適切な介護施設サービスを提供できる環境が整っています。
- 多くの元気な高齢者が、いきがいを持って生活を送るとともに、自らの知識・経験等を生かしながら、地域共生社会づくりの担い手となって活動しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
1 地域包括支援センター(ケア24)で総合相談から認知症支援につないだ件数	—
2 今後も在宅での介護を続けていけると思う介護者の割合	区民意向調査
3 地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合	区民意向調査
4 特別養護老人ホームの整備が充足している割合	区内特別養護老人ホーム入所者数÷入所申込者のうち、4月1日時点で区が最も入所優先度が高い区分に評価した者の数
5 地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 地域包括支援センター(ケア24)で総合相談から認知症支援につないだ件数	7,292 (4年度)	8,140	8,260	件
2 今後も在宅での介護を続けていけると思う介護者の割合	81.6 (4年度)	90.0	90.0	%
3 地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合	27.2 (4年度)	32.0	34.0	%
4 特別養護老人ホームの整備が充足している割合	100以上 (4年度)	100以上	100以上	%
5 地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合	47.0 (4年度)	48.5	50.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 認知症施策の推進 【重点】
- 2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化 【重点】
- 3 地域の見守り体制の充実
- 4 家族介護者支援の充実
- 5 介護サービス基盤の整備 【重点】
- 6 高齢者いきがい活動の充実
- 7 在宅医療体制の充実 【再掲】 (施策13-3)

1 認知症施策の推進

【重点】

認知症になっても、希望を持って住み慣れた地域で自分らしく生活が続けられるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法^{※1}に基づき、普及啓発や予防、早期発見・早期対応に向けた体制・連携強化、若年認知症支援等の取組を総合的に推進します。こうした取組については、区と協定を締結した認知症介護研究・研修東京センターや浴風会病院認知症疾患医療センターの専門的な助言等を得ながら、効果的・効率的な推進を図っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	認知症サポーター ^{※2} 養成 新規2,500人	認知症サポーター養成 新規2,500人	認知症サポーター養成 新規2,500人	認知症サポーター養成 新規2,500人	認知症サポーター養成 新規7,500人
	チームオレンジ ^{※3} の育成 新規4チーム (累計12チーム)	チームオレンジの育成 新規3チーム (累計15チーム)	チームオレンジの育成 新規3チーム (累計18チーム)	チームオレンジの育成 新規2チーム (累計20チーム)	チームオレンジの育成 新規8チーム (累計20チーム)
	若年性認知症支援会議の開催 12回	若年性認知症支援会議の開催 12回	若年性認知症支援会議の開催 12回	若年性認知症支援会議の開催 12回	若年性認知症支援会議の開催 36回
	認知症初期集中支援チーム ^{※4} 訪問支援 新規60件	認知症初期集中支援チーム訪問支援 新規60件	認知症初期集中支援チーム訪問支援 新規60件	認知症初期集中支援チーム訪問支援 新規60件	認知症初期集中支援チーム訪問支援 新規180件
	認知症ケアパス ^{※5} の普及	認知症ケアパスの普及	認知症ケアパスの改定	認知症ケアパスの普及	認知症ケアパスの改定・普及
	認知症予防・共生講座の開催 1回	認知症予防・共生講座の開催 1回	認知症予防・共生講座の開催 1回	認知症予防・共生講座の開催 1回	認知症予防・共生講座の開催 3回

- ※1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法:認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進することを目的に制定され、令和5年(2023年)6月16日に公布(施行は公布日から1年以内)
- ※2 認知症サポーター:認知症に対する正しい理解のもと、認知症の人や家族の見守り、支援する応援者を養成する講座を受講した人
- ※3 チームオレンジ:認知症の人や家族を支援するために組織したチーム。区では令和8年度(2026年度)までに20か所の地域包括支援センター(ケア24)に各1チームの設置を予定
- ※4 認知症初期集中支援チーム:認知症の専門医と医療や福祉の専門職からなるチームを区内医療機関3か所に設置し、認知症が疑われる人の自宅を訪問して、生活状況や認知機能等の情報収集と評価を行うチーム
- ※5 認知症ケアパス:認知症の初期段階から生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護や生活支援サービスを利用できるか等の流れを示したもので、区では「認知症あんしんガイドブック」として発行

2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化

【重点】

介護等の支援が必要な高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、区内20か所の地域包括支援センター(ケア24)に配置した地域包括ケア推進員が中心となり、地域による生活支援体制整備事業^{※1}や、地域ケア会議^{※2}を通じた在宅医療・介護の連携強化及び認知症支援等を一体的に行い、地域包括ケアシステムの推進・強化を図ります。また、事業評価や研修等により、ケア24の機能強化に取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実施・改善 区主催研修 ^{※3} の実施 ケア24相互の連携会議の開催	ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実施・改善 区主催研修の実施 ケア24相互の連携会議の開催	ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実施・改善 区主催研修の実施 ケア24相互の連携会議の開催	ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実施・改善 区主催研修の実施 ケア24相互の連携会議の開催	ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実施・改善 区主催研修の実施 ケア24相互の連携会議の開催
	地域ケア会議の実施 140回	地域ケア会議の実施 140回	地域ケア会議の実施 140回	地域ケア会議の実施 140回	地域ケア会議の実施 420回
	生活支援体制整備事業の推進 協議体を中心とした地域活動の推進	生活支援体制整備事業の推進 協議体を中心とした地域活動の推進	生活支援体制整備事業の推進 協議体を中心とした地域活動の推進	生活支援体制整備事業の推進 協議体を中心とした地域活動の推進	生活支援体制整備事業の推進 協議体を中心とした地域活動の推進

※1 生活支援体制整備事業:区全域を第1層協議体、ケア24の担当区域を第2層協議体とし、それぞれに地域資源の開発やネットワークづくり等をコーディネートする生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域の様々な団体・住民等が集まり、情報共有・意見交換を行う場である協議体を設置し、地域の支え合いによる生活支援の体制づくりを推進する事業

※2 地域ケア会議:高齢者の支援の充実や社会基盤の整備を図るために、地域包括支援センター(ケア24)又は区が主催する行政職員及び地域の関係者から構成される会議体

※3 区主催研修:ケア24職員を対象に、新任研修、介護予防マネジメント研修、認知症基礎研修、地域づくり研修、課題別研修を実施

3 地域の見守り体制の充実

単身世帯や高齢者のみの世帯等の高齢者が安心して生活ができるよう、民生委員、地域包括支援センター(ケア24)職員、地域ボランティア及び民間事業者などの多様な主体や方法による重層的な地域の見守り体制を充実し、孤立化を防止するとともに、必要なサービスにつなぎます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	安心おたっしや訪問 ^{※1} 実施	安心おたっしや訪問 実施	安心おたっしや訪問 実施	安心おたっしや訪問 実施	安心おたっしや訪問 実施
	高齢者緊急通報システム ^{※2} 1,350件	高齢者緊急通報システム 新規200件	高齢者緊急通報システム 新規200件	高齢者緊急通報システム 新規200件	高齢者緊急通報システム 新規600件
	高齢者安心コール ^{※3} 130世帯	高齢者安心コール 新規20世帯	高齢者安心コール 新規20世帯	高齢者安心コール 新規20世帯	高齢者安心コール 新規60世帯
	たすけあいネットワーク (地域のみ) 見守りを希望する登録者数 100人 あんしん協力員 ^{※4} 430人 あんしん協力機関 ^{※5} 150団体	たすけあいネットワーク (地域のみ) 見守りを希望する登録者数《100人》 あんしん協力員 新規20人 あんしん協力機関 新規5団体	たすけあいネットワーク (地域のみ) 見守りを希望する登録者数《100人》 あんしん協力員 新規20人 あんしん協力機関 新規5団体	たすけあいネットワーク (地域のみ) 見守りを希望する登録者数《100人》 あんしん協力員 新規20人 あんしん協力機関 新規5団体	たすけあいネットワーク (地域のみ) 見守りを希望する登録者数《100人》 あんしん協力員 新規60人 あんしん協力機関 新規15団体
	徘徊高齢者探索システム ^{※6} 利用者 75人	徘徊高齢者探索システム 利用者80人	徘徊高齢者探索システム 利用者80人	徘徊高齢者探索システム 利用者80人	徘徊高齢者探索システム 利用者240人

※1 安心おたっしや訪問: 高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域でより安心して生活できるように、75歳以上の介護認定や医療受診歴がない等の高齢者宅を訪問して地域の中で日常的に相談できる関係を作るとともに、潜在的なニーズを把握し、必要に応じて適切な支援につなげる事業

※2 高齢者緊急通報システム: 65歳以上の高齢者のみの世帯の自宅に通報機を設置し、急病時にペンダント型の救急ボタンを押すだけで、派遣員が現場に駆け付け、利用者に代わり救急要請をするシステム

※3 高齢者安心コール: 65歳以上の高齢者のみの世帯に、週1回定期的に電話をかけ、安否確認や健康相談等を行うサービス

※4 あんしん協力員: 地域の高齢者(おおむね65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯)の見守りを行うたすけあいネットワーク(地域のみ)事業の趣旨に賛同し区に登録した人。見守りを希望する高齢者に対し、定期的な訪問を行うほか、地域に住む高齢者に気を配り、声かけを行うなどの見守りを行う

※5 あんしん協力機関: 民間事業者等でたすけあいネットワーク(地域のみ)事業の趣旨に賛同し区と覚書を取り交わした団体(新聞販売店、宅配事業者など)。日常業務の中で、その団体の特色を生かし、緩やかな見守りを行う

※6 徘徊高齢者探索システム: 認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス

4 家族介護者支援の充実

高齢者等を在宅で介護しているケアラー(家族等)の休息の確保及び負担軽減に資するため、介護保険サービスによる支援に加えて、多様化するニーズを把握しながら区独自に提供する支援の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ほっと一息、介護者ヘルプ※ ¹ 利用者 延べ 10,000人	ほっと一息、介護者ヘルプ 利用者 延べ 10,000人	ほっと一息、介護者ヘルプ 利用者 延べ 10,000人	ほっと一息、介護者ヘルプ 利用者 延べ 10,000人	ほっと一息、介護者ヘルプ 利用者 延べ 30,000人
	緊急ショートステイ(医療型)※ ² 実施	緊急ショートステイ(医療型) 実施	緊急ショートステイ(医療型) 実施	緊急ショートステイ(医療型) 実施	緊急ショートステイ(医療型) 実施
	家族介護教室 参加者数 1,400人	家族介護教室 参加者数 1,600人	家族介護教室 参加者数 1,800人	家族介護教室 参加者数 2,000人	家族介護教室 参加者数 5,400人
	介護用品の支給 おむつ支給 利用者 4,800人 おむつ代助成 延べ 850人	介護用品の支給 おむつ支給 利用者 4,920人 おむつ代助成 延べ 860人	介護用品の支給 おむつ支給 利用者 5,040人 おむつ代助成 延べ 870人	介護用品の支給 おむつ支給 利用者 5,160人 おむつ代助成 延べ 880人	介護用品の支給 おむつ支給 利用者 15,120人 おむつ代助成 延べ 2,610人

※1 ほっと一息、介護者ヘルプ:高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的としたサービスで、ヘルパーが生活援助を行う事業

※2 緊急ショートステイ(医療型):日常的に医療行為が必要な高齢者を在宅で介護している家族が病気や事故、葬儀等により急に介護ができなくなった場合に、一時的に病院で家族に代わって介護する事業

5 介護サービス基盤の整備

【重点】

特別養護老人ホームについては、この間の整備により令和8年度(2026年度)まで緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みですが、更なる高齢化の進展等により介護施設の需要が高まることを踏まえ、必要な時に必要な施設サービスが利用できるよう、計画的な整備を進めます。このうち、ケアハウス今川(運営事業者との契約期間満了により令和6年(2024年)2月末で休止)については、必要な施設改修等を行った上、令和8年度(2026年度)に運営再開を図ります。

また、区内の介護施設等でより質の高いサービスが提供されるよう、介護人材の定着・育成支援に取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	特別養護老人ホーム整備 (累計24所 定員合計2,197人)	特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計2,197人)	特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計2,197人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針改定 (累計24所 定員合計2,197人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針改定 (累計24所 定員合計2,197人)
	ケアハウス ^{※1} 整備 2所(うち1所休止)	ケアハウス整備 改修設計 1所	ケアハウス整備 改修工事 0.6所	ケアハウス整備 改修工事 0.4所 開設 1所(累計2所)	ケアハウス整備 改修設計 1所 改修工事 1所 開設 1所(累計2所)
	認知症高齢者グループホーム ^{※2} 整備 (累計37所 定員合計669人)	認知症高齢者グループホーム整備 2所 54人 (累計39所 定員合計723人)	認知症高齢者グループホーム整備 1所 27人 (累計40所 定員合計750人)	認知症高齢者グループホーム整備 1所 27人 (累計41所 定員合計777人)	認知症高齢者グループホーム整備 4所 108人 (累計41所 定員合計777人)
	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 (累計12所 定員合計344人)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 — (累計12所 定員合計344人)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 1所 25人 (累計13所 定員合計369人)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 1所 25人 (累計14所 定員合計394人)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 2所 50人 (累計14所 定員合計394人)
	都市型軽費老人ホーム ^{※4} 整備 (累計3所 定員合計60人)	都市型軽費老人ホーム整備 — (累計3所 定員合計60人)	都市型軽費老人ホーム整備 — (累計3所 定員合計60人)	都市型軽費老人ホーム整備 1所 20人 (累計4所 定員合計80人)	都市型軽費老人ホーム整備 1所 20人 (累計4所 定員合計80人)
	介護事業所職員向け研修 18回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 57回
	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 300件
	非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助成金交付 60事業所
	介護ロボット ^{※5} 導入 23所	介護ロボット導入 3所(累計26所)	介護ロボット導入 3所(累計29所)	介護ロボット導入 3所(累計32所)	介護ロボット導入 9所(累計32所)
	—	介護支援専門員 ^{※6} ・主任介護支援専門員 ^{※7} 法定研修等助成金交付 交付件数 145件	介護支援専門員・主任介護支援専門員法定研修等助成金交付 交付件数 145件	介護支援専門員・主任介護支援専門員法定研修等助成金交付・検討 交付件数 145件	介護支援専門員・主任介護支援専門員法定研修等助成金交付・検討 交付件数 435件

※1 ケアハウス:特定施設入所者生活介護の指定を受け、入居者に対してケアプランに基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う施設

※2 認知症高齢者グループホーム:認知症の方が、家庭的な環境の中で、必要な援助を受けながら共同生活を行う施設

※3 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所:介護が必要となった方が、自宅や住み慣れた場所での生活が継続できるように、通所、宿泊、訪問サービスを受けることができる施設

※4 都市型軽費老人ホーム:身体機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら、低額な料金で利用することができ、地価が高い都市部の実情に配慮して、設備、人員基準が緩和された施設

※5 介護ロボット:日常生活支援における、移乗支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボット

※6 介護支援専門員(ケアマネジャー):要支援・要介護と認定された方に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、利用するサービスの調整を行う専門職

※7 主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー):介護支援専門員のうち、他の介護支援専門員に対する助言、指導や、その他の介護支援サービスを適切に提供するために必要な知識及び技能を習得すること等を目的として行われる研修を修了した者

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ※ ¹ 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業※ ² 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
杉の樹大学※ ³ 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	

※1 いきいきクラブ: 概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業: 区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学: 60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通じたいきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

障害者が自らの意思で選択や決定をしながら、充実した地域生活を続けられるよう、日中活動の場や住まいの確保、個々の能力等に応じた就労支援や社会参加支援の取組を推進します。

また、障害特性に応じたサービスを充実するとともに、障害の有無にかかわらず誰もが認め合い、支え合う共生社会の実現に向けて取り組みます。

施策の現状と課題

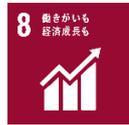
- 障害の重度化や加齢に伴い身体機能が低下しても、身近な地域で充実した生活が続けられるよう、利用者のニーズを踏まえた通所施設整備や、障害者グループホーム^{※1}などの住まいの確保を推進していく必要があります。
- 一人ひとりの能力や特性に合わせた多様な就労形態の確保及び継続的支援による就労・雇用定着の更なる充実が求められています。また、障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率が段階的に引き上げられるほか、障害者雇用率の算定方法が変更となるなど、企業の障害者雇用に対する更なる理解が必要です。
- 介護者が不在となった緊急時でも、障害者が地域で安心して暮らし続けられる体制を、地域の関係者の連携で、更に整えていく必要があります。
- 障害者の社会参加を支援するための取組を推進していくことが求められています。また、障害者が自分らしく暮らせるよう、区民や事業者が障害の理解促進と合理的配慮^{※2}の提供により一層取り組むことが重要です。
- 地域社会において、障害者の円滑なコミュニケーションを図るためには、障害の特性を理解し、その特性にあった支援を行う必要があります。また、デジタル技術が発展する中、障害者の情報通信機器等の活用に向けた対策が求められています。

計画最終年度の目標

- 障害者が身近な地域でいきいきと日々の活動と暮らしができる場が整備されています。
- 個々の能力や特性に応じたきめ細やかな支援により、障害者雇用が進み、多様な就労形態で活躍する障害者が着実に増えています。また、重度の障害者などの活躍の場が拡がり、安心して就労できる環境が整備されています。
- 福祉人材が確保されることにより、障害者に対する緊急時に備えた支援等が充実し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる体制が整っています。
- 外出支援の取組や余暇活動などの場が充実し、障害者がスポーツ活動など様々な活動に参加する機会が増えることで、充実した生活を送れる環境が整っています。また、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が地域の一員として力を発揮し、地域で支え、支えられながら暮らしています。
- 障害のある方が様々な場所や場面において、適切な意思疎通支援やデジタル技術の活用を通して、円滑なコミュニケーションを取ることができています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	重度障害者通所施設定員数	重度障害者が日中活動を行う施設(生活介護)の定員数
2	就労1年後の定着率	民間作業所および障害者雇用支援事業団から就労した人の定着率
3	障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者への計画作成率	—
4	移動支援事業 ^{※3} 利用率	年間利用者実人数÷年度末移動支援登録者数
5	街で障害者が困っているときに声をかけたことのある区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 重度障害者通所施設定員数	206 (4年度)	246	286	人
2 就労1年後の定着率	91.7 (4年度)	97.0	98.0	%
3 障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者への計画作成率	2.6 (4年度)	58.6	100	%
4 移動支援事業利用率	72.2 (4年度)	86.0	90.0	%
5 街で障害者が困っているときに声をかけたことのある区民の割合	75.3 (4年度)	86.0	90.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保 **【重点】**
- 2 障害者の就労支援の推進・拡充 **【重点】**
- 3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化 **【重点】**
- 4 障害者の社会参加支援の推進 **【重点】**
- 5 高齢の障害者等への支援の充実
- 6 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 7 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実
- 8 障害者の地域医療体制の整備 **【再掲】** (施策13-5)
- 9 障害者スポーツの推進 **【再掲】** (施策29-2)

※1 障害者グループホーム:障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営む住まい

※2 合理的配慮:障害者が日常生活や社会生活を送る上での不便さや困難を改善するために、周囲ができる範囲(過重な負担にならない)で行う目的に沿った心配りのこと

※3 移動支援事業:屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、外出時に付き添いのガイドヘルパーを派遣することで、障害者の余暇・社会活動への参加を支援する事業

1 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保

【重点】

障害者が安心して充実した日々を送れるよう、特別支援学校^{※1}の卒業予定者数の実態等を踏まえ、公有地等の活用により重度障害者の日中活動の場の整備を進めるとともに、医療的ケアが必要な障害者の増加に対応していきます。また、障害者が住み慣れた地域で必要な援助を受けながら過ごすために、普及啓発セミナーの開催や、「障害者グループホームマッチングコーディネート事業^{※2}」を実施し、より質の高い住まいの確保に取り組みます。このほか、安定したサービス提供と支援者の負担軽減を図ることを目的に、介護ロボット等の導入検討を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重度知的障害者通所施設 5所	重度知的障害者通所施設 開設準備	重度知的障害者通所施設 新規1所	重度知的障害者通所施設	重度知的障害者通所施設 開設準備・新規1所
	重度身体障害者通所施設 5所	重度身体障害者通所施設 整備検討	重度身体障害者通所施設 整備検討	重度身体障害者通所施設 整備検討	重度身体障害者通所施設 整備検討
	区立障害者施設 改修検討	区立障害者施設 改修計画1所	区立障害者施設 改修設計1所	区立障害者施設 改修工事0.5所	区立障害者施設 改修計画1所 改修設計1所 改修工事0.5所
	障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 2回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による 開設促進	障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 2回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による 開設促進	障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 2回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による 開設促進	障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 2回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による 開設促進	障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 6回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による 開設促進
	—	障害者施設における 介護ロボット等導入 検討	障害者施設における 介護ロボット等導入 試行実施	障害者施設における 介護ロボット等導入 効果検証	障害者施設における 介護ロボット等導入 検討 試行実施 効果検証

※1 特別支援学校:障害者等に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

※2 障害者グループホームマッチングコーディネート事業:障害者グループホームの開設に当たり、施設の開設相談から運営開始までを一貫して支援する事業

2 障害者の就労支援の推進・拡充

【重点】

障害者一人ひとりのニーズに沿った多様な働き方に対応するため、就労相談の充実に加え、職場体験や就労の場を拡充していきます。また、障害者本人に対する相談や企業への助言などを行うとともに、関係機関との連携により、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを促進します。さらに、重度障害者の就労を後押しするため、障害者と企業それぞれに対して、きめ細やかな支援を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規1所 (累計12所)	就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規1所 (累計13所)	就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規1所 (累計14所)	就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規1所 (累計15所)	就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規3所 (累計15所)
	定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・ 助言 就労者、企業、関係 機関との連絡調整	定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・ 助言 就労者、企業、関係 機関との連絡調整	定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・ 助言 就労者、企業、関係 機関との連絡調整	定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・ 助言 就労者、企業、関係 機関との連絡調整	定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・ 助言 就労者、企業、関係 機関との連絡調整
	重度障害者就労支援 重度障害者等就労 支援特別事業 実施	重度障害者就労支援 重度障害者等就労 支援特別事業 実施 重度障害者スタート アッププログラム 実施 企業に対する障害 者雇用促進	重度障害者就労支援 重度障害者等就労 支援特別事業 実施 重度障害者スタート アッププログラム 実施 企業に対する障害 者雇用促進	重度障害者就労支援 重度障害者等就労 支援特別事業 実施 重度障害者スタート アッププログラム 実施 企業に対する障害 者雇用促進	重度障害者就労支援 重度障害者等就労 支援特別事業 実施 重度障害者スタート アッププログラム 実施 企業に対する障害 者雇用促進

3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化

【重点】

介護者が疾病等で不在となった場合などの緊急時においても、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者地域相談支援センター(すまいる)に配置しているコーディネーター等を中心に「緊急時対応計画」を作成する取組を進めるとともに、ショートステイなどの「緊急時対応事業^{※1}」を実施する事業者を増やしていきます。

また、区内の事業者が安定的により質の高いサービスを提供できるよう、福祉人材の確保や専門人材の育成を図るとともに、区立障害者通所施設は区内障害者施設の中核的な役割を担いながら、民間事業所への支援や重度障害者の受入れ先の充実等に取り組みます。

精神科病院の長期入院者が退院後に円滑に地域生活を始められるよう、地域移行プレ相談事業^{※2}を実施します。また、地域の関係機関が連携して障害者の生活を支援できるよう、地域自立支援協議会^{※3}で課題を共有するなど、支援のネットワークづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 (累計240件) 緊急時対応事業 ショートステイ 支援者派遣	緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 新規70件 (累計310件) 緊急時対応事業 ショートステイ 支援者派遣	緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 新規85件 (累計395件) 緊急時対応事業 ショートステイ 支援者派遣	緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 新規85件 (累計480件) 緊急時対応事業 ショートステイ 支援者派遣	緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 新規240件 (累計480件) 緊急時対応事業 ショートステイ 支援者派遣
	福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施	福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施 研修等受講料助成	福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施 研修等受講料助成	福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施 研修等受講料助成	福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施 研修等受講料助成
	区立障害者通所施設の役割の見直し 実施	区立障害者通所施設の機能拡充 民間事業所への支援 実施 重度障害者の受入れの促進	区立障害者通所施設の機能拡充 民間事業所への支援 実施 重度障害者の受入れの促進	区立障害者通所施設の機能拡充 民間事業所への支援 実施 重度障害者の受入れの促進	区立障害者通所施設の機能拡充 民間事業所への支援 実施 重度障害者の受入れの促進
	地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施	地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施	地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施	地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施	地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施
	地域の支援ネットワークづくりの推進 実施	地域の支援ネットワークづくりの推進 実施	地域の支援ネットワークづくりの推進 実施	地域の支援ネットワークづくりの推進 実施	地域の支援ネットワークづくりの推進 実施

※1 緊急時対応事業:緊急時対応計画に基づき、事前に登録・相談等しておくことで、原則5日間の緊急時対応を行う「緊急時対応ショート」及び「緊急時支援者派遣」の事業

※2 地域移行プレ相談事業:精神科病院に長期入院している方に対し、障害者地域相談支援センターのピア相談員を活用し、退院に向けた動機付け支援や本人の生活力のアセスメント等を行い、地域移行支援を円滑に進めていく事業

※3 地域自立支援協議会:障害者総合支援法に規定されている会議体で、地域の課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制を整備することを目的とした機関

4 障害者の社会参加支援の推進

【重点】

障害者が余暇活動などで集える場を充実させるため、身近な施設を利用しやすくする取組を進めるとともに、その情報を分かりやすく発信していきます。また、通所施設への出前教室など、普段生活している場でスポーツ・レクリエーションを体験する機会を設け、地域活動への参加を促します。このほか、外出時にガイドヘルパーを派遣する移動支援事業については、個々の状況に応じたより適切な支援を行えるよう、令和2年度(2020年度)に実施した見直し内容の検証を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	余暇活動の場の充実	余暇活動の場の充実 障害者が利用しやすい環境づくり 実施 余暇等情報発信の充実 実施	余暇活動の場の充実 障害者が利用しやすい環境づくり 実施 余暇等情報発信の充実 実施	余暇活動の場の充実 障害者が利用しやすい環境づくり 実施 余暇等情報発信の充実 実施	余暇活動の場の充実 障害者が利用しやすい環境づくり 実施 余暇等情報発信の充実 実施
	スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 3回 出前型教室の実施 8回	スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 3回 出前型教室の実施 12回	スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 4回 出前型教室の実施 12回	スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 3回 出前型教室の実施 12回	スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 10回 出前型教室の実施 36回
	移動支援事業 実施	移動支援事業 実施	移動支援事業 実施 事業の見直し検証	移動支援事業 実施 事業の見直し	移動支援事業 実施 事業の見直し検証 事業の見直し

5 高齢の障害者等への支援の充実

高齢の障害者等が個々の身体状況や適性に合わせてサービスを選択して利用できるよう、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービス事業所^{※1}の開設を促進するとともに、高齢福祉、障害福祉分野の更なる連携により、高齢の障害者等への地域生活の支援の充実を図ります。また、障害者が65歳になる前から、高齢福祉、障害福祉の両分野の支援者を交えたケア会議^{※2}を開催するなど、一体的な取組を推進していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	共生型サービス事業所 開設の促進 実施	共生型サービス事業所 開設の促進 実施・検証	共生型サービス事業所 開設の促進 実施	共生型サービス事業所 開設の促進 実施	共生型サービス事業所 開設の促進 実施・検証
	高齢・障害施策の周知 と連携の推進 セミナー等開催 3回	高齢・障害施策の周知 と連携の推進 セミナー等開催 3回	高齢・障害施策の周知 と連携の推進 セミナー開催 1回	高齢・障害施策の周知 と連携の推進 セミナー開催 1回	高齢・障害施策の周知 と連携の推進 セミナー等開催 5回
	介護保険移行に向けた ケア会議の開催	介護保険移行に向けた ケア会議の開催	介護保険移行に向けた ケア会議の開催	介護保険移行に向けた ケア会議の開催	介護保険移行に向けた ケア会議の開催

※1 共生型サービス事業所:「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的とする「共生型サービス」を提供する事業者

※2 ケア会議:本人を中心に家族や支援者等が参加し、本人が望む生活の実現のために具体的な支援方針や役割分担などを確認する会議体

6 障害者の権利擁護と共生社会の推進

障害者差別解消法の改正により、令和6年(2024年)4月から、民間事業者に対し、障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。そこで、障害当事者、支援者等とともに「共生社会しかけ隊」を結成し、障害者が地域で生活するうえで関わる様々な場所に出向き、対話を通して合理的配慮の提供の取組を促進します。

また、地域の見守り等により虐待の未然防止に努めるとともに、障害者虐待の通報や相談に対しては、迅速かつ適切に対応します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施	障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施	障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施	障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施	障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施
	障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止の推進

7 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実

令和5年(2023年)に杉並区手話言語条例が制定されたことを踏まえ、手話は言語であるとの認識のもと、区民の手話に対する理解促進等に取り組みます。また、デジタル技術を活用した遠隔での手話通訳サービスを提供し、手話を使用しやすい環境を整備します。このほか、情報を得にくい障害者に対し、講座等によるデジタルデバイス^{※1}対策を実施するとともに、高次脳機能障害者の支援を拡充するなど障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整	手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整	手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整	手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整	手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整
	デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム ^{※2} 試験導入・効果検証	デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム 本格導入	デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム 運用	デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム 運用	デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム 本格導入・運用
	障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施	障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施	障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施	障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施	障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施
	高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 検討 意思疎通支援 検討	高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 実施 意思疎通支援 検討	高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 実施 意思疎通支援 実施	高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 実施 意思疎通支援 実施	高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 実施 意思疎通支援 検討・実施

※1 デジタルデバイス: インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

※2 遠隔窓口手話システム: 意思疎通支援が必要な障害者に対し、情報通信技術を活用し、遠隔で意思疎通支援を行うシステム

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。
- 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ確かな対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わることができています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みが充実・強化され、必要とされるところへ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を活かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査 ※令和5年度(2023年度)に実施した調査の結果を集計・分析し、計画を改定する際に目標値を設定
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査 ※令和5年度(2023年度)に実施した調査の結果を集計・分析し、計画を改定する際に目標値を設定



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度(2026)	12年度(2030)	
1	子どもの権利について知っている区民の割合	—	上昇	上昇	%
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	—	下降	下降	%
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	—	上昇	上昇	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利擁護の推進 【重点】
- 2 子どもの意見表明・参画の推進 【重点】
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 【重点】
- 5 ヤングケアラー支援の推進 【重点】

※1 社会的養育:虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること
 ※2 子どもの権利:「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

1 子どもの権利擁護の推進

【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づき、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるよう取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
事業量	子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営
	—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施

2 子どもの意見表明・参画の推進

【重点】

子どもに関わる事柄について、子どもが当事者として意見や思いを自分の望む方法で表明できる環境を整え、子どもと大人が共に考え、創り上げていける社会を目指し、広く意識の醸成を図っていきます。また、子ども施策について、子どもの意見を反映させていくために、必要な取組を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
	—	子ども施策((仮称)杉並区こども計画)への子どもの意見の反映	—	—	子ども施策((仮称)杉並区こども計画)への子どもの意見の反映

3 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、様々な社会的要因を背景に多様化しており、地域や社会全体の問題と捉えて対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、令和5年度(2023年度)に実施した実態調査の結果も踏まえて、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等の必要な支援が必要となるよう、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進
	子どもと子育て家庭の実態調査 実施	—	—	子どもと子育て家庭の実態調査 実施	子どもと子育て家庭の実態調査 実施

4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築

【重点】

令和8年度(2026年度)の区立児童相談所開設を見据え、要支援児童等を対象とする支援策の充実・強化や社会的養育を推進する環境を整備するとともに、高度な専門性を備えた人材の育成・確保に取り組むなど、子どもの命と安全を守る児童相談体制を構築します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	区立児童相談所の開設 設計 0.7所	区立児童相談所の開設 設計 0.3所 解体 建設 0.2所	区立児童相談所の開設 — — 建設 0.6所	区立児童相談所の開設 — — 建設 0.2所 開設	区立児童相談所の開設 設計 0.3所 解体 建設 1所 開設
	児童福祉・母子保健の一体的相談支援※ ¹ 機能整理	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 実施
	子ども家庭相談・児童相談所システム 検討・準備	子ども家庭相談・児童相談所システム 準備	子ども家庭相談・児童相談所システム 構築・稼働	子ども家庭相談・児童相談所システム 稼働	子ども家庭相談・児童相談所システム 準備・構築・稼働
	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施
	子どもアドボカシー※ ² 研修の実施	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー 研修の実施 支援員の養成
	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 調査・研究	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 準備・実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施・拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 準備・実施
	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 親子再統合支援 里親支援センター 調査・研究	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 検討 里親支援センター 検討	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 準備 里親支援センター 準備	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 実施 里親支援センター 実施	措置児童の支援 社会的養育経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 検討・準備・実施 里親支援センター 検討・準備・実施
	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化

※1 児童福祉・母子保健の一体的相談支援:区では、子ども家庭支援センターと保健センターの母子保健部門が連携して、子ども、子育て世帯、妊産婦に一体的な相談支援を行う体制を整備し、令和6年度(2024年度)施行の改正児童福祉法により設置が努力義務とされた「子ども家庭センター」として位置付ける

※2 子どもアドボカシー:子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと

5 ヤングケアラー支援の推進

【重点】

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。このため、ケアマネジャーやヘルパー事業所など様々な関係機関等への研修を通して、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づき、負担の軽減につなげることができるよう取り組んでいきます。また、小中学生を対象とした調査に続き、高校生世代を対象とした調査を行い、就労や進学のみならずにより社会から孤立し潜在化する前に状況を把握し、必要な支援策の構築に取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施	関係機関等研修 実施
	実態調査 準備・実施	実態調査(高校生世 代) 検討・実施	—	—	実態調査(高校生世 代) 検討・実施
	支援事業 検討・準備	支援事業 検討・準備	支援事業 実施	支援事業 実施	支援事業 検討・準備・実施

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

子どもたちがその成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安心して自由に自分らしく過ごすことができる居場所を確保していきます。

また、子ども・青少年が自主性・社会性などを身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

施策の現状と課題

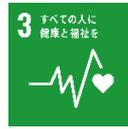
- 子どもたちが、身近な地域の中で気兼ねなく過ごし、仲間づくりを進めることができるなど、多様な居場所の充実が求められています。
- 子どもたちが、未来へ自信をもってのびのびと育っていくことができるような体験の場や、多世代交流の機会が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもの成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安全・安心に過ごせる多様な居場所が確保されています。
- 子どもたちが成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験、人とのかかわりを積み重ねることを通じて、自主性や社会性を育むことができています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度	放課後等居場所事業の利用者アンケート



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度	94.2 (4年度)	95.0以上	95.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 より良い子どもの居場所づくりの推進 【重点】
- 2 次世代育成基金の活用推進
- 3 地域における子育て支援体制の充実 【再掲】 (施策20-2)
- 4 学童クラブの整備・充実 【再掲】 (施策20-5)

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

児童館再編の取組の検証結果^{※1}において、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題や、再編による新たな居場所には見られない児童館ならではの特性があること等が明らかとなりました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域住民の意見を幅広く聴きながら、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定し、令和7年度(2025年度)以降、この方針に基づく取組を進めます。

また、一部の小学校で試行実施していた、放課後等居場所事業の学校休業日(土曜日を除く)の実施時間の拡充を令和6年度(2024年度)からすべての事業実施校で行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	今後のより良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定			
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営			
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進
	小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所(累計17所)			
	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと ^{※2} 永福実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南準備・実施			
	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入準備・運用開始	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入準備・運用開始・運用

※1 児童館再編の取組の検証結果:この間の児童館再編の取組(児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり)について、その活動内容が児童館の機能・役割を継承しているかどうか等を検証するため、分析・評価の結果を令和5年(2023年)9月にまとめたもの

※2 コミュニティふらっと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

2 次世代育成基金の活用推進

次代を担う子どもたちが、経済的な理由にかかわらず、様々な体験に触れることで、将来の夢に向かって健やかに成長していけるよう、できるだけ多くの子どもに、次世代育成基金を活用した体験・交流事業への参加機会を提供するとともに、引き続き、基金趣旨の一層の周知と、寄附募集の取組を推進していきます。

また、基金創設から10年以上が経過したことから、これまでの基金の活用方法や内容を踏まえながら、必要に応じて、活用方法等の見直しを行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	基金を活用した体験・交流事業の実施 区主催事業 8事業 参加者345人	基金を活用した体験・交流事業 実施	基金を活用した体験・交流事業 実施	基金を活用した体験・交流事業 実施	基金を活用した体験・交流事業 実施
	民間主催事業(基金活用事業助成) 4事業 参加者372人	民間からの基金活用事業の提案公募 実施	民間からの基金活用事業の提案公募 実施	民間からの基金活用事業の提案公募 実施	民間からの基金活用事業の提案公募 実施

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

社会状況の変化に伴い多様な働き方やライフスタイルに合わせた子育て支援が求められている中、多様化するニーズに的確に対応するため、妊娠期からの切れ目ない支援を拡充し、子育てに対する不安や負担を軽減する取組を進めることにより、地域で安心して子育てできる環境の更なる整備・充実を図ります。

あわせて保育、学童クラブの運営の質の確保・向上に向けた取組をより一層推進するとともに、学童クラブの待機児童解消のための取組を行うなど、様々な家庭の形態やライフステージに応じた支援の充実を図ります。

施策の現状と課題

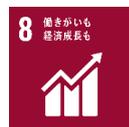
- 不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実が求められています。
- 子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細やかな取組が求められています。
- 保育施設の増加と様々な種別の保育施設が運営されている状況を踏まえ、地域の保育施設が連携・協力しながら、更なる保育の質の確保・向上に向けて、取り組んでいく必要があります。また、多様化する保育ニーズへの一層の対応が求められています。
- 年々増加している学童クラブの需要に的確に対応する必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を向上するための方策が求められています。
- ひとり親は、子育てと生活の基盤を支える役割をひとりで担わなければならないことから負担が大きく、住居や収入等様々な場面で困難に直面する場合があります。家庭環境に左右されず親も子どもも安心して生活できるよう各家庭個別の事情に寄り添った支援を行う必要があります。

計画最終年度の目標

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。
- ひとり親家庭に対する様々な支援の制度が整い、すべての家庭が個々の状況に応じて自立して安定した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

	指標名	指標の説明
1	地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合	区民意向調査
2	今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	乳幼児健康診査時アンケート
3	保育所利用者の満足度	福祉サービス第三者評価
4	学童クラブ待機児童数	翌年度4月時点の待機児童数
5	学童クラブ利用者の満足度	福祉サービス第三者評価



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合	59.1 (4年度)	65.0	70.0	%
2 今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.4 (4年度)	98.0	98.0	%
3 保育所利用者の満足度	93.2 (4年度)	95.0以上	95.0以上	%
4 学童クラブ待機児童数	280 (5年4月)	80	0	人
5 学童クラブ利用者の満足度	91.4 (4年度)	95.0以上	95.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 **【重点】**
- 2 地域における子育て支援体制の充実
- 3 保育の質の向上 **【重点】**
- 4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 **【重点】**
- 5 学童クラブの整備・充実
- 6 ひとり親家庭支援の充実
- 7 就学前教育の充実 **【再掲】** (施策22-3)

1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実

【重点】

妊娠期から保健師等の専門職がかかわり、一緒に育児プランを作成するゆりかご面接や、産後の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケア事業^{※1}、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問^{※2}など出産・子育て相談支援事業(ゆりかご事業)を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。

また、経済的負担の大きい特定不妊治療費(先進医療)の一部を助成するとともに、ICTを活用して在宅のまま受けられる不妊相談を実施するなど利便性の向上を図っていきます。さらに、減少する産科医・助産師への支援を行い、区内で安心して出産できる環境を整えます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス ^{※3}	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 13,350人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス
	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施
	出産・子育て応援事業 ^{※4} 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施
	バースデーサポート事業 ^{※5} 実施	バースデーサポート事業 実施	バースデーサポート事業 実施	バースデーサポート事業 実施	バースデーサポート事業 実施
	特定不妊治療費助成	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進医療)助成 実施 2,430件
	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施
	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 2,100件

※1 産後ケア事業:生後6か月未満の子と母を対象に、宿泊や日帰りで産後ケアを行い、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るなど、健やかに育児をできるよう支援する事業

※2 すこやか赤ちゃん訪問:生後4か月までの乳児のいる全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、育児に関する相談、子育てに関する情報提供等を行い、産後うつや早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図る事業

※3 あそびのグループ・あそびのグループプラス:1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児を対象にした親子参加型のグループ活動を行い、保護者の子どもへのかかわり等についての助言や、幼稚園等への円滑な通所に向けた支援を図る事業

※4 出産・子育て応援事業:妊娠届け出時(ゆりかご面接)や出生届出後の訪問時(すこやか赤ちゃん訪問)の伴走型相談支援と同時に経済的支援も行う事業

※5 バースデーサポート事業:乳幼児健康診査など行政が関わる機会の少ない2歳児を育てる家庭に対し、アンケート実施や子育てに関する情報提供等を行い、相談支援体制を強化することを目的とした事業

2 地域における子育て支援体制の充実

これまでの地域子育て支援拠点である子ども・子育てプラザ^{※1}や地域子育てネットワーク事業^{※2}等の取組については、令和6年度(2024年度)に策定予定の「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、令和7年度(2025年度)以降、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図るとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子育て支援の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※3}のほか、一時預かり事業^{※4}や子育て応援券^{※5}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計7所)	子ども・子育てプラザの運営 7所	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり
	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施			
	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施	地域子育てネットワーク事業実施
	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施	利用者支援事業実施
	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施	ファミリー・サポート・センター事業実施
	訪問育児サポーター ^{※6} 実施	訪問育児サポーター実施	訪問育児サポーター実施	訪問育児サポーター実施	訪問育児サポーター実施
	一時預かり事業実施	一時預かり事業拡充	一時預かり事業実施	一時預かり事業実施	一時預かり事業拡充・実施
	子育て応援券事業実施	子育て応援券事業実施	子育て応援券事業実施	子育て応援券事業実施	子育て応援券事業実施

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※3 ファミリー・サポート・センター事業:短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※4 一時預かり事業:保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

※5 子育て応援券:子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などとかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)

※6 訪問育児サポーター:0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施
	中核園の取組実施10園	中核園の取組実施	中核園の取組実施 検証・検討	中核園の取組実施	中核園の取組実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施
	改築・改修等区立保育園建設0.5園	改築・改修等区立保育園建設0.3園	—	—	改築・改修等区立保育園建設0.3園

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

【重点】

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労等の有無に依らない保育所等の利用に関する国や都の動向を注視し、子どもの育ちや子育て支援の充実等の観点から、保育所の活用を検討します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※3} 15園実施	障害児指定園実施	障害児指定園実施	障害児指定園実施	障害児指定園実施
	病児保育室4所	病児保育室新規1所 (累計5所)	病児保育室 (累計5所)	病児保育室 (累計5所)	病児保育室新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援検討	ベビーシッター利用支援実施	ベビーシッター利用支援実施	ベビーシッター利用支援実施	ベビーシッター利用支援実施
	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における育ちの場の充実検討

※1 病児保育:病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所:児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 障害児指定園:障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計			
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進			
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)						
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)						
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始				入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施				質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施

6 ひとり親家庭支援の充実

支援が必要なひとり親家庭に対し、ホームヘルプサービスや就労のための資格取得を支援するなど、個々の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うことにより、環境に左右されない子どもの育ちを支えていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ひとり親家庭相談 実施 4,700件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 15,000件
	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 90世帯
	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施
	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施	養育費確保に関する支 援 実施

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

障害の種別や程度にかかわらず、障害児が身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業^{※1}など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児^{※2}が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

施策の現状と課題

- 区内の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が不足しており、身近な地域で療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、事業所の開設を進め、受け入れ体制を確保する必要があります。
- 学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。
- 医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 医療的ケア児等コーディネーター^{※3}の配置により、保健、医療、福祉、教育等の各分野にまたがる支援が連携し提供できる体制が求められています。

計画最終年度の目標

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合	区内事業所通所者数÷通所者数
2	重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	—
3	医療的ケア児の通園、通学等施設数(か所)	医療的ケア児等コーディネーターの調整により、医療的ケア児の受入れを行う区立保育園等・区立学童クラブ・区立学校の施設数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合	93.3 (4年度)	98.0	100	%
2 重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	33 (4年度)	55	85	人
3 医療的ケア児の通園、通学等施設数(か所)	12 (5年4月)	21	33	施設

施策を構成する実行計画事業

- 1 未就学児の療育体制の充実 【重点】
- 2 学齢期の障害児支援の充実 【重点】
- 3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 【重点】

※1 放課後等デイサービス事業:学校教育法に定める学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業

※2 医療的ケア児:日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)

※3 医療的ケア児等コーディネーター:保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等に対しサービスを紹介するとともに、医療的ケア児とその保護者及び関係機関をつなぐ役割を持つ

1 未就学児の療育体制の充実

【重点】

人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児等が通所施設に必要な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばで通所送迎も含めた受け入れ体制を整えます。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所^{※1}に運営助成を行うとともに、新規事業所の開設促進により、受け入れ体制を拡大します。また、児童が通う保育園や幼稚園、学校等に専門職が訪問し、連携しながら、児童がより良い集団生活が送れるよう支援します。さらに、こども発達センターが地域の中核的な療育施設としての地域支援機能^{※2}を発揮し、区内の児童発達支援事業所を支援するなど、地域での療育体制の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営
	児童発達支援事業所(累計17所)	児童発達支援事業所新規2所(累計19所)	児童発達支援事業所新規1所(累計20所)	児童発達支援事業所新規1所(累計21所)	児童発達支援事業所新規4所(累計21所)
	保育所等訪問支援350件	保育所等訪問支援400件	保育所等訪問支援425件	保育所等訪問支援450件	保育所等訪問支援1,275件
	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施	こども発達センターの地域支援機能の取組 医療相談・専門相談実施
	地域支援講座2講座 療育講座4講座	地域支援講座2講座 療育講座4講座 事業所支援6施設	地域支援講座2講座 療育講座4講座 事業所支援6施設	地域支援講座2講座 療育講座4講座 事業所支援6施設	地域支援講座6講座 療育講座12講座 事業所支援18施設

※1 児童発達支援事業所: 発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援(療育)を行う、都の指定を受けた事業所

※2 地域支援機能: 療育を受けている児童の保護者、療育に係る関係者や支援者が、専門相談や、支援講座等を通じて、子どもへの適切なかわりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること

2 学齢期の障害児支援の充実

【重点】

重症心身障害児放課後等デイサービスについて、補助内容の充実を図ることで、新規事業所の開設を促進するとともに、質の高いサービスを安定して提供できるよう運営を支援します。また、放課後等デイサービスについても、区内の事業所数が不足しているため、新規開設を促進するとともに、事業所が事業継続できるよう運営を支援します。

障害のある子どもを持つ家庭を支援するため、障害児の中学生以降の放課後の居場所について組織横断的な検討を進め、対応策を検討します。学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなぐほか、学校と連携して低学年期の子どもを発達を幼児期から就学後へ切れ目なく支援することで、学校や地域生活の充実に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所(累計4所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所新規1所(累計5所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所新規1所(累計6所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所整備検討(累計6所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所新規2所(累計6所)
	放課後等デイサービス事業所(累計20所)	放課後等デイサービス事業所新規2所(累計22所)	放課後等デイサービス事業所新規2所(累計24所)	放課後等デイサービス事業所新規2所(累計26所)	放課後等デイサービス事業所新規6所(累計26所)
	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所実施	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討・実施
	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施

3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

【重点】

医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で日常生活及び社会生活を営むために、併行通園^{※1}等の実施を推進するとともに、区に医療的ケア児等コーディネーターを配置して、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を促すなど、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園等での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園等での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園等での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立保育園等での受入れ 実施 区立学童クラブでの受入れ 実施 区立学校での受入れ 実施
	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施

※1 併行通園：障害児通所支援事業所を利用する医療的ケア児が保育園や学童クラブにも通園することで、医療的ケア児の受入れを促進する取組

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

グローバル化や情報化が進展し、人々の生き方が多様化する中で、子どもたちには、人とのつながりと信頼を実感し、違いを認め生かし合いながら自分らしく学ぶことを通して、生涯にわたって学び続ける力を育む必要があります。そのために、教員と様々な専門職、就学前教育施設・小学校・中学校間の連携や、家庭・地域・学校の協働をより一層充実させるとともに、すべての子どもが学校づくりの主体となり、自分たちの学びが社会をつくることを実感できる学校教育を推進します。

施策の現状と課題

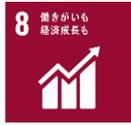
- 「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、これまで取り組んできた学力・体力等の向上を土台として、子ども一人ひとりに応じた学びと他者と協力する学びを一体的に充実させることが必要です。
- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、教員の長時間労働が大きな課題となっていることから、教員の負担軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。
- 自分たちの学びが社会をつくるとの実感を伴って学び続ける力を育むためには、チーム学校^{*1}や地域運営学校(学校運営協議会)^{*2}の取組を充実し、幼保小連携・小中一貫教育等の取組を通して、子どもたちが多様な他者と協働しながら切れ目なく学ぶことのできる環境を整えることが重要です。
- 児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末を活用し、子どもたちの学びを一層充実させるためには、教員がICTを活用した指導力を向上するために必要となる実践的な知識や技術を学ぶ必要があります。

計画最終年度の目標

- 子どもたちが探究の主体となって、自分らしい学びと他者と協力する学びを一体的に進めることにより、生涯にわたって学び続ける力が育まれています。
- 教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中することができており、質の高い教育の持続発展につながっています。
- 子どもたちが多様な他者と考え、話し合い、自分たちで学校をつくっていく経験を積み重ね、自分たちの学びが社会をつくるということを実感しながら学校生活を送っています。
- 多様な大人が、チーム学校、幼保小連携・小中一貫教育、地域運営学校(学校運営協議会)の取組を通して子どもたちの学びを支え、大人自身も学び合いながら、地域に根ざした特色ある教育活動を自立的・協働的に行っています。
- 児童・生徒1人1台のタブレット端末がより日常的に使用され、学習支援ソフトやデジタル教材の活用により、教員がより質の高い授業を展開しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	「必要などきに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
2	「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
3	「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
4	「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査、学校関係者を対象とした学校評価



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 「必要なときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合	55.0 (4年度)	60.0	70.0	%
2 「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合	90.2 (4年度)	90.0	95.0	%
3 「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合	47.4 (4年度)	55.0	65.0	%
4 「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合	78.7 (4年度)	87.0	92.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 学び続ける力の育成 【重点】
- 2 ICTを活用した教育の推進 【重点】
- 3 就学前教育の充実
- 4 教員の働き方改革の推進 【重点】
- 5 部活動の充実 【重点】
- 6 地域と共にある学校づくりの充実

※1 チーム学校:校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮することで、子どもたちが必要な資質・能力を確実に身に付けることのできる学校
 ※2 地域運営学校(学校運営協議会):学校運営の基本方針の承認や運営に必要な支援について協議するために、保護者や地域住民等で構成された合議制の機関が学校運営協議会であり、この協議会を設置している学校のこと

1 学び続ける力の育成

【重点】

「人生100年時代」を豊かに生きるために必要な学力・体力・社会性を子どもたちが身に付けることができるよう、その基盤となる知識・技能、思考力や判断力、表現力等の向上を図り、生涯にわたり学び続ける力を育んでいきます。

外国語教育は、英語指導助手の配置体制を改め、義務教育9年間を見通し、発達の段階を踏まえて実施していきます。

帰国・外国人児童生徒への日本語指導においては、学校生活への適応を目的とした訪問・補充指導のほか、多文化共生の観点から、杉並区交流協会等と連携して「子ども日本語教室」の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	教育課題研究 ^{※1} の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 18課題
	中学生パワーアップ 教室 ^{※2} の実施	中学生パワーアップ 教室の実施	中学生パワーアップ 教室の実施	中学生パワーアップ 教室の実施	中学生パワーアップ 教室の実施
	体力づくり教室の実施	体力づくり教室の実施	体力づくり教室の実施	体力づくり教室の実施	体力づくり教室の実施
	外国語教育の充実 小中学校全校	外国語教育の充実 小中学校全校	外国語教育の充実 小中学校全校	外国語教育の充実 小中学校全校	外国語教育の充実 小中学校全校
	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援	帰国・外国人児童生徒 への日本語教育等支 援
	子ども日本語教室の実 施	子ども日本語教室の充 実	子ども日本語教室の充 実	子ども日本語教室の充 実	子ども日本語教室の充 実

※1 教育課題研究:学習者主体の視点を重視した教育の実現やそのためのICTの利活用等の推進など、当面する教育課題について、教員や学校が連携・協働して行う研究

※2 中学生パワーアップ教室:生徒の学び残しやつまずきの解消を図ったり、もっと学びたいという学習意欲に応えたりするために補習の一環として行う事業

2 ICTを活用した教育の推進

【重点】

児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末と学習支援ソフトやデジタル教材を効果的に活用し、一斉学習、個別学習、協働学習など様々な場面での情報収集や課題解決、意見の共有を通して、情報活用能力の育成を図ります。また、学校の臨時休業等の緊急時や登校することのできない児童・生徒に対して、子どもたちの学びを保障するため、ICTを活用した教育を推進します。

さらに、ICTを日常的に活用し、より効果的な授業を展開できるよう、教員のICT活用指導力を向上するための研修を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校	タブレット端末の活用推 進 小中学校全校
	学校図書館のデジタル 資料活用 検討	学校図書館のデジタル 資料活用 検討	学校図書館のデジタル 資料活用 検討	学校図書館のデジタル 資料活用 検討	学校図書館のデジタル 資料活用 検討
	ICT支援員の配置	ICT支援員の配置・拡 充	ICT支援員の配置・拡 充	ICT支援員の配置・拡 充	ICT支援員の配置・拡 充
	ICT活用研修の実施	ICT活用研修の実施	ICT活用研修の実施	ICT活用研修の実施	ICT活用研修の実施

3 就学前教育の充実

就学前教育支援センターを拠点として、区内就学前教育施設の保育者の資質向上のための研修や幼児教育アドバイザー^{※1}による若手保育者の育成支援、園運営の相談支援などの取組を総合的・一体的に行います。

また、地域の就学前教育施設と小学校の連携を深め、幼保小連携担当者^{※2}の資質向上を図りながら、就学前教育から小学校教育への学びを円滑につなげるための取組を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 36回
	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園2園 成田西子供園協働 研究の実施	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園2園 成田西子供園協働 研究の実施	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園2園 成田西子供園協働 研究の実施	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園2園 成田西子供園協働 研究の実施	就学前教育の調査・研究 教育課題研究の実施 子供園延べ6園 成田西子供園協働 研究の実施
	幼児教育アドバイザーの配置 3名	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》
	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校 幼保小連携の推進 小学校全校

※1 幼児教育アドバイザー:幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設(機関)を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

※2 幼保小連携担当者:就学前教育施設及び小学校において、幼児期の教育と児童期の教育を円滑につなぎ、子どもの発達や学びの連続性の保障を図る幼保小連携の取組を担当する保育者及び教員

4 教員の働き方改革の推進

【重点】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる期待や役割は増加し、教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっています。教員が心身の健康を保持しながら、本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整え、質の高い教育を持続発展していくため、教員の働き方改革を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	副校長校務支援員 ^{※1} の配置 16校	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》
	スクール・サポート・スタッフ ^{※2} の配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校
	区費教員 ^{※3} の効果的な配置・活用 10校	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計20校)	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計30校)	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計40校)	区費教員の効果的な配置・活用 30校 (累計40校)
	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム導入準備	学校庶務事務システム導入・運用 区立学校全校	学校庶務事務システム運用 区立学校全校	学校庶務事務システム導入準備・導入・運用 区立学校全校

※1 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと

※2 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)

※3 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)

5 部活動の充実

【重点】

生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、国及び東京都が部活動に関するガイドラインに示した「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を推進します。また、引き続き、部活動活性化事業^{※1}による指導者の派遣や、部活動指導員、指導補助としての外部指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 ^{※2} の実施 実施校1校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式 ^{※3})	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討
	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討
	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
	部活動指導員の配置 2人 (累計8人)	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 4人 (累計16人)	部活動指導員の配置 4人 (累計20人)	部活動指導員の配置 12人 (累計20人)
	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 1,230回/校

※1 部活動活性化事業:技術指導を事業者に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者に委託し、実施する活動(仮称 連携クラブ)

※3 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

6 地域と共にある学校づくりの充実

特別支援学校を含む区立学校全校が、学校運営に保護者や地域住民等が参画する地域運営学校(学校運営協議会)となりました。学校の様々な教育活動を支援する学校支援本部や近隣校と一層の連携を図ることにより、地域の多様な大人が、教育の担い手として子どもの学びを支え、子どもとのかかわりを通じて大人自身も学びを深め、協議を活性化し、地域と共にある学校づくりを充実していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援	地域運営学校 小中学校全校 特別支援学校 学校支援本部との連携推進 小中一貫連携校 合同会議開催支援
	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

誰一人取り残すことなく、すべての子どもに生涯にわたって学び続ける力を育むためには、障害や疾病、家庭や学校での状況などにより、子どもたち一人ひとりのニーズが異なることを前提に、学びと成長を組織的かつ連続的に支援できる体制を構築する必要があります。家庭・地域・学校・関係機関と行政が連携・協働し、一人ひとりの発達段階や身体的・心理的状态の変化を的確に捉えた支援を行うことにより、個々の子どもに応じたきめ細かな教育を推進します。

施策の現状と課題

- 特別な教育的ニーズを持つ子どもが増加していることから、各学校において、一人ひとりの障害や疾病等に応じた組織的・連続的な支援体制を充実する必要があります。
- いじめや不登校のみならず、教育相談の内容が多様化していることから、各学校において、一人ひとりの悩みや課題など個々の状況に適切に応じることのできる支援体制を充実させる必要があります。
- すべての子どもが地域の中でのびのびと学び成長するためには、家庭・地域・学校・関係機関と行政が各々の役割を果たしながら連携・協働し、支えていくことが欠かせません。
- 増加傾向にある不登校児童・生徒に対して様々な学びの場を確保し、児童・生徒の一人ひとりの社会的自立を目指すため、支援体制を整備する必要があります。

計画最終年度の目標

- すべての子どもが障害や疾病、家庭や学校での状況等にかかわらず、自分の意思と特性・状態に応じて交流したり共に学んだりできる支援体制が充実しています。
- すべての学校において、特別支援教育^{※1}や教育相談に対する教職員の理解が深まり、子どもたちの多様なニーズに対して、早期に適切な支援へとつなげることができています。
- 教育相談体制が充実し、学校内外において子どもや保護者が安心して相談できる環境が整うとともに、一人ひとりの状況に応じた支援が行われています。
- 家庭・地域・学校・関係機関と行政が各々の役割を果たしながら連携・協働し、すべての子どもが地域社会に支えられながら学び、成長しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査
2	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室 ^{※2} ・特別支援学級 ^{※3} ・特別支援学校)	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査
3	学校の教育相談体制に対する保護者の肯定率	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査
4	小中学校における特別支援学級・特別支援学校との交流及び共同学習に対する保護者の肯定率	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)	58.7 (4年度)	60.0	70.0	%
2 「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室・特別支援学級・特別支援学校)	76.8 (4年度)	85.0	95.0	%
3 学校の教育相談体制に対する保護者の肯定率	49.9 (4年度)	55.0	70.0	%
4 小中学校における特別支援学級・特別支援学校との交流及び共同学習に対する保護者の肯定率	40.3 (4年度)	75.0	85.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 特別支援教育の充実 【重点】
- 2 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備
- 3 教育相談体制の充実 【重点】
- 4 不登校児童・生徒支援体制の整備 【重点】

※1 特別支援教育:特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施する教育。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う

※2 特別支援教室:知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童・生徒を対象に、きめ細かな指導と支援を図るため、各校に設置する教室

※3 特別支援学級:小学校、中学校において知的障害、言語障害、難聴等の障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置する学級

1 特別支援教育の充実

【重点】

障害等により特別な支援が必要な子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を促進するよう、個別の教育的ニーズに応じた支援体制を充実するとともに、発達の遅れや特性のある子どもたちが、就学前後の切れ目ない支援と一人ひとりの発達段階に応じた適切な教育を受けられるよう相談支援を実施します。

また、特別な配慮を必要とする幼児の学びや発達の支援について一層の充実を図るため、就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校
	通常学級支援員の配置 77人	通常学級支援員の配置 ・拡充	通常学級支援員の配置 ・拡充	通常学級支援員の配置 ・拡充	通常学級支援員の配置 ・拡充
	通常学級介助員ボランティアの配置 延べ5,100日	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置
	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施	就学前後の切れ目ない 相談支援の実施
	就学前教育施設を対 象とする教育支援相談 の実施	就学前教育施設を対 象とする教育支援相談 の実施	就学前教育施設を対 象とする教育支援相談 の実施	就学前教育施設を対 象とする教育支援相談 の実施	就学前教育施設を対 象とする教育支援相談 の実施

2 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備

特別な支援を必要とする子どもが増加しており、一人ひとりがそれぞれの教育的ニーズに応じた、適切できめ細かな教育や支援を受けることができるよう、済美養護学校の教育環境整備に取り組みます。また、特別支援学級で学ぶ児童数の増加と通学時間等の児童の負担を考慮し、小学校1校に新たに特別支援学級を開設します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	済美養護学校の教育 環境整備 設計0.5所	済美養護学校の教育 環境整備 増築0.7所	済美養護学校の教育 環境整備 増築0.3所	—	済美養護学校の教育 環境整備 増築1所
	小学校特別支援学級 (固定級・知的障害) 改修1校 (累計10校)	小学校特別支援学級 (固定級・知的障害) 開設1校 (累計11校)	—	—	小学校特別支援学級 (固定級・知的障害) 開設1校 (累計11校)

3 教育相談体制の充実

【重点】

子ども一人ひとりの悩みや課題、背景要因に適切に対応できるよう、学校内外の教育相談体制の充実を図ることで、個別の状況に応じたきめ細かな支援を行います。特に、スクールカウンセラー^{※1}の配置日数を拡充するとともに、これまで要請に応じて学校派遣を行っていたスクールソーシャルワーカー^{※2}について、今後は、拠点となる学校へ配置し、近隣校を巡回することにより、学校や地域の実情に応じた効果的な支援を行います。そのうえで、教育相談コーディネーターとして指名・配置された教員を中核に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、校内の教育相談体制を強化していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施
	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
	スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上
	教育SAT ^{※3} 体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実

※1 スクールカウンセラー:いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家

※2 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家

※3 教育SAT:指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}やICTの活用等により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人一人の状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

※1 さざんかステップアップ教室:不登校児童・生徒が、集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※2 教育相談グループ:不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※3 ふれあいフレンド:不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校):不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に学校施設の老朽改築と長寿命化改修を進め、児童・生徒の安全確保と教育環境の向上を図るとともに、地域における教育の中核的な施設、防災の拠点としての機能を充実します。

また、学校や図書館を区民の多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動を推進するための「学びのプラットフォーム^{※1}」と捉え、誰もが気軽に利用できる仕組みづくりやサービスの充実に取り組んでいきます。

施策の現状と課題

- 学校施設の半数が築50年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築や長寿命化改修を実施することが必要です。
- 学校施設を身近にある地域の公共財として一層活用できるよう、誰もが利用しやすい仕組みを構築することが欠かせません。
- 図書館を交流や学びの場として幅広く活用できるよう、老朽化している図書館の整備を進めるとともに、読書バリアフリー法^{※2}に基づいた視覚障害者等への読書環境の整備やICTの活用を通して、サービスの充実と利便性の向上を図る必要があります。

計画最終年度の目標

- 学校施設の整備、充実が図られ、子どもたちが安全で良好な教育環境の中で学び、過ごしています。
- 学校施設が地域における学びやスポーツ活動、防災の拠点として多くの区民に活用されています。
- 老朽化している図書館の整備やICTを活用した情報提供等により図書館サービスが充実し、交流や学びの場として様々な場面で活用されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	小中学校の老朽改築校数	杉並区立小中学校老朽改築計画(第1次改築計画)及び杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により改築に着手した校数(累計)
2	小中学校の長寿命化改修校数	杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により長寿命化改修に着手した校数(累計)
3	図書館の新規利用登録者数	図書館利用カードを新規交付した人数
4	図書館の区民一人当たりの貸出冊数	年間貸出冊数÷人口



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 小中学校の老朽改築校数	9	14	21	校
2 小中学校の長寿命化改修校数	1	2	5	校
3 図書館の新規利用登録者数	16,356 (4年度)	18,500	20,500	人
4 図書館の区民一人当たりの貸出冊数	7.75 (4年度)	9	11	冊

施策を構成する実行計画事業

- 1 学校施設の有効活用の推進
- 2 区立小中学校の増改築 【重点】
- 3 区立小中学校の長寿命化改修
- 4 ICTを活用した図書館サービスの充実
- 5 図書館の整備

※1 学びのプラットフォーム:身近な学校を、放課後や休日など、学校教育以外の場面で子どもたちや地域のために活用したり、社会教育施設をこれまで以上に活用したりすることで、区民誰もが世代を超えて学び合い、教え合うことができる場を広げていこうとする区独自の考え方
 ※2 読書バリアフリー法:障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を実現するための法律。
 正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年(2019年)6月施行)

1 学校施設の有効活用の推進

学校施設を地域の公共財として一層活用し、地域スポーツ等への利用の幅を広げるため、高円寺学園でのモデル事業の実施・検証を踏まえ、学校施設の利用調整に公共施設予約システム「さざんかねっと」を導入します。

また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう、体育施設のみならず諸室等の有効活用のあり方についても引き続き検討していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	学校施設の有効活用 モデル実施・検証 1校 拡大に向けた検討	学校施設の有効活用 利用調整の システム化 実施 1校 拡大に向けた準備	学校施設の有効活用 利用調整の システム化 拡大・実施	学校施設の有効活用 利用調整の システム化 実施	学校施設の有効活用 利用調整の システム化 実施 1校 拡大に向けた準備 拡大・実施
	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

※杉並第一小学校の改築を進めていく前提として、これまでのプロセスや今後の取組に関する情報を可能な限り提供し、区民の理解と納得が得られるように取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
	富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
	杉並第二小学校 改築 0.5校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
	神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
	杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.3校	杉並第一小学校 設計 0.7校	杉並第一小学校 改築 0.3校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.3校
	西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.3校	西宮中学校 設計 0.7校	西宮中学校 検討 設計 1校
	天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
	—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
	—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
	高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校

3 区立小中学校の長寿命化改修

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、長寿命化が期待できる建物のうち築後40年目の建物について、機能や性能の劣化の回復を目的とした修繕に加え、社会的なニーズに対応するための機能向上を目的とした改修を盛り込んだ、長寿命化改修を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.6校	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.3校	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.1校	—	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.4校
	—	杉並第十小学校 長寿命化改修 設計	杉並第十小学校 長寿命化改修 改修 0.3校	杉並第十小学校 長寿命化改修 改修0.3校	杉並第十小学校 長寿命化改修 設計 改修 0.6校

4 ICTを活用した図書館サービスの充実

「学びの場としての図書館」の一層の充実を図るため、区民の調査・研究活動に役立つ外部データベース^{※1}の提供や図書館閲覧席への座席予約システムの導入を進めるとともに、使いやすさやウェブアクセシビリティ^{※2}をより一層向上させた図書館ホームページへと更新するなど、図書館サービスの充実を図ります。また、ICタグシステム^{※3}を導入し、貸出返却の時間の短縮や、本の配架場所の迅速な検索、蔵書点検にかかる時間の短縮等に取り組むとともに、自動貸出機による貸出の自動化等を行い、利用者のプライバシー保護にも配慮した、より便利で快適に利用できる図書館サービスの提供を目指します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	外部データベースの提供	外部データベースの提供	外部データベースの提供	外部データベースの提供	外部データベースの提供
	座席予約システム 導入検討	座席予約システム 検討・運用開始	座席予約システム 運用	座席予約システム 運用	座席予約システム 検討・運用開始・運用
	図書館ホームページ 更新検討	図書館ホームページ 検討・更新	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 検討・更新・運用
	ICタグシステムの導入 自動貸出機 1館	ICタグシステムの導入 自動貸出機 12館(累計13館) 予約棚 2館(累計2館)	ICタグシステムの導入 自動貸出機 —(累計13館) 予約棚 1館(累計3館)	—	ICタグシステムの導入 自動貸出機 12館(累計13館) 予約棚 3館(累計3館)

※1 外部データベース:新聞・雑誌記事、判例・法令、百科事典などのオンライン情報を提供する商用のデータベース

※2 ウェブアクセシビリティ:高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること

※3 ICタグシステム:図書館資料にICチップとアンテナが組み込まれたタグ(ICタグ)を貼付し、非接触型の蔵書管理を行うシステム

5 図書館の整備

高円寺図書館を移転・改築し、多世代が利用できる(仮称)コミュニティふらっと高円寺南との複合施設として整備します。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき、高齢や障害等の理由から読書が困難な利用者に向けた様々な資料の収集や読書環境の整備を進め、図書館サービスの充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	高円寺図書館 改築 0.7館	高円寺図書館 改築 0.3館	—	—	高円寺図書館 改築 0.3館
	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料 ^{※1} の製 作 読書バリアフリー資 料の収集・提供	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料の製作 読書バリアフリー資料 の収集・提供	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料の製作 読書バリアフリー資料 の収集・提供	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料の製作 読書バリアフリー資料 の収集・提供	読書バリアフリーの 推進 DAISY資料の製作 読書バリアフリー資料 の収集・提供
	高円寺地域の新たな 図書館 検討	高円寺地域の新たな 図書館 検討	高円寺地域の新たな 図書館 検討	高円寺地域の新たな 図書館 検討	高円寺地域の新たな 図書館 検討

※1 DAISY資料:Digital Accessible Information Systemの略。視覚障害等により普通の印刷物を読むことが困難な方のために開発された国際基準規格のデジタル録音図書。音声DAISYと音声を聞きながら画像を見るマルチメディアDAISYの2種類がある

施策25 生涯にわたる学びの支援

「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるためには、地域とつながりながら、すべての人が学び続けられ、学び直しができることが重要です。そのために、学校や社会教育施設を「学びのプラットフォーム」として活用するとともに、より身近な地域の施設で事業を実施するなど、区民の身近な地域に学びの環境を整えます。また、他者とかかわり、つながりあいながら、新たな価値を生み出すことや社会の主役となることができる学びの支援を行います。

施策の現状と課題

- すべての区民が学び続け、学び直せる機会を得るためには、学びの機会が身近にあることが必要です。今後は、社会教育施設を拠点としつつ、地域で学んだり活動したりした経験のない人でも気軽に学びの場に参加できるよう、これまで以上の工夫が求められます。
- 区民が身近なところで主体的にいきいきと地域活動に取り組むためには、人づくりや地域づくりにつながる学び合い・教え合いの機会を設けることが必要です。
- 区民が自分の暮らす地域に誇りと愛着を持ち、地域とのつながりを感じながら心豊かに暮らすためには、杉並の歴史や地域に根付いている文化について触れ、学ぶことが必要です。

計画最終年度の目標

- 身近な地域に多様な学びの機会が生まれ、すべての区民が地域の中でいきいきと学び続けています。
- 人と人、人と学びや活動の場をつなげるための支援が充実し、他者とかかわりや学び合い・教え合いを通じて、みんなでより良い地域づくりを行っています。
- 地域の歴史や文化を学ぶ機会が充実し、わがまち杉並の歴史や文化を理解する区民が増えるとともに、区民がわがまちに誇りを持ち、郷土愛が一層育まれています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合	区民意向調査
2	地域の行事に参加している児童・生徒の割合	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合	6.0 (4年度)	11.0	13.0	%
2 地域の行事に参加している児童・生徒の割合	43.5 (4年度)	53.0	60.0	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 社会教育士の育成・活用 【重点】
- 2 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
- 3 地域と学校の協働活動の充実
- 4 歴史・文化に親しむ機会の充実 【再掲】 (施策28-1)

1 社会教育士の育成・活用

【重点】

他者とかかわりあいながら力を合わせてより良いまちをつくらうとする地域の人々を、学びを通してつなぎ、広げる取組を進めます。この取組を担う社会教育士^{※1}等の育成と効果的な活用を通じて人々の学びを支援することで、地域の中で主体性を持っていきいきと活動する人を増やし、豊かな地域づくりにつなげます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	社会教育士の育成	社会教育士の育成	社会教育士の育成	社会教育士の育成	社会教育士の育成
	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 試行実施 スキルアップ講座実施 —	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座実施 新たな社会教育活動の支援 検討	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座実施 新たな社会教育活動の支援 実施	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座実施 新たな社会教育活動の支援 実施	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座実施 新たな社会教育活動の支援 検討・実施

※1 社会教育士:地域の教育、福祉、防災、環境、産業など様々な分野における学びの支援を通して、人づくりや地域づくりに携わる役割を担う専門人材

2 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実

誰もが気軽に学びに触れることのできる機会を提供するため、生涯学習分野の様々な事業を学校や社会教育施設をはじめとした区民に身近な地域の施設で実施します。また、民間企業や地域団体等との連携を深めることにより、区民の学習機会を充実させるとともに、新たな学びの担い手の発掘・育成につなげます。

科学教育については、令和5年(2023年)10月に旧杉並第四小学校の跡地を活用して民間事業者が開設した「IMAGIN US(イマジナス)」を拠点に、今後は身近な地域の施設を活用した出前型の事業と、拠点で実施する事業を一体的に進めていくことで、更なる充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 3地域
	成人学習支援の充実 実施	成人学習支援の充実 実施	成人学習支援の充実 実施	成人学習支援の充実 実施	成人学習支援の充実 実施
	科学教育の推進 実施	科学教育の推進 実施	科学教育の推進 実施	科学教育の推進 実施	科学教育の推進 実施
	地域との連携による図書館サービスの充実 実施	地域との連携による図書館サービスの充実 実施	地域との連携による図書館サービスの充実 実施	地域との連携による図書館サービスの充実 実施	地域との連携による図書館サービスの充実 実施

3 地域と学校の協働活動の充実

誰もが教育の担い手として学び合い、教え合うことのできるまちを目指して、学校の教育活動を支援する学校支援本部や、地域の多様な主体が連携し子どもの育成に係る課題解決に向けて取り組む地域教育推進協議会の活動を支援するとともに、こうした活動に参加する地域の人々のすそ野が広がるよう、地域学校協働活動推進員を配置し、中学校区を単位とした地域教育推進協議会と学校支援本部の連携を強化します。

また、子どもも地域の一員であり、地域づくりの担い手であるという視点に立ち、中学生レスキュー隊をはじめとして、様々な子どもの活躍の場を設けます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校
	地域教育推進協議会の活動支援 4地区	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》
	地域学校協働活動推進員の配置 4名	地域学校協働活動推進員の配置 《4名》	地域学校協働活動推進員の配置 《4名》	地域学校協働活動推進員の配置 《4名》	地域学校協働活動推進員の配置 《4名》
	—	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施 推進
	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校

施策26 多様な地域活動への支援

高齢化をはじめ、単身世帯や核家族世帯、共働き世帯の増加など社会構造が変化している中で、地域の課題は複雑化・高度化しており、地域の実情に即した対応が求められています。住民自治の主体となる区民一人ひとりが生涯にわたって学び、主体的に地域活動へ参画できるよう、すぎなみ地域大学などにより人材の育成等を進めるとともに、その受け皿となる町会・自治会・NPO等の多様な地域団体の活動を支援します。

施策の現状と課題

- 町会・自治会は、加入率(令和5年(2023年)3月時点44.0%)の低下に加え、役員の高齢化や担い手不足等が進んでおり、活動の活性化のためには、多世代の区民が学び、仲間を広げ、地域社会の担い手として町会等において活躍できるようにしていく必要があります。
- 区民意向調査によると、地域活動に参加している区民の割合(令和4年度(2022年度))は12.4%となっており、区民の社会参加への意欲を地域活動につなげるための更なる取組が求められます。
- 地域活動の担い手を育成するすぎなみ地域大学では、平成18年(2006年)4月の開校以来、累計6,000人を超える受講生が地域活動に参加しました。今後も地域で活躍する人材を育成していく必要があります。

計画最終年度の目標

- 町会・自治会をはじめとする多様な地域団体が、活動の場を必要としている地域人材の受け皿となりながら、互いに連携・協働して地域活動を充実し、自らのまちをより良くする取組を進めています。
- 地域活動の担い手となる人材が自ら学び、育ち、積極的に地域活動に参加することにより、住民自治の基盤となる地域コミュニティの活性化が図られています。
- 多様な地域団体や区民の活動・交流等の拠点となる地域集会施設について、地域バランスを考慮し、計画的に整備されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	地域活動に参加している区民の割合	区民意向調査
2	すぎなみ地域大学講座受講者の地域活動参加者数(累計)	—
3	集会施設の利用率	利用回数÷利用可能回数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 地域活動に参加している区民の割合	12.4 (4年度)	20.0	24.0	%
2 すぎなみ地域大学講座受講者の地域活動参加者数(累計)	6,589 (4年度)	7,000	8,000	人
3 集会施設の利用率	51.3 (4年度)	53.0	55.0	%

施策を構成する実行計画事業

1 地域活動団体への支援

【重点】

2 地域活動を担う人材の育成・支援

3 地域活動拠点の整備

1 地域活動団体への支援

【重点】

町会・自治会による地域の絆を深める取組や地域情報を発信・共有する取組を支援することにより、町会・自治会が地域人材の受け皿となるとともに、今後の活動の活性化につなげていきます。また、NPO支援基金に基づく助成金の交付や協働提案制度の実施を通して、地域の課題解決に向けた自主的な活動に取り組んでいるNPO法人等の地域団体を支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 18町会 町会・自治会掲示板設置等助成 33基 町会・自治会ICT活用支援 —	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 60町会 町会・自治会掲示板設置等助成 180基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施
	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施

2 地域活動を担う人材の育成・支援

すぎなみ地域大学では、地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を学ぶ講座を開講し、区の行政課題を共に解決するための人材や地域課題の解決に取り組む団体の人材など、様々な分野で活躍する人材を育成します。また、すぎなみ協働プラザによる講座の実施や相談業務等の団体への活動支援及び区民のボランティア活動推進を担う杉並ボランティアセンターへの運営補助を通して、地域活動を担う人材の育成・支援を進めていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	すぎなみ地域大学の運営 25講座	すぎなみ地域大学の運営 25講座	すぎなみ地域大学の運営 25講座	すぎなみ地域大学の運営 25講座	すぎなみ地域大学の運営 75講座
	すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施	すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施	すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施	すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施	すぎなみ協働プラザによる人材育成・活動支援 実施
	杉並ボランティアセンターの活動支援	杉並ボランティアセンターの活動支援	杉並ボランティアセンターの活動支援	杉並ボランティアセンターの活動支援	杉並ボランティアセンターの活動支援

3 地域活動拠点の整備

区内7地域におけるコミュニティ形成のための拠点施設として設置している地域区民センターのうち、築40年を経過している荻窪地域区民センターについて、老朽化への対応と機能向上を図るため、長寿命化改修を行います。また、今後のコミュニティふらっとの整備については、各地域における課題や老朽化した施設のあり方について施設利用者や地域住民と共に考えながら、検討していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻窪地域区民センター 設計 0.7所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 0.3所	荻窪地域区民センター 改修 0.7所	—	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 1所
	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	—	—	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所
	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所	—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所

施策27 多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが気軽に文化・芸術に親しめるよう、杉並芸術会館（座・高円寺）や杉並公会堂で実施する事業に加え、区内事業者による多様な文化・芸術活動を支援していきます。

また、多文化共生^{※1}社会の実現に向けた在住外国人への支援や、文化、スポーツ等を通じた交流の機会を創出します。さらに、こうした取組の基盤となる区民一人ひとりの平和への意識を高めるよう、平和事業を推進していきます。

施策の現状と課題

- 文化の拠点である杉並芸術会館（座・高円寺）及び杉並公会堂で、多様な文化・芸術活動が実施され、区民が生涯を通じて文化・芸術に触れられる機会を提供することが必要です。
- 区内の文化・芸術事業者が、魅力的な事業を安定的に実施できるよう、継続性のある活動支援が求められています。
- 在住外国人が地域の一員として社会に参加するとともに、区民が国内外の異なる文化に触れ、相互理解を深めることが必要です。
- 区民一人ひとりが、戦争の悲惨さや平和の尊さに対する認識を深めるため、平和の意識啓発に取り組む必要があります。

計画最終年度の目標

- 誰もが気軽に文化・芸術に親しめる環境が整い、多様な文化が育まれています。
- 国籍や民族等を問わず誰もが安心して生活できる環境が整い、多くの区民がお互いを尊重し合い、違いを認め合う、多文化共生社会への理解を深めています。
- 国内外交流事業を通じて、幅広い世代や異なる文化を持つ人々が積極的に交流することによって、多くの区民が相互理解を深めています。
- 平和都市宣言^{※2}を行った自治体として、戦争の悲惨さと平和の尊さを区民と共有するとともに、次世代を担う子どもたちの中に平和を希求する心が育まれています。

目標に向けた施策指標（成果指標）の設定

指標名		指標の説明
1	過去1年間に1回以上、文化・芸術鑑賞をした区民の割合（オンライン配信含む）	区民意向調査
2	在住外国人支援事業の参加者数	—
3	国内外交流事業の参加者数	—



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 過去1年間に1回以上、文化・芸術鑑賞をした区民の割合(オンライン配信含む)	78.1 (4年度)	78.8	80.0	%
2 在住外国人支援事業の参加者数	765 (4年度)	920	1,100	人
3 国内外交流事業の参加者数	2,449 (4年度)	5,300	6,000	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 文化・芸術活動の創造と発信
- 2 文化・芸術活動の支援 【重点】
- 3 多文化共生・国内外交流の推進 【重点】
- 4 平和事業の推進

※1 多文化共生:国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

※2 平和都市宣言:杉並区が昭和63年(1988年)3月30日に、核兵器の廃絶を希求し、人類共通の願いである世界の恒久平和実現のために行った宣言

1 文化・芸術活動の創造と発信

文化の拠点である杉並芸術会館(座・高円寺)及び杉並公会堂で、指定管理者やPFI事業者の独自のノウハウを生かした施設運営を行い、周辺地域のにぎわいの創出につなげるとともに、多世代で楽しめる舞台芸術や良質な音楽を提供します。

また、日本フィルハーモニー交響楽団との友好提携に基づき、区役所ロビーコンサートや公開リハーサルなどの提携事業を実施します。さらに、NPO法人との協働により運営する「スギナミ・ウェブ・ミュージアム^{※1}」や文化・芸術活動に関する情報紙の発行等により、効果的な情報発信を図っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 30回 杉並公会堂 25回	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 30回 杉並公会堂 25回	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 30回 杉並公会堂 30回	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 30回 杉並公会堂 30回	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 90回 杉並公会堂 85回
	日本フィル友好提携事業の実施	日本フィル友好提携事業の実施	日本フィル友好提携事業の実施	日本フィル友好提携事業の実施	日本フィル友好提携事業の実施
	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信
	情報紙「コミュかる」の発行 4回	情報紙「コミュかる」の発行 4回	情報紙「コミュかる」の発行 4回	情報紙「コミュかる」の発行 4回	情報紙「コミュかる」の発行 12回

※1 スギナミ・ウェブ・ミュージアム: パソコンやスマートフォンで美術作品を鑑賞することができる仮想美術館

2 文化・芸術活動の支援

【重点】

区内での多様な文化・芸術の振興を図るため、区内の文化芸術活動に造詣の深い有識者等を中心とした「文化・芸術振興審議会」を運営するとともに、区民や区内に拠点を持つ団体又は個人が行う幅広いジャンルの文化活動や創造的な芸術活動が積極的に展開されるよう支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	文化・芸術振興審議会 運営	文化・芸術振興審議会 運営	文化・芸術振興審議会 運営	文化・芸術振興審議会 運営	文化・芸術振興審議会 運営
	文化芸術活動助成 25件	文化芸術活動助成 35件	文化芸術活動助成 35件	文化芸術活動助成 35件	文化芸術活動助成 105件

3 多文化共生・国内外交流の推進

【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、杉並区交流協会と連携して子ども日本語教室等の在住外国人支援事業の充実・発展を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層推進するため、多文化キッズサロン^{※1}の早期設置に向けた検討等を進めます。

また、幅広い世代が国際友好都市^{※2}及び国内交流自治体^{※3}等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を進める機会を創出するとともに、交流自治体が実施するお試し移住事業等への参加支援を通じて、交流自治体への新しい人の流れをつくる取組を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討
	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流
	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 111回 情報発信 6回
	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援
	特別区全国連携プロジェクト ^{※4} の推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進

※1 多文化キッズサロン:日本語を母語としない子どもが安心して立ち寄ることができ、学び・人とつながることができる地域の居場所

※2 国際友好都市:友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※3 国内交流自治体:区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村

※4 特別区全国連携プロジェクト:東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

4 平和事業の推進

平和都市宣言を行った自治体として、戦争の悲惨さと平和の尊さを区民と共有するとともに、次世代を担う子どもたちの平和を希求する心を育てるため、啓発事業を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	平和のつどい 2回	平和のつどい 2回	平和のつどい 2回	平和のつどい 2回	平和のつどい 6回
	平和のためのポスターコンクール 実施	平和のためのポスターコンクール 実施	平和のためのポスターコンクール 実施	平和のためのポスターコンクール 実施	平和のためのポスターコンクール 実施

施策28 次世代への歴史・文化の継承

杉並の地域に根ざした歴史や文化を次世代に継承していくため、区民が歴史・文化に親しむことができる機会や場を充実させるとともに、杉並の歴史・文化を区内外に発信し、区民の愛郷心の醸成と杉並らしいまちの魅力を広げる取組を推進します。

施策の現状と課題

- まちの魅力を高めるとともに、地域に対する愛着を深めるためには、身近な地域で、歴史や文化に親しむ機会や場を充実させることが重要になります。
- 区民の英知と行動の結集が区の発展の礎となってきた杉並の歴史や文化を共有するとともに次世代に伝え、更なるまちの発展へとつなげていく必要があります。
- 区制施行90周年事業を通じて原水爆禁止署名運動や東京高円寺阿波おどり等の貴重な資料を収集し、映像化・資料化しましたが、こうした歴史的資料が劣化し廃棄されることのないよう、着実に収集し、保存していく必要があります。

計画最終年度の目標

- 伝統的な歴史や文化が継承され、区民が地域に対する魅力に誇りを持っています。
- 区民の愛郷心が醸成されるとともに、文化都市としてのイメージが根付き、区内外に定着しています。
- 杉並区の歴史的資料がデジタル化等により適切に保存されて、いつでも、誰でも、どこでも見ることができ、また活用できる体制が整っています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	文化財等を活用した事業への参加者数	郷土博物館の来館者数及び出前型事業の来場者数＋荻外荘の来館者数＋郷土芸能大会の来場者数＋古典の日来場者数
2	文化財等を活用したオンライン動画等の視聴回数	YouTube動画の視聴回数＋デジタルアーカイブ ^{※1} 資料の閲覧件数 <small>※デジタルアーカイブ資料の閲覧件数は現状値に含まれていない。令和7年度(2025年度)の実績値を把握・分析後、毎年度修正において、目標値を修正</small>



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 文化財等を活用した事業への参加者数	31,586 (4年度)	58,720	62,785	人
2 文化財等を活用したオンライン動画等の視聴回数	136,976 (4年度)	137,800	139,000	回

施策を構成する実行計画事業

- 1 歴史・文化に親しむ機会の充実 【重点】
- 2 区の歴史・文化情報の発信
- 3 荻外荘公園の整備 【再掲】 (施策11-6)

※1 デジタルアーカイブ: 重要な文書や文化資源等の情報をデジタル化して記録・管理し、さらにそのデータをインターネット上で共有したり活用したりする仕組み

1 歴史・文化に親しむ機会の充実

【重点】

歴史的な建造物や区指定・登録有形文化財を生かした杉並らしい展示を通して地域に対する誇りや郷土愛を育むとともに、関係団体と幅広く連携しながら、日本の古典や郷土芸能に親しむ事業を実施し、伝統文化への理解、促進につなげます。また、陽明文庫^{※1}の協力を得て、文庫所蔵資料の共同調査を実施し、荻外荘の歴史的価値の理解を深める展示を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	杉並らしい特別展・企画展の実施 4回	杉並らしい特別展・企画展の実施 4回	杉並らしい特別展・企画展の実施 4回	杉並らしい特別展・企画展の実施 4回	杉並らしい特別展・企画展の実施 12回
	陽明文庫との共同調査実施	陽明文庫の資料展示	陽明文庫の資料展示	陽明文庫の資料展示	陽明文庫の資料展示
	文化財の収集・保存	文化財の収集・保存	文化財の収集・保存	文化財の収集・保存	文化財の収集・保存
	伝統文化・郷土芸能への理解促進 2回	伝統文化・郷土芸能への理解促進 2回	伝統文化・郷土芸能への理解促進 2回	伝統文化・郷土芸能への理解促進 2回	伝統文化・郷土芸能への理解促進 6回

※1 陽明文庫:昭和前期に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿が京都市に設立した歴史資料館。近衛家に伝習した古文書、古典籍、古美術工芸品等を一括して保存管理している

2 区の歴史・文化情報の発信

歴史的資料のデジタル化を進めるとともに、デジタルデータを保存・公開・活用するアーカイブ化の検討など、区の歴史・文化情報発信の充実に向けて取り組みます。また、来るべき区制施行100周年を見据え、これまでに各課で作成した資料や映像データ等について適切に保存するなどに加え、新たな区史の編さんに向けた歴史資料の収集を着実に進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 調査・研究	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 検討	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 実施	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 実施	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 検討・実施
	新たな区史編さん 調査・研究	新たな区史編さん 資料収集等調査	新たな区史編さん 資料収集等調査	新たな区史編さん 資料収集等調査	新たな区史編さん 資料収集等調査

施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

スポーツ・運動は、区民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠です。また、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に行うことで、人と人、地域と地域の絆を深め、地域の一体感や協力し合う雰囲気を醸成し、さらには、ノーマライゼーション^{※1}の推進に寄与します。このため、学校施設や地域人材等の様々な社会資源を生かし、誰もがスポーツ・運動に親しむことのできる環境づくりを進めます。

施策の現状と課題

- 計画的に取り組んできた体育館3所の移転改修は予定どおり終了し、区民がより身近にスポーツ・運動に親しめる環境づくりが進んでいます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、スポーツ・運動に対する区民の関心が高まったことから、区民が様々な場所でスポーツ・運動に親しめる事業を展開することが求められています。
- 障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいスポーツの場と機会を広げるため、障害者が参加しやすい環境づくりを進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 障害の有無や年齢にかかわらず、すべての区民にとってスポーツ・運動がより身近になり、スポーツ・運動に親しむ区民が増えています。
- スポーツ・運動に親しみ、楽しむことにより、健康であると感じている区民が増えています。
- 障害者がスポーツ・運動に親しむことのできる場と機会が充実しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	成人の週1回以上のスポーツ・運動の実施率	区民意向調査
2	健康であると感じている区民の割合	区民意向調査
3	障害者スポーツ事業の参加者数	—



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 成人の週1回以上のスポーツ・運動の実施率	56.4 (4年度)	64.0	65.0	%
2 健康であると感じている区民の割合	83.5 (4年度)	88.0	90.0	%
3 障害者スポーツ事業の参加者数	1,022 (4年度)	1,800	2,700	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 【重点】
- 2 障害者スポーツの推進 【重点】
- 3 体育施設の整備・充実

※1 ノーマライゼーション: 障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す理念

1 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

【重点】

指定管理者制度を導入している体育施設において、民間事業者の創意工夫による多様なスポーツ振興事業を実施します。また、各種のスポーツを行っている区民・団体等の成果発表と、交流の場となる区民体育祭等を開催するとともに、地域のスポーツ団体や人材の活動支援を図り、より多くの人が、スポーツ・運動に親しむことができる場と機会を充実していきます。学校施設においては、「学びのプラットフォーム」として、多くの地域住民の活動の場となるよう、モデル事業の実施・検証を踏まえ、各地域においてスポーツ振興事業を実施していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	スポーツ振興事業 実施	スポーツ振興事業 実施	スポーツ振興事業 実施	スポーツ振興事業 実施	スポーツ振興事業 実施
	チャレンジ・アスリート※1 の実施	チャレンジ・アスリートの 実施	チャレンジ・アスリートの 実施	チャレンジ・アスリートの 実施	チャレンジ・アスリートの 実施
	総合型地域スポーツク ラブ※2 設立支援 運営支援	総合型地域スポーツク ラブ 設立支援 運営支援	総合型地域スポーツク ラブ 設立支援 運営支援	総合型地域スポーツク ラブ 設立支援 運営支援	総合型地域スポーツク ラブ 設立支援 運営支援
	学校施設の有効活用 モデル実施・検証 1校 拡大に向けた検討	学校施設の有効活用 地域スポーツ振興事 業 準備	学校施設の有効活用 地域スポーツ振興事 業 実施	学校施設の有効活用 地域スポーツ振興事 業 実施	学校施設の有効活用 地域スポーツ振興事 業 準備・実施

※1 チャレンジ・アスリート:子どもたちがトップアスリートと共に、オリンピック種目・パラリンピック種目を楽しむ体験や、スポーツに関する仕事の体験など、多様な体験をすることで、夢に向かって自らの意思でスポーツを選びチャレンジする子どもを育成する取組

※2 総合型地域スポーツクラブ:複数の種目が用意され(多種目)、子どもから高齢者まで(多世代)、また、初心者からトップレベルまで(多志向)が身近な地域でスポーツに親しむことを目指した、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

2 障害者スポーツの推進

【重点】

障害者が地域の身近なスポーツ施設で気軽にスポーツ・運動に親しめるよう、障害者スポーツ教室の充実に取り組みます。また、障害者が好みに応じて種目や内容を選択できるユニバーサルタイム※1の実施に合わせて、障害者スポーツネットワークを構築し、障害者が安心して参加できるように支援体制を整えていきます。

ハード面については、障害当事者等によるモニタリングでの意見や障害者のスポーツ環境向上に向けたネットワークにおいて共有された課題を踏まえて、改善・改良していきます。ソフトとハードの両面から一体的にバリアフリーを進めることで、障害の有無にかかわらず、多様な人々が利用しやすい施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害者スポーツ環境の 充実 障害者スポーツ教室 実施 ユニバーサルタイム 実施 障害者スポーツネット ワークの推進	障害者スポーツ環境の 充実 障害者スポーツ教室 実施 ユニバーサルタイム 実施 障害者スポーツネット ワークの推進	障害者スポーツ環境の 充実 障害者スポーツ教室 実施 ユニバーサルタイム 実施 障害者スポーツネット ワークの推進	障害者スポーツ環境の 充実 障害者スポーツ教室 実施 ユニバーサルタイム 実施 障害者スポーツネット ワークの推進	障害者スポーツ環境の 充実 障害者スポーツ教室 実施 ユニバーサルタイム 実施 障害者スポーツネット ワークの推進
	施設のユニバーサルデ ザインの推進 設備の改善・改良	施設のユニバーサルデ ザインの推進 設備の改善・改良	施設のユニバーサルデ ザインの推進 設備の改善・改良	施設のユニバーサルデ ザインの推進 設備の改善・改良	施設のユニバーサルデ ザインの推進 設備の改善・改良

※1 ユニバーサルタイム:障害者が障害の種類・程度や本人希望に応じて、サポーター等と一緒に、ボール遊びや軽い体操・ダンス・ウォーキングなどを自ら選択して行う事業

3 体育施設の整備・充実

体育施設の整備・充実のため、新たに下高井戸おおぞら公園内に多目的スポーツコート等を整備します。
また、老朽化した設備については、計画的に修繕・改修を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 設計	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事・開設	—	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事・開設